

第 1 日 3 月 6 日 (木曜日) 本 会 議

第 2 日 3 月 7 日 (金曜日) 本 会 議

第 5 日 3月10日 (月曜日) 本 会 議

第 6 日 3 月 1 1 日 (火曜日) 本 会 議

第 3 日      3 月 8 日（土曜日）      本会議休会

第 4 日      3 月 9 日（日曜日）      本会議休会

平成26年  
第1回定例会 横瀬町議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月6日(木)	
○開 会	5
○開 議	5
○町長あいさつ	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	7
○一般質問	13
6番 赤岩 森夫 議員	13
4番 大野 伸恵 議員	17
○答弁の補足	24
1番 富田 能成 議員	25
8番 若林 スミ子 議員	35
○議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	45
・議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	
○議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	49
・議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例	
○議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	51
・議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の 一部を改正する条例	
○議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	53
・議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例	
○議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決	54
・議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例	
○議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	56
・議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する 条例の一部を改正する条例	
○議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	57
・議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する	

る条例の一部を改正する条例

○議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	59
・議案第8号 埼玉縣市町村総合事務組合の規約変更について	
○散 会	61



3月7日(金)	○開 議	65
	○議事日程の報告	65
	○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決	65
	・議案第9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)	
	○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決	72
	・議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決	74
	・議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決	75
	・議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	
	○答弁の補足	76
	○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	77
	・議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算(第3号)	
	○議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決	78
	・議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算(第3号)	
	○議案第15号～議案第21号の上程、説明	80
	・議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算	
	・議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算	
	○施政方針に対する質疑	86

○議案第15号～議案第21号の説明	86
○延 会	87



3月8日(土)	○休 会
3月9日(日)	○休 会



3月10日(月)	○開 議	91
	○議事日程の報告	91
	○議案第15号～議案第21号の説明、質疑	91
	・議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計 算	
	・議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算	
	○延 会	116



3月11日(火)	○開 議	121
	○議事日程の報告	121
	○議案第15号～議案第21号の質疑、討論、採決	121
	・議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算	
	・議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算	
	・議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算	
	・議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算	
	・議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算	
	・議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計 算	
	・議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算	

○町長あいさつ .....	1 5 5
○議案第 2 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 5
・議案第 2 2 号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結について	
○議案第 2 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 8
・議案第 2 3 号 財産の取得について	
○請願第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 5 9
・請願第 1 号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書	
○日程の追加 .....	1 6 1
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決 .....	1 6 1
・発議第 1 号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について	
○閉会中の継続審査の申し出 .....	1 6 3
○閉 会 .....	1 6 4

○ 招 集 告 示

横瀬町告示第6号

平成26年第1回横瀬町議会定例会を、平成26年3月6日横瀬町役場に招集する。

平成26年2月27日

秩父郡横瀬町長 加 藤 嘉 郎

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1番	富	田	能	成	議員	2番	新	井	鼓	次	郎	議員	
3番	内	藤	純	夫	議員	4番	大	野	伸	惠		議員	
5番	若	林	想	一	郎	議員	6番	赤	岩	森	夫	議員	
7番	町	田	勇	佐	久	議員	8番	若	林	ス	ミ	子	議員
9番	関	根			修	議員	10番	小	泉	初	男	議員	
11番	若	林	新	一	郎	議員	12番	若	林	清	平	議員	

不応招議員（なし）

## 平成26年第1回横瀬町議会定例会 第1日

平成26年3月6日(木曜日)

議事日程(第1号)

1、開 会

1、開 議

1、町長あいさつ

1、議事日程の報告

1、会議録署名議員の指名

1、会期の決定

1、諸般の報告

1、一般質問

6 番 赤 岩 森 夫 議員

4 番 大 野 伸 恵 議員

1 番 富 田 能 成 議員

8 番 若 林 スミ子 議員

1、議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第8号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、散 会

午前10時開会

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開会の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

平成26年第1回横瀬町議会定例会の招集に当たり、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

全員の出席でございます。ただいまより開会いたします。



◎開議の宣告

○関根 修議長 直ちに本日の会議を開きます。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 町長のごあいさつをお願い申し上げます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 皆さん、おはようございます。横瀬町議会平成26年3月定例会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

暦の上では桜の季節とはいうものの、寒さがなかなか去ってくれない今日このごろでございますが、議員各位には、大変ご多忙の中、本定例会にご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成25年度も残りわずかとなりました。本年度は、西武鉄道問題に始まり、西武鉄道利用促進を秩父全体で考える年となりました。平成25年度の重点施策につきましては、議員各位、町民の方々のご協力をいただき、順調に進めさせていただきました。

魅力プロジェクトとしては、道の駅前にブコーさん観光案内所をオープンさせ、モミジのまちづくりを展開させていただきました。

絆プロジェクトとしては、ウオーターパーク・シラヤマ内に高齢者健康遊具、子供向け遊具を設置し、多くの方々に利用していただいております。

希望プロジェクトとしては、災害用物資を順調に備蓄し、防犯灯のLED化も今月中旬に終了見込みとなっております。コミュニティバスブコーさん号も大変親しまれるようになり、乗車客もふえてきております。また、下横瀬橋拡幅補強工事は、下部工について一部繰り越しとなりましたが、完成に向け進捗しております。

以上、議員各位及び町民の皆様の深いご理解、ご協力、温かいご支援のたまものと感謝申し上げます。

最後に、本定例会にご提案申し上げました議案についてであります。条例の制定2件、条例の一部改

正 5 件、埼玉県市町村総合事務組合の規約の変更協議 1 件、平成25年度一般会計、特別会計、水道事業会計補正予算 6 件、平成26年度一般会計、特別会計、水道事業会計予算 7 件、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得 2 件であります。ご審議を賜りまして、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

なお、施政方針につきましては、慣例によりまして、新年度予算上程の際申し述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 以上で町長のあいさつを終わります。

---

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○**関根 修議長** 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第114条の規定により、議長よりご指名申し上げます。

1 番 富 田 能 成 議員

1 1 番 若 林 新一郎 議員

1 2 番 若 林 清 平 議員

以上の 3 名の方をお願いいたします。

---

◇

◎会期の決定

○**関根 修議長** 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

この件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

議会運営委員長、7 番、町田勇佐久議員。

〔町田勇佐久議会運営委員長登壇〕

○**町田勇佐久議会運営委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名いただきましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告をさせていただきます。

当委員会は、2月27日午後2時より301会議室において開催し、出席者は委員全員に、議長、事務局長、書記で、日程及び会期について審議をいたしました。

事務局長より、3月定例会に予定されている議案等の提示を受け、議案件数及び一般質問者の人数等を

検討の結果、会期は3月6日から3月11日までの6日間とし、会議規則第9条1項の規定により、8日、9日は休会といたしましたが、このたび急遽川内村長が7日に来町、また10日には降雪災害の政府調査団に町長、議長が同行することから、急遽議会運営委員会を本日9時20分より開催、会期日程等について協議、7日については会議を4時30分で終了し、また10日は午後1時30分より会議を開会といたしました。

会期日程の詳細については、1日目を議案第8号まで、2日目は議案第9号から議案第21号まで、5日目は2日目と同じ議案第9号から議案第21号まで、最終日は11日でございますが、議案第16号から最後までといたします。

なお、議会運営が円滑になされますようお願いいたしまして、議会運営委員会の報告といたします。よろしく願います。

○**関根 修議長** お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日6日から11日までの6日間と決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は6日間と決定いたしました。



#### ◎諸般の報告

○**関根 修議長** 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、平成25年第7回定例会において可決されました道州制導入に反対する意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣に提出しておきましたので、ご報告いたします。

同じく第7回定例会において可決されました森林・林業・木材関連産業政策の推進に関する意見書につきましては、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、農林水産大臣、林野庁長官に提出しておきましたので、ご報告いたします。

次に、平成25年第7回定例会以降に受理いたしました陳情につきましては、お手元に陳情文書及び陳情書の写しを配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成25年度横瀬町教育委員会自己点検・自己評価の報告書が提出されています。この件につきましては、その写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、平成25年第7回定例会以降の議長の公務及び公務により出張したことにつきましては、お手元に議長の諸報告を配付しておりますので、ご了承願います。

次に、議員派遣の件でございますが、この件につきましては、お手元に議員派遣の件として配付しております。会議規則第116条第1項ただし書きの規定により、議長において派遣を決定いたしましたので、ご了承願います。

次に、本町における大雪災害に対し、お見舞い電報が全国町村議会議長会より2月20日に届いております。

すので、ご報告いたします。

次に、平成25年12月、平成26年1月及び2月実施分の例月出納検査の結果報告が提出されています。この報告については、監査委員に説明を求めます。

一柳代表監査委員。

〔一柳俊一代表監査委員登壇〕

○一柳俊一代表監査委員 おはようございます。ただいま議長からご指名いただきましたので、例月出納検査の直近3カ月でございますが、内容についてご説明申し上げます。

内容につきましては、平成25年12月17日、それから平成26年1月21日と2月21日に実施をいたしまして、地方自治法の規定に基づいて報告したものでございます。

検査対象は、従前どおり平成25年度一般会計のほか4つの特別会計並びに水道事業会計にかかわる歳入歳出現金出納状況でございます。

検査の結果について申し上げます。検査期日現在の収支現在高は検査資料と符合、正確に処理されており、計数上の誤りもなく、特に指摘すべき事項はございませんでした。また、検査の過程の気づき等含めました軽易な事柄につきましては、その都度触れておきましたことを申し添えておきます。

なお、直近の1月31日現在の現金預金残高は、お手元にお配りしています出納状況表に示すとおり、一般会計、特別会計等では5億9,555万3,017円、水道事業会計におきましては2億1,867万3,151円であることを確認いたしました。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○関根 修議長 以上で例月出納検査の説明を終わります。

次に、各常任委員会委員長報告をお願いいたします。

初めに、総務文教厚生常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員長 総務文教厚生常任委員会の報告をさせていただきます。

開催日時等、平成26年2月24日月曜日、午前10時から。場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員長、委員4名、欠席1名、執行部11名、事務局2名。会議録署名委員の指名については、関根委員、内藤委員をお願いいたしました。

審査事件、1、所管事務調査、出納室事務について、2、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について、3、横瀬町中学生海外派遣事業について、4、その他。

審査経過。1、所管事務調査について。参事兼会計管理者より、出納室事務について以下のとおり説明を受けました。ア、公金の保全対策について、会計管理者とは、公金貯金保全対策。イ、歳計現金・基金の保管及び運用状況について、歳計現金及び基金の保管、公金運用状況。ウ、埼玉県証紙売りさばきについて、埼玉県証紙売りさばき状況一覧をもとに説明を受けました。

2、横瀬町教育委員会自己点検・自己評価報告について。教育長より、自己点検・自己評価報告に基づき報告がありました。

3、横瀬町中学生海外派遣事業について。教育次長より、平成26年度中学生海外派遣事業計画（案）に

基づき説明を受けました。

4、その他。各課長より、本定例会に提出される議案等の説明がありました。

委員質疑につきまして、1、小中学生におけるいじめ、不登校等の発生件数について、2、体力テスト実施時の児童生徒の取り組み姿勢及び態度について。

まとめといたしまして、1、所管事務調査について、当委員会といたしましては、審議の結果、これら説明を受けたといたしました。

2、教育委員会自己点検・自己評価報告について、当委員会といたしましては、報告を受けたということにいたしました。

3、中学生海外派遣事業は、実施する方向で承認するというのでまとめにしました。

4、その他の件について、当委員会としては、これら報告、説明を聞きおくことといたしました。

以上のとおり報告いたします。平成26年2月25日、総務文教厚生常任委員長若林スミ子。

○**関根 修議長** 総務文教厚生常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告をお願いいたします。

6番、赤岩森夫議員。

〔赤岩森夫産業建設常任委員長登壇〕

○**赤岩森夫産業建設常任委員長** 皆さん、おはようございます。議長よりご指名がございましたので、産業建設常任委員会報告を行います。

本委員会で審議された調査事件について、調査の結果を会議規則第74条の規定により下記のとおり報告をいたします。

開催日時、平成26年2月24日月曜日、午後2時。開催場所、横瀬町役場301会議室。出席者、委員6名、議長、執行部5名、事務局2名。

審査事件、1、所管事務調査、(1)、人・農地プラン作成について、(2)、その他。

審査事件終了後、小松沢レジャー農園、イチゴの水耕栽培施設の視察。執行部を代表して加藤町長よりごあいさつをいただき、次に本日の会議録署名委員を若林想一郎委員、富田能成委員の両名をお願いをいたしました。

審査経過・まとめ。1、所管事務調査、(1)、人・農地プラン作成について、振興課長より資料に基づき報告を受けました。人と農地の問題解決に向けて。

1)、背景。①、農業就業人口が15年間で4割減少、農業者の平均年齢、約66歳。②、耕作面積は半世紀間に約150万ヘクタール減少。耕作放棄地は年々増加。③、野菜、畜産では、主業農家が大宗を占める構造が実現。④、青年就農者の確保の考え方。⑤、20ヘクタール以上の規模の経営体耕作面積は現状3割、8割への拡大を目標。

2)、人と農地の問題解決に向けての施策。①、人・農地プランの作成のメリット、②、人・農地プランの作成の進め方、③、人・農地プランの作成例、④、人・農地の問題解決のための関連施設の強化。

3)、人・農地プランの活用できる地域農業情報。①、地域農業情報の利用方法と留意点、②、2010年センサスによる地域農業の現状と特徴、③、農業就業人口及び販売農家数の推移と将来予測。

4)、地域農業の将来に関するアンケート調査結果。

5)、人・農地プラン作成の現況報告及び今後の予定について。

以上について、詳細に報告、説明を受け、質疑応答を行いました。

まとめ。執行部から報告、説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととまとめました。

2、その他について。執行部から3月定例会提出案件の概要について説明を受けました。

まとめ。執行部からの説明に対し、これら報告、説明を聞きおくこととしました。

3、小松沢レジャー農園、イチゴの水耕栽培施設の視察について、会議終了後現地視察を行いました。

現地にて、小松沢レジャー農園の社長、専務両氏にイチゴの水耕栽培について説明を受けました。また、記録的な大雪の被害を受けた施設の視察もあわせて行いました。出席者は、委員6名、議長、執行部2名、事務局2名参加をいたしました。

以上で報告を終わります。

○**関根 修議長** 以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

次に、秩父広域市町村圏組合議会議員の報告をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 議長のご指名をいただきましたので、秩父広域市町村圏組合議会報告をさせていただきます。

定例会開催日時、平成26年2月26日水曜日、午前10時から。場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

議事、1、会議録署名議員の指名、2、会期の決定、1日間、3、諸報告、監査委員から例月出納検査の結果報告を受けました。4、管理者提出議案の報告、5、一般質問、出浦章恵議員、金田安生議員。

6、議案提出及び審議。

1)、議案第1号 秩父広域市町村圏組合の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例。概要、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

2)、議案第2号 消防本部消防長及び消防署長の資格を定める条例。概要、消防組織法の改正に伴い、消防長及び消防署長の職に必要な消防に関する知識及び経験を有する者の資格を条例で定めることとされたため。

3)、議案第3号 秩父広域市町村圏組合消防事務手数料条例の一部を改正する条例。概要、地方公共団体の手数料の基準に関する政令の改正に伴い、手数料の標準額について、その一部が改正されたことにより、改正の必要が生じたため。

4)、議案第4号 工事請負契約の締結について。概要、秩父消防署西分署庁舎建設工事の請負契約を締結したため、秩父広域市町村圏組合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年秩父広域市町村圏組合条例第25号）第2条の規定により提出する。

5)、議案第5号 平成25年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第5号）。概要、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,327万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億3,056万6,000円と定める。

6)、議案第6号 平成26年度秩父広域市町村圏組合一般会計予算。概要、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ40億6,787万1,000円と定める。

7)、議案第7号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更について。概要、彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものである。

以上のとおり報告をいたします。平成26年3月4日、秩父広域市町村圏組合議会議員、富田能成、若林スミ子。

なお、次に市町村圏組合の全員協議会が2回ほど開催されました。概要をお知らせ申し上げます。

全員協議会、開催日時、平成26年1月23日木曜、午前10時。場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員16名、事務局、消防本部。

協議会内容。(1)、新火葬場建設に係る基本設計案について、11月20日全員協議会以降の経過について、事務局長より説明を受けました。(2)、その他。

2回目の全員協議会は、開催日時、平成26年2月26日水曜日、午後2時10分から。場所、秩父クリーンセンター3階大会議室。出席者、議員16名、管理者、副管理者、理事、事務局、消防本部。

協議内容。(1)、新火葬場建設基本設計(概要版)について。(2)、秩父クリーンセンター基幹的設備改良工事の進捗状況について。

上記のとおり報告いたします。平成26年3月4日、秩父広域市町村圏組合議会議員、富田能成、若林スミ子。

○**関根 修議長** 以上で秩父広域市町村圏組合議会議員の報告を終わります。

この際、各報告に対して質疑がありましたら、お受けいたします。質疑はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 済みません。2点教えてもらいたいのですが、産業建設委員のほうで、人・農地プラン作成ということで説明いただいたらしいのですが、この作成のメリットと今後の予定についてなのですが、横瀬町でメリットがあり、該当しそうで、それでそれを作成する方向で話がされたのかを1点教えてください。

それから、広域のほうなのですが、広域もいいですか。

○**関根 修議長** 一緒にいいですよ。

○**4番 大野伸恵議員** 広域のほうなのですが、広域の全員協議会のほうなのですが、1月23日に基本設計案が出まして、一月後に基本設計概要版というのが出たらしいのですが、今、震災の関係ででしょうか、人件費とか機材とかいっぱい上がっているというふうな話ですが、クリーンセンターも同じなのですが、この基本設計について、当初予定した予算と同じもので、同じ金額でできると考えてよろしいのでしょうか。

以上、2点お願いいたします。

○**関根 修議長** 6番、赤岩森夫議員。

[赤岩森夫産業建設常任委員長登壇]

○**赤岩森夫産業建設常任委員長** ただいま、大野議員からの質問にお答えをいたします。

この農地プラン作成について、どのようなメリットがあるかというようなことと、今後の予定というようなことの質問であったのではないかと、こんなふうに思います。最近、農地が耕作地が非常にふえているということで、これを集約して青年就農者をふやしていこうというプランで、平成25年10月24日からいろんな説明会を持って、今現在に至っているところでございます。

平成24年10月25日に横瀬町農政推進協議会で、人・農地プランの制度について説明をされているようでございます。また、3月6日には、横瀬町町内の農家311人を対象として、今後の経営意向等を確認するためのアンケートを送付しているようでございます。また、平成25年度には、10月23日でございますけれども、やはり横瀬町農政総合推進協議会において、アンケート調査の報告をされているようでございます。また、11月25日に横瀬町農業委員会にて、アンケート調査の結果報告もされているようでございます。また、12月18日には、横瀬町内の農家311人を対象とした意見交換会を開催し、35名の出席がございました。

現在、人・農地プラン検討設置要綱を作成中でございます。意見交換会の結果を踏まえて、人・農地プランの原案を作成しているということで、3月中旬ですけれども、横瀬町の農家311人を対象として意見交換会を開催していくという予定でございます。また、3月下旬になりますと、人・農地プランの原案について検討会を開催していくというお話をいただきました。また、3月末には、検討会での意見を集約し、人・農地プランの決定をしていくという報告をいただいております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○**8番 若林スミ子議員** 4番、大野伸恵議員からの質問にお答えさせていただきます。

基本設計と同じ予算かというご質問でございます。管理者からは、変わらずその予算で執行していきたいというご答弁をいただいております。ただし、こういった予想外の大雪でございましたので、いろんな状態が、また社会情勢が変わってきたときには、いろんなことを考えなくてはならないかもしれませんが、一切変わらないということでご答弁をいただいております。

○**関根 修議長** 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 総務文教厚生常任委員会の中で、中学生の海外派遣事業について説明を受けたということでもありますけれども、日程的なことだけでもお示し願いたいと思います。

それから、広域の議会の中で議案第5号に平成25年度の補正をしまして、総額が50億円ちょっとになっております。当初予算を見ますと40億円ということで、約10億円ぐらいの差があるのですが、この辺の原因についてわかれば教えていただきたい。と申しますのは、先ほどの全員協議会の中での説明がなされていたように、新火葬場の建設にこれから着手をしなければならない。それから、既に秩父クリーンセンターの基幹的設備改良工事も始まっている。さらには、これから消防本部の西分署の関係だとかあるいはデジタル化だとか、いろんな大きな課題が山積しております。当初予算が40億円という、ちょっと少ないかなという、そんな気がしましたので、その辺の原因についてお聞かせを願いたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** では、文教のほうから、8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員長 12番、若林清平議員の総務文教厚生常任委員会の3番、中学生海外派遣事業の実施についての日程等でございますが、済みません。もろもろございまして、手元に書類を忘れてきてしまいましたので、午後のときに答弁させていただきたいと思っております。申しわけございません。

また、広域のほうも、もう一度しっかりとまとめまして、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、質疑を終結いたします。

以上で日程第3、諸般の報告を終了します。



◎一般質問

○関根 修議長 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

本定例会に通告のありました一般質問者は4名であります。

一般質問に際しては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

ここで、本日の一般質問の仕方について念のためご説明いたします。一般質問者は、最初に演壇にて全ての質問を行い、再質問より質問席にて一問一答方式で行いますので、ご承知おきください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○6番 赤岩森夫議員 ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をいたします。

2月14日から15日にかけて、記録的な大雪で被害に遭われました町民の皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。一日も早い原状回復を心から願っているところでございます。

町長初め執行部の皆様には、想定外の雪にもかかわらず、町民からの多くの要望に対応していただき、大変ありがとうございました。

質問に移らせていただきます。質問事項は、あしがくぼの氷柱についての質問でございます。よろしくお願い申し上げます。秩父地域を揺るがした西武秩父線廃止問題で、誘客、地域の活性化、観光事業の発展を目的としたあしがくぼの氷柱事業です。アスガキボウ委員会、観光協会の協力で観光協会氷柱部会が発足し、昨年準備が進み、1月には全面的に張り詰め、1月11日から町民の皆様へ公開、18日からは本格的に一般に公開する運びとなりました。町をはじめ、多くの関係する皆様のご指導、ご協力をいただき、目的を達成することができ、感謝申し上げます。なお、おもてなしレディのスタッフ、町内から58名の皆様にご協力をいただき、シフトを組み、甘酒、紅茶を振る舞い、おもてなしも好評のうちに終了いたしました。

今期の入場者数は、招待者232名、一般1万6,358名、子供880名、合計1万7,470名、雪の影響がなければ、2万5,000人を見込んでいたところでございます。このように1日2,000人以上の入場者があると、第2駐車場の道路が出入りの車と歩行者で行き会い、また国道を2カ所横断する非常に危険な状態でした。

そこで、お伺いをいたします。安全を確保するため、対岸に遊歩道が計画されていますが、その後の見通しはどのようなになっているのかお聞きをいたします。

また、兵ノ沢林道についてお伺いをいたします。林道も帰り道に利用する人が多く、道も悪く、今後の管理をしていく上にも、舗装工事について多くの関係する皆さんからの要望がありますが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

1日2,000人以上の入場者のおもてなしを行うに当たりまして、甘酒、紅茶に使う飲料水の確保が必要です。飲料水はポリ容器に活性化センターより運んで使用しています。ポリ容器から出すのも、女性の人では非常に大変とのこと。おもてなしレディの皆さんから、水道を設置していただきたいという要望が私のほうに来ております。おもてなしどころに水道を設置する考えはあるのかお聞きをいたします。

また、トイレについてもどのように考えているのかお聞きをいたします。トイレについては、非常に設置をすることについてはいろんな問題等があると思えますけれども、その点についてはまたいろいろ考えていただきたい、このように思っております。

以上で演壇からの質問を終わりにいたします。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○**関根 修議長** 6番、赤岩森夫議員の質問1、あしがくぼの氷柱についてに対する答弁を求めます。  
振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 6番、赤岩さんの一般質問、1番、あしがくぼの氷柱について、要旨説明、(1)、遊歩道の整備について見通しはどうかのご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

あしがくぼの氷柱につきましては、ただいま議員さんのほうから説明がありましたが、ダブるところもございまして、簡単に経緯等を説明させていただきたいと思えます。横瀬町観光協会とアスガキボウ委員会の方々を中心に準備会を昨年4月15日と5月13日の計2回開催し、氷柱形成場所の選定の経緯や名称、設立方法等について協議し、横瀬町観光協会の氷柱部会として、昨年8月30日に設立をいたしました。場所につきましては、西武秩父線の芦ヶ久保駅や道の駅に近く、駐車場の確保や誘客の利便性等の理由から、兵ノ沢林道の終点付近の兵ノ沢に氷柱を形成することになったわけでございます。11月中旬より、遊歩道整備に取りかかりました。遊歩道160メートルを設置いたしました。11月24日より導水管の設置をしましたが、設置に当たりましては、氷柱部会と多くのボランティアの方々の協力のもと、兵ノ沢の上流約450メートルより導水管の布設を行うなどして、12月下旬に氷柱形成をするための準備が整ったところでございます。

年が明けまして、1月4日には役員会を開催し、オープンの日程やおもてなしなどをどのようにするかなど、準備についても協議をいたしました。その結果、1月11日土曜日から仮オープンし、18日の土曜日にオープンセレモニーとして、あしがくぼの氷柱お披露目会を開催したところでございます。仮オープンから今回2月14日の大雪で終了となってしまいました。その前日の2月13日まで1万7,470人と、多くの来訪者がございました。

この事業に当たりまして、氷柱部会会員はもとより、氷柱形成に当たりまして、尾ノ内溪谷氷柱実行委員会の北会長さんのご指導をいただきながら、氷柱形成をしたところでございます。また、おもてなしレディの方たちによる紅茶や甘酒のおもてなし、また地権者を初め多くの関係者のご協力をいただきました。ここに感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、ご質問の駅あるいは駐車場方面からの氷柱会場までの遊歩道の整備についての見通しはどうかのご質問でございます。今回、実施しました氷柱事業では、鉄道利用の方は芦ヶ久保駅から、またお車でお越しの方は道の駅第2駐車場をお借りしまして、その駐車場から国道の歩道を通りまして、兵ノ沢の氷柱会場までお越しいただきました。国道を2度横断することや、少し歩く距離が長くなること等いろいろな理由があります。より近くなる遊歩道の整備をしたらどうかとの意見が多くありました。秩父農林振興センターへ、来年度の事業として遊歩道の設置を、次回の氷柱が始まる時期までにでき上がるようお願いをしているところでございます。遊歩道については、設置する方向で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** あしがくぼの氷柱について、私のほうからは要旨明細の(2)、兵ノ沢林道の舗装について答弁をさせていただきます。

あしがくぼの氷柱に関しましては、ただいま赤岩議員及び振興課長に詳細な内容説明をいただきましたが、西武鉄道の利用促進や地元観光事業等の活性化へ向けた取り組みの一環としまして、「あしがくぼの氷柱」のネーミングで多くの誘客を図ったことは、皆様の周知するところでございます。この取り組みが、地域活性化に多大な貢献をもたらし、町の観光事業においても大きな反響を得たことは言うまでもございません。さらに、「なせばなる」という明言がございますが、この氷柱事業が地域づくりに向けた取り組みとして、参画していただいた皆さんに、自分たちもやればできるという自負心を芽生えさせ、メンタル面に与えた影響ははかり知れないものがあると思ひます。

今後も、この氷柱事業が地域活性化に向け大きな役割を担うことは、申すまでもないことだと思ひますが、町民が参画したモデル事業として、町民意識の醸成を図るためには、この上ない貴重な事例になると思っております。

この兵ノ沢林道は、議員がおっしゃったとおり、あしがくぼの氷柱事業を継続する上で最も重要な進入路でございます。氷柱のみならず、現在、登山道としての利用も年々ふえている状況でありまして、二子山から武川岳方面へ向かう皆さんが登山口まで向かうために利用する道路として、より一層利用度が増すことが予想されております。

こうした状況を鑑み、今後、兵ノ沢林道の利用者が安全に、しかも安心して利用できる環境の整備に向け、法面の崩壊防止対策や、登山道までの舗装等を含めた整備を進めることは急務であると考えております。県、農林サイド等にもご理解をいただきながら、事業の遂行を図ってまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 それでは、ご質問のあしがくぼの氷柱についてのうち、(3)の水道についてと(4)のトイレについてお答えします。

私からも、まずこの氷柱につきましては、会場の整備から氷柱の形成、管理運営、PRまで、短い期間の中でまことにすばらしく、観光協会及び芦ヶ久保のアスガキボウ委員会の皆様には、心より敬意を表する次第です。

また、この氷柱によって、道の駅など周辺施設の売り上げアップや西武秩父線の利用拡大にも貢献するなど、経済的な波及効果は大きいというふうに感じています。

こうしたことから、氷柱会場へのトイレ、水道の設置ですが、先ほど振興課長のほうからも答弁がありました。来年度県で予定している遊歩道の工事、遊歩道とかいろいろ周辺の安全施設とか、いろんな工事してくれるということですので、そういった工事や、またそのほか県土整備事務所等へ今要望している事業もあります。こういった事業がありますので、それらの事業と整合性を図るとともに、先ほど建設課長からも答弁がありました。年間を通じて登山客等が利用できると。また、その利用客の数等を勘案しまして、設置について検討していきたいと思えます。

以上です。

○関根 修議長 再質問はございますか。

6番、赤岩森夫議員。

○6番 赤岩森夫議員 執行部の皆様から大変前向きな考えをいただきまして、大変ありがとうございます。私も、私の考えに同調していただいたことに対して、心から感謝を申し上げます。

この事業でございますけれども、町のほうからも多少の助成をいただいて、この氷柱事業が始まったわけでございますけれども、やはり町の金を利用しているということで、凍らなかったときはどうしようとかいろいろな心配をしたのですけれども、ただいま報告をしたとおり氷が十分に張りました。

また、来年につきましては、町の大変なご協力をいただきながら、そしてアスガキボウ委員会、観光協会が中心になって、来年もこれに劣らぬ立派な氷柱をつくっていくということで、皆さんで意見が一致しているところなのでございますけれども、今後に当たりまして、町にいろいろな面でご協力をいただきたい。地域にできることは地域でやると。町でできることは、ぜひとも町のほうでご協力をいただきたいと思えます。町のほうでも積極的なご協力をいただけるということで、私の質問を終わりにいたします。大変ありがとうございました。

○関根 修議長 それでは、ないようですので、6番、赤岩森夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時05分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

---

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の発言を許可いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** 議長のご指名を受けましたので、一般質問をいたします。

その前に、今回の雪害に対しては、役場職員の方々ご尽力いただきまして、本当にありがとうございます。感謝申し上げます。

それでは、一般質問をさせていただきます。まず、行財政改革についてお聞きいたします。行財政改革は、常に実行していかなくてはならないものだとは認識しています。毎年決算数値が変わります。その実情に合わせた行政改革が求められていると考えます。それらに連動して、住民サービスも常に考えていかなくてはならないと考えています。

昨今、役場の中に新しい顔が多く見られます。誰が正職員かわからないようです。予算でも、臨時、任期つきなど多く見られるようになり、決算書で人件費に入らない賃金などが問題だと考えていました。非正規が多くなった場合、将来、役場組織として機能が低下しないだろうかと不安に感じます。そうなれば、結果的に住民サービスの低下となります。町定数条例は、平成3年に改定されたままでしたが、ここ数年減少している役場の職員数は、どこで決められたのだろうか調べてみました。

横瀬町は、平成16年3月21日に実施した合併についての意思を問う住民投票の結果により、当面単独でのまちづくりを行うことになりました。そこで、平成17年3月に、議会、町当局によるスリムで効率的な行政運営を目指して、行財政改革プログラムが作成されました。平成17年3月、このとき職員数の削減が決められました。議員削減も同時に決まりました。私は、議員12名がよいのか、あるいは前の16名で歳費を12名分に引き下げるのがよいのか、町民の声を議会へより反映するのに、どちらが町民の利益となるのか考えるところもあります。

職員数は、平成17年度から平成26年の10年間に13名の職員の削減を図り、人件費の縮減を進めますとのことでした。人件費増大については、財政硬直化の要因となる大切な指数であると認識しています。平成24年度では27.3%でした。全4年間の埼玉県町村平均は21.3%とのことですので、数値的にはよい数字であると思います。

しかし、昨今の予算書、決算書を見ましても、人件費には計上しない委託料や臨時職員や非常勤職員の賃金が多額になっています。平成24年度決算では、非常勤等の支出が5,000万円ほどありました。地方公務員法で見ますと、臨時職員とは、緊急の場合または臨時の職に関する場合においては、6カ月を超えない範囲で臨時的任用を行うことができる。この場合において、その任用は6カ月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできないとあります。この条文は、勤労者の保護、いわゆるブラ

ック企業的な雇用はできないと私は解釈しています。毎年同じ職場に臨時職員を配置しているという事実はないかお聞きいたします。

当時、改革を行わない場合の財政シミュレーションが町民懇談会などで提示され、町民として認識しておりました。そのとき、平成15年を基準に平成21年までの予想の数値が書かれていましたが、その後10年が経過しようとしています。現在、その実際の数字が確定していることと思います。当時、合併しないのだから、我慢しなきゃという言葉は、多くの町民の方から聞き、町に対する愛情や協働の精神性に対し感動したことを思い出します。地方交付税、国県支出金が激減と言われていましたが、ここ数年を見ると、非常に大きな数字で増額となっています。そこで、行財政プログラムで提示した数値と実際の数値の検証はどうであったのかお聞きいたします。

近年、地方自治法が変わり、地域の自主性及び自立性を高めるための関係法律の整備に関する関係条例の審議、可決を当議会でもしています。地方分権により、行政事務が市町村に移されてきています。ことし1月21日の埼玉新聞によりますと、横瀬町は県からの移譲対象77件のうち41件で、移譲率53.2%とありました。ちなみに、1位は松伏町の72.8%、最下位が長瀨町の46.3%でした。行政の仕事もますます複雑化、多様化して、地方のニーズに応えるよう求められていき、時代は常に変化しています。この当時、町長車を競売しました。しかし、その後すぐ、緊急経済対策で公用車を購入した経過もあります。平成24年度決算では、5台の自動車がふえています。

平成17年3月に作成された職員の定員適正化計画に縛られ、臨時職員等で数合わせをしているとすれば、本末転倒ではないでしょうか。町民の福祉の増進を究極の目的とする地方自治体も、結局は人、人材であると考えます。現在の適正化定数で、役場組織として新人、人材を育てるシステムが維持されているとお考えでしょうか。安全な機能、技術、知恵の伝承が担保されているでしょうか、お聞きいたします。

特に、この2月に未曾有の雪害がありました。削減を至上とするのみで、公共団体としての潜在的な職務に支障は出なかったでしょうか。

また、特に心配なのが、臨時職員等が多く見られます保育所、児童館です。正職員と非正規職員のバランスはどうでしょうか。学校や保育の現場では、最悪、生命の危険も内在している大変な職場であると思います。あるいは幼保一体化の流れの中で、保育所の方向性を考え、職員の増員を図っていないとかの理由があるのでしょうか、お聞きいたします。

また、改革の成果もあらわれ、交付税などが想定の数値より減額していないのなら、住民サービスの復活も考えられないでしょうか。見込める増額分は年約50万円として、50円増額した各種手数料も、秩父市と同じ150円に戻す考えはないでしょうか。自治体間競争という視点で、この年間50万円を捉えることはできないでしょうか。

同じように、約28万円の増額を見込んだ各種検診等の受益者負担金についても、金額を下げることで、検診率を向上させることができれば、医療費の削減にもつながるかとも思われます。検診費用が安いというのは、町としての売りにもなると思いますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

次に、保育料についてお聞きいたします。今回、手数料等調べていきましたら、保育料について秩父郡市でかなり差があることがわかりました。市町村税非課税世帯から課税世帯については、横瀬町は特に低額で手厚く配慮されていると感心いたしました。しかし、所得税課税区分で各階層の徴収金額が違うので

すが、秩父市と比較すると、所得税約1万円から段階的に約40万円の家庭で、約6,000円程度から、最高額で1万9,700円程度横瀬町の金額が多くなっていました。2人目の半額、3人目の無料は同じでしたが、隣の秩父市と大きな差があるのにびっくりしました。私も30年以上前に、児童館に子供をお願いしていましたが、2人で働いているのだから、高くても当たり前だという雰囲気だったことを思い出しました。でも、現在は考え方も変わったと思います。

男女共同参画社会の実現が待たれています。県でもウーマノミクスを推進していますが、夫婦で頑張る子育て世代に、月1万円余の差は大きいと考えます。人口増加策で新婚世帯家賃補助金などを実施していますが、若い世帯が住宅を考えると、選択の基準で保育料がマイナスとなるとしたら残念です。ちなみに、長瀬町保育料で検索すると、「長瀬町保育料徴収に関する規則」の次に、「長瀬町で暮らしませんか～定住支援を紹介します～長瀬町役場」の見出しが続いてありました。横瀬町の人口増加対策のためにも、子育て世代を応援したいと考えます。既に給食費減額などのサービスも実施していただいておりますが、同じように保育料も考えていただけないでしょうか。

高齢者への行政サービスとして実施されているブコーさんバスですが、家族が休めるであろう土、日は運行しないなど工夫して、予算を配分できないでしょうか。

政府は、平成26年度から幼児教育の無償化に段階的に取り組む方針だそうです。NHKの解説委員室「視点・論点 幼児教育の無償化を考える」によりますと、恐らく保育所も認定こども園も、5歳から順次具体化していく方策ではないかと考えられるとありました。幼児教育の無償化は世界の流れになっているそうですが、急ぐ理由は、日本が先進国の中で幼児教育の公的負担が最低レベルで、親負担が最も高い国の1つになっている現実があるとのことでした。時代を先取りして当町でも実施していただきたいと考えました。少なくとも、秩父市とは同じ金額にすべきだと思いますがいかがでしょうか、お聞きいたします。

以上、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員の質問1、行政改革についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 要旨明細1及び3について答弁をさせていただきます。

まず、要旨明細1ですが、当町では、地方公務員法第22条第5項の規定による臨時的に任用する職員について、横瀬町臨時職員等取扱要綱に基づき、雇用期間1回更新、合計12月以内で地方公務員法どおり任用しておりますので、質問にある毎年同じ職場に臨時職員を配置しているという事実はないと言えます。参考までに、3月1日現在、臨時職員について5名任用しております。なお、この要綱には、地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定に基づく臨時的任用職員と、労働基準法が適用される短時間勤務の非常勤職員についても、雇用期間、更新の規定等に基づき任用することになっております。

また、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づいた横瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例に従い、任期つき職員及び任期つき短時間勤務職員を任用しております。この任期つき職員については、特例を除いて、採用した日から3年を超えない期間において、任期を更新することができる」と条例で規定されております。

次に、要旨明細3ですが、当町は横瀬町定員適正化計画を策定、見直しながら、職員の定員管理を適正

かつ計画的に進めてきております。平成20年3月の計画見直し策定では、計画上の最終年度を平成33年度とし、各年度とも育児休業や県等への派遣数にも考慮しながら、新入職員の採用数決定や任期つき短時間職員の採用を行い、それでも不足する部分を正職員で補うことなどで、計画値を目標に努力しているところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

また、人材育成を一つの目的とする人事評価制度の実施、職員研修及び職員の適正な配置に努め、いかに効率のよい行政ができるかを問い続けていきたいと考えております。

なお、2月の大雪時には、多少の戸惑いやご指摘等はありませんでしたが、災害対策本部として災害対応に十分配慮し、万全を期して対応させていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうからは要旨明細2番と5番について答弁させていただきます。

まず、2番の行財政改革プログラムで予測した数値と実際の数値の検証はしていますかというご質問ですが、この行財政プログラムは平成17年3月に作成しております。当時は、合併についての意思を問う住民投票の結果を尊重し、当面単独のまちづくりを行うこととなっております。国の進める三位一体の改革に伴い、地方交付税が大幅に削減され、町税につきましても、長引く景気の低迷により税収も減少しておりまして、実質単年度収支の赤字が続いている時期でございました。このような状況下で財政のシミュレーションは作成されております。

シミュレーションの最終年度の平成21年度の予測値と実際の決算の数字を比較しますと、歳入合計26億600万円に対して36億2,900万円、歳出合計は29億2,200万円に対して34億2,600万円と大きな開きがございました。この理由としましては、町税の減収によりまして、地方交付税の増、また学校給食共同調理場を建設しております。そのほか、国の経済対策としまして、地域活性化のための臨時交付金により中学校の太陽光発電の設置、総合福祉センターの屋根の改修、旧役場庁舎の撤去、また横瀬小中学校の校舎の耐震化など、数多くの事業を行ってまいりました。この年の国の経済対策につきましては、平成20年のリーマンショックによる金融危機のためと思われまます。シミュレーションの作成当時と平成21年当時の状況の変化が、決算との差を大きくしているものと思えます。

続きまして、5番の手数料、各種検診料などの住民サービスの見直しを検討しませんかとの質問でございます。現在、住民票や印鑑証明など各種証明書の発行手数料、各種検診などの受益者負担金につきまして、行財政プログラムにより、平成17年4月1日から改正されたものでございます。現在、近隣団体の状況でございますが、各種証明書の発行手数料につきまして、秩父市は150円でございます。横瀬町は、皆野町、長瀬町、小鹿野町と同様に200円でございます。

各種検診の負担金でございますが、無料の団体もあり、団体それぞれとなっております。ご存じかと思うのですが、この4月に消費税が5%から8%に改正されます。平成27年10月には、さらに10%に引き上げられることが予定されております。国からは、消費税を適正に転嫁した公共料金に改定するよう、再三通知が届いているところでございます。

また、受診率の向上ということで、負担金を安くとりましたが、一例を申し上げますと、国民健康保

険の被保険者に実施しております特定健康診査ですが、受診率の向上を図って平成22年度から無料にしてありますが、なかなか思うように向上していないところがあります。ですから、受診率アップについては、負担金を安くというより、受診する人へ健康への意識を持ってもらうようなことが必要と思われま

す。4月から消費税が値上げされますが、手数料の改正などについては、今のところ考えていないところでございますが、平成27年10月、10%に増税されることが予定されています。その際には、各種証明書の発行手数料などコスト計算などを行って、経済情勢、近隣団体の状況など踏まえて研究していきたいと考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 保育所長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○**町田文利保育所長兼児童館長** 要旨明細4の保育所等の正職員と非正規職員についてお答えをいたします。

まず、保育所ですけれども、私の兼務の所長が1名、それから保育士として勤務している職員は19名おりまして、その内訳としては、正職員が4名、任期つき職員が1名、任期つき短時間職員が3名、臨時職員が1名、非常勤職員が10名というふうになっております。

次に、児童館では、兼務の館長が1名、それから児童館事業、学童保育事業、子育て支援拠点事業の3事業に14名の職員が勤務しており、その内訳といたしましては、正職員はなく、任期つき短時間職員が1名、非常勤職員が13名というふうになっております。どちらも正職員が少ないというのが現状でございますけれども、それぞれの施設の運営基準にのっとり、限られた職員数、限られた予算の中で最大限の事業を行い、町民のニーズに応えようとしてきた結果、非常勤職員等をふやさざるを得なかったというのが実情でございます。

また、保育所も児童館も朝早くから夕方遅くまでと開所時間が長いために、例えば早番、遅番のシフトをしなければならないということや、また学童保育などでは児童の下校時間からの勤務であったりと、変則的な勤務時間となっておりますけれども、これは主婦や子育てをしながら、資格を生かして弾力的な勤務時間で働きたいというような方のニーズには、非常勤という形で働いていただくのも、メリットの1つであるのではないかなというふうに思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。

では、いくつか聞かせていただきます。まず、質問2なのですけれども、実際の数値が出たわけです。そうしますと、予定された数値で考えられたことですので、その辺は実際の数値を見てどのように感じたか。小さく、小さく、大変なときには小さくするのは、もちろんそれは経営の常道だと思うのですが、小さくしたばかりでは、大きく次に伸びないということで、この実際の数値が出たときには、また考え方を改めたほうが良いと思うのです。それで、この実際の数値を見て、課長さんはどのように感じていますかということと、財政調整基金が毎年多くなるという状況ですので、その辺のここ数年の財政調整基

金額がどのようになっているのか教えていただきたいと思います。

それから、質問3なのですが、ここに資料があるのです。横瀬町の給与・定員管理等についてという資料が、パソコンで見ましたら、出てきました。平成21年のものらしいのですが、その中で職員数の状況というところで、人口1万人当たりの類似職員ということになると、横瀬町が例えば60人の場合64.5人、教育委員会を入れて職員75人の中で、そうしますと80.6人というふうな数字も出ています。それから、あと心配するのは、同じ平成21年4月1日現在の職員数の職員構成の状況で、20歳未満がゼロ、20歳から23歳がゼロ、24歳から27歳が3人という数値が出ています。そうしますと、将来的に見ると、この人たちが大きくなるわけですので、年齢バランスもちょっとおかしくなるのかなという気がしています。それらも踏まえて、担当課長には柔軟な考えで聞いていただきたいと思います。これは要望ですので、答えていただかなくても結構です。

それから、質問5なのですが、大変な時代に逆行するような考え方なのですが、また同じような資料で第5次横瀬町行政改革大綱、平成22年6月というのがあるのですが、改革の体制で受益者負担の適正化、人材の育成ということはちゃんと明記されております。それで、使用料手数料については、定期的に見直しを行うということを書いてありますし、そして受益者負担の適正化ということで、一層の受益者負担の適正化を図りますというふうに書いてありまして、これは私も当然だと思うのですが、しかし近ごろ見ましても、給食費の減免とかブコーさんバスの乗車賃を今まで取っていなかったというふうな経過もありますので、町のアイデンティティーとして住民サービスをこうしますということで、予算ではなく、町のアイデンティティーとしてこれをやっていただきたいと思うのですが、これも検討していただけるということですので、よろしく願いいたします。

あと1つ、質問4の保育所と児童館の関係なのですが、児童館は正職員が1名ということで、もし万が一の場合、危機管理の観点からなのですが、正職員がゼロで事故とか起こった場合には、別にそれは問題ないというふうに考えて、問題ないというのですか、それは大丈夫でしょうかということをお聞きしたいと思います。

財政調整基金について1点、それから危機管理、もし万が一のときに正職員がゼロという状況のときでも、それは大丈夫ですかということをお聞きしたい。以上、2点教えていただきたいと思います。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの大野議員さんの再質問でございますが、シミュレーションの数字と決算の数字と、数字を見てどう思われますかということだと思っておりますが、平成21年度確かに決算、歳入について36億円、歳出について34億円、大分シミュレーション等は大きくなっておると思います。ただ、状況的には財政上厳しい状況というのは、引き続き今も続いていることと思います。たまたま経済対策ということで国からの補助がありまして、いろんな施設改修、実施計画にのっとって行っていますが、補助金があったことによって前倒ししてできたということだけでありまして、財政的には引き続き厳しい状態が続いていると思います。

続きまして、基金の残高についてでございますが、財政調整基金につきまして、実際いくらあったらいい

いのかというのは、回答ちょっと難しいのですが、今までの状況を見ますと、平成11年度の年度末で9億4,600万円ございました。そして、平成17年の年度末ですが、2億8,062万3,000円まで残高が下がっております。やっぱり財政的に厳しいところ、取り崩して予算として使ったものと思います。そして、現在、平成24年度末でございますが、7億8,262万3,000円の財政調整基金がございます。

財政調整基金の使い道ですが、突然の災害、また税収入が下がったり財源不足によりまして、そのような形のとりに取り崩して使うこととなっております。また、長期的に見れば、大規模な施設整備にも使うことが可能となりますので、財政調整基金の確保は引き続きしていきたいと考えています。

以上です。

○**関根 修議長** 保育所長兼児童館長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○**町田文利保育所長兼児童館長** 私のほうから、保育所、児童館において正職員がゼロの場合、何かあったときにはということでございますけれども、一応保育所及び児童館の運営基準にのっとって有資格者がその職に当たっているわけでございますので、その中で正職員でなければならぬというような規定はございませんので、資格を有する者が責任を持ってその職に当たっているということになります。もし、万が一の場合というような事故が起きたときには、これは町として事故の検証をして、その後の対策というのを作成しなければならないというふうに考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。

私のこの質問の意図は、職員の方たちがここ数年何名か定年を待たずにやめていったりしましたよね。そうしますと、職員の仕事が少しハードになっているのではないのか。そして、それがこのままいくと、今はいいのですけれども、将来に向かって横瀬町の組織が弱くなったりすると問題だということで、この質問をしました。よく言われるのですけれども、ハンドルには遊びが必要だと言われますよね。ですから、遊びの部分のものも、こういう地方自治体には必要なところもあると思いますので、職員の方たちがゆとりを持って地域の住民の福祉の向上、毎日の業務だけで終わるのではなくて、地域の住民福祉の向上のためにはどうすればいいのかということを考える。それが本来の仕事にできるような時間的配分もお願いしたいと思いましたので、この質問をいたしました。

ですから、定数は状況に合わせて、13人を減額してありますけれども、13人の減額の理由というのはどこにあるのか、私も知りませんが、状況に合わせて柔軟に対応していただきたいと要望いたしまして、この質問を終わりにいたします。ありがとうございます。

○**関根 修議長** 以上で質問を終了します。

次に、質問2、保育料についてに対する答弁を求めます。

保育所長兼児童館長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○**町田文利保育所長兼児童館長** それでは、保育料について、近隣の市町村、特に秩父市と保育所の差が大

きい子育て世代の応援のためにも、増額を検討しませんかという質問に答弁をさせていただきます。

まず、ご指摘をいただきましたとおり、現在、町の保育料は所得税が課税されていない世帯におきましては、秩父市と比較して低い金額となっておりますけれども、所得税が課税される世帯になりますと、秩父市と比較して高い金額となっております。ただ、これは秩父市等近隣と比較した場合でございまして、県内で特に横瀬町だけが突出して高いという保育料を設定しているということではないのではないかなどは考えております。

この保育料の設定につきましては、国が定める徴収基準額を参考に、保護者の負担能力に応じて徴収すべきものという考え方のもと、保護者世帯の課税状況に応じた階層区分というのを設定して定められております。現在、子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の、これは平成27年4月実施に向けた準備作業が進められておりますけれども、その作業の中で新制度における保育料の設定については、保護者負担の水準、保護者の世帯所得に応じた負担を基本といたしまして、平成26年度中に示される新たな国の基準の範囲の中で、地域の実情に応じて市町村が定めるということになっておりますので、この機会に周辺自治体の動向も踏まえて、適正な保育料を検討していきたいと考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** ありがとうございます。検討を考えていただけるという答弁で受け取ってよろしいわけですね。ありがとうございます。

これで検討していただきたいということで、とても感謝しておりますので、少なくとも、受益者分担という形もあるのですが、秩父地域とは同じような措置をとっていただけて、値段設定をしていただくよう、これは要望いたしましておしまいいたします。ありがとうございます。

○**関根 修議長** 以上で4番、大野伸恵議員の一般質問を終了いたします。

一般質問中でございますが、暫時休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時43分

○**関根 修議長** 再開いたします。

---

◇

◎答弁の補足

○**関根 修議長** それでは、先ほどの総務文教厚生常任委員会のほうの質疑中の答弁をお願いいたします。

8番、若林スミ子議員。

〔若林スミ子総務文教厚生常任委員長登壇〕

○若林スミ子総務文教厚生常任委員長 12番、若林清平議員からの平成26年度中学生海外派遣事業の実施計画の中の日程についてのご質問に対し、答弁をさせていただきます。

当事業は、平成26年8月19日火曜日から同月25日月曜日までの7日間、中学3年生18名、引率者2名、計20名ということで、派遣先がオーストラリア、クイーンズランド州方面ということで実施を計画しているようでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 よろしいですか。

それでは、ここで本休憩といたします。

再開は1時であります。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時00分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま町政に対する一般質問中ですが、その前に先ほどの秩父広域市町村圏組合議会報告に対する12番、若林清平議員の質疑に対する答弁を行います。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 先ほど、12番、若林清平議員より質問がございました、秩父広域市町村圏組合の新年度予算と平成25年度の一般会計の補正との間の10億円近い大きな要因ということで、答弁させていただきたいと思えます。

これは、若林議員さんもお存じと思いますが、秩父広域市町村圏組合の4大事業というのがございます。その中の秩父クリーンセンター基幹的整備改良工事、この部分が順調に進みまして、平成24年度から契約をし、工事着工し順調に進んできまして、いよいよ完了を見るということで、新年度予算、それが約9億何千ということで、大きな減額の要因ということで説明を受けてきました。

以上でございます。

○関根 修議長 12番議員、よろしいですか。

それでは、広域市町村圏組合議会報告に対する質疑の答弁を終了いたします。

---

○関根 修議長 続きまして、町政に対する一般質問を続行いたします。

1番、富田能成議員の発言を許可いたします。

〔1番 富田能成議員登壇〕

○1番 富田能成議員 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきたいと思えます。

今回は、2月の大雪災害に関しての町の対応について質問したいと思います。2月14日の金曜日から15日の土曜日にかけて降った雪は、秩父地域においては観測史上最大の積雪になり、大きな被害を町にもたらしました。まずは、今回の大雪で被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げたいと思います。

今回の件は、まさに想定外の災害であり、関係者の皆さんにとっては大変難しい状況での災害対応であったと思います。そんな中でも、自分のことは後回しにしても、休日、昼夜の区別なく災害対応に当たった役場職員の皆様、時間を惜しんで懸命に除雪に当たった協力業者の皆様、各地域での除雪に協力していただいた皆様に、改めてお疲れさまでした、ありがとうございますと申し上げたいと思います。

私は、先週まで町内ほぼ全地区、芦ヶ久保、根古屋、苅米、中郷、宇根、川東、川西を回って、いろいろな方の大雪時の対応状況や被害状況を聞かせていただきましたが、誰々さんが除雪を頑張ってくれたとか、助けていただいたとかいう話をたくさん耳にしました。横瀬町の人々のモラルの高さ、結びつき、絆の力は大変価値あるものだと、改めて感じさせていただきました。

一方で、町の対応、とりわけ初期対応について不十分であった点、改善してほしい点について、多くの意見が聞かれました。今回の大雪災害は想定外のもので、事前準備ができていないものだったと思いますので、町の対応についていきなり100点満点を求めるのはどだい無理な話だと思いますし、少し酷だと思っています。初めての経験なので、やってみて初めてわかったこと、後から気づくことなど多々あるのは当然です。それでも、今回の反省をきちんとしていくこと、経験を糧にすることは、今後の町政運営にとって大変重要なことであると感じていますので、あえて言及させていただきたいと思います。

多くの住民の方の声から、今回の町の初期対応で不十分に見えた点、今後改善していただきたいと思う点を拾うと、以下3点が代表的なものになります。1つ目は、スピードの問題です。特に今回の雪がただの大雪ではなくて、何がしか被害が発生する可能性がある災害であると認識して対応を始めるまでのスピードの問題、少し遅かったという声です。

2つ目は、情報発信の問題です。初期において住民にとって必要な情報の発信が、ほとんどなされなかったという声です。秩父市のケースでは、15日土曜日からは、盛んに市民に向けて情報発信をしていました。また、有名になった長野県佐久市のケースでは、市長がツイッター上で情報発信、収集をして、災害対応に役立てていて話題にもなりました。

3つ目は、優先順位づけの問題です。今回の大雪は災害ですので、当然人命の確保が最優先、次がライフラインの確保、これが2番目だろうと思います。例えばですが、通学路や学校の除雪は、子供たちの安全を確保する上では大変重要なことですが、緊急性で言うと、前2者を優先せざるを得ないのは、誰も異論ないところだと思います。総務課だけでなく、また建設課だけでなく、教育委員会や全てひっくるめて、役場全体でこの優先順位が意識共有され、全体が無駄なく動いていたかという、町の人からは、そういうふうにも見えなかったという声です。

繰り返しますが、今回の災害は想定外のものでしたので、満点对応でないのは当然で仕方ないと思っています。また、現場を支えていた職員の皆さんの頑張りがよくわかっています。その上で少々酷なことを言うようですが、今後のためにあえて質問をさせていただくものです。改めまして、2月の大雪災害における町の対応方針、活動状況を具体的にお答えいただければと思います。よろしく願いいたします。

○関根 修議長 1番、富田能成議員の質問1、大雪災害の対応についてに対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 初めに、総務課の対応等について答弁をさせていただきます。

当町の地域防災計画では、雪害に関しては予防計画にとどめており、雪害対策計画の策定に至っておりませんでした。今回の大雪は、孤立地域対策や除雪対策など、予防対策だけでは到底対応できなかった事象となってしまったことから、県でも地域防災計画に盛り込む予定と聞いております雪害対策計画の必要性を感じているところでございます。

さて、今回の大雪に対する実際の対応状況ですが、まず災害対策本部についてでございます。15日土曜日、除雪のおくれ等による対策の必要性により、各課長に翌朝の登庁指示を行い、16日朝、災害対策本部を設置しました。本部会議では、除雪等問い合わせ対応指示、自衛隊派遣要請、要援護者安否確認指示、生命の危機がある孤立世帯の優先救出、孤立集落への緊急物資必要性把握指示、被害概要調査指示、自衛隊来町に伴う現状説明、災害ボランティアセンター開設指示、罹災証明願受付開始指示等を議題として、3月3日までに延べ11回開催し、本部長の指示等を各本部員が実行していきました。

次に、防災無線、安心安全メールによる情報発信についてでございます。15日10時40分、大雪に伴う交通事故多発による外出制限情報をはじめに、町道除雪作業大幅遅延、国道299号雪崩による通行止、西武鉄道・バス運休等、県道・町道除雪の現状、国道通行どめ解除、国道の除雪継続、残雪受け入れ、国道全線開通、雪害調査実施、近隣除雪協力、雪崩注意、西武鉄道全面開通、落雪注意、罹災証明願受付窓口などの情報発信を28日までに延べ26回行いました。

次に、孤立集落対策についてでございます。15日16時ごろと17日9時ごろに、県営林道丸山線沿い孤立住民2名から、建物状況と持病に基づく救援依頼があったことから、県との連携により優先除雪を実施し、孤立を解消しました。また、19日の朝、孤立2地区に緊急物資等の必要性について、地元区長さんの協力を得て、班長さんあるいは本人への電話による確認を行い、今すぐに必要なものはないとの回答を得ることができました。

次に、自衛隊派遣要請についてでございます。16日12時45分に自衛隊派遣要請を行いましたが、同日16時に除雪のための派遣はできない旨、県より回答がありました。その後、17日18時、県が災害救助法適用を決定し、同日18時30分、県知事が自衛隊に派遣要請を行うこととなりますが、18日8時、県より自衛隊への派遣要請は人命救助を主としたもので、除雪を目的としたものではない旨の電話説明がありました。

そして、19日9時50分、自衛隊員4名が現地調査のため来町し、20日9時から速やかな活動のため、自衛隊員2名が当町に待機し、生川地区等の視察を行っております。なお、21日からは秩父市役所で待機をしておりました。

23日12時には、緊急性支援ニーズがないこと等から、県より自衛隊撤収要請がされ、13時30分撤収となりました。

次に、被害調査についてでございます。20日10時、本部長の指示に基づく被害概要調査実施の説明会を行ってから、10時30分より7地区を1班3名の7班で、23日までの4日間にわたり職員により実施しました。

最後に、今回の降雪に関しましては、災害対策本部では戸惑いながらの対応もありましたが、一部の行

政区では地区内の被害状況の把握をみずから行っており、自主防災組織機能が発揮されたと心強く感じております。

以上、答弁とさせていただきます。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 それでは、続きまして、総務課長の次に2月の大雪災害における町の対応方針、活動状況の中で、私のほうからは、建設課の範疇であります道路の除排雪等について答弁をさせていただきたいと思っております。

具体的にとのご要望でございますので、時系列に答弁をさせていただきます。先月14日から15日にかけての降雪は、先ほども議員さんおっしゃっておられましたように、観測史上最高の積雪量を記録しました。未曾有の大雪でありまして、当町におきましても甚大な被害をもたらしております。今回の大雪に対する道路の除排雪に関しましては、町内の契約業者に加え、セメント関係4社交通委員会や重機を有する町内の業者、PTAや各区長さんをはじめ町民の皆さんなど、多くボランティアの方々から自発的に、また献身的なご尽力をいただきまして、除排雪が進められたことに深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、時系列に説明させていただきます。まず、14日からの積雪に対してですが、これほどの大雪になるとは想定できませんでしたので、通常路線分けしている主要幹線道路を中心に除雪対応するよう各業者に指示し、夜半から除雪作業を開始してございます。

翌15日朝、昨晩に引き続き業者が作業に当たろうとしましたが、想定外の大雪のため、重機にたどり着くのもやつの状況でございましたので、保管場所から重機を出すのにも苦慮する状況でありました。各除雪業者が担当する路線に到着し、除雪作業に従事できたのは、重機の保管場所が異なるため、業者ごとに時間の差はあるものの、各業者とも作業を開始するまでには大分時間が経過した状況でございました。通常の降雪では、路線ごとに除雪する業者が決められておりますが、今回の降雪では通常の状態と異なり、除雪状況全体を町がタイムリーに掌握し、業者の皆さんに効率よく対応していただけるような体制を確保するため、除雪作業を町が統括し、直接業者の皆さんに指示を出せるように全体をコントロールしながら、計画的に除雪を進めていける体制をつくってございます。

業者の皆さんには、今回の未曾有の大雪に対して、まずは幹線道路の除雪を優先し、その後生活道路まで除雪を広げることを指示いたしました。第1段階は、初期対応として、幹線道路の機能確保を優先するとともに、重要路線の機能確保もあわせて行い、一方通行でも人や車が通行可能になるよう、全力を傾注して取り組むことを指示いたしてございます。

第2段階としましては、幹線道路において交互通行ができるよう、避難場所等の確保を指示するとともに、地域住民が日常生活に支障を来さないように、生活道路の機能確保をできるだけ努力してもらいたい旨を告げてございます。

第3段階として、幹線道路の対面交通の確保とともに、生活道路にも待避所等を確保し、通行に支障が出ないように対応してほしい旨を告げてございます。今回の大雪では、こうした対応方針を町と業者が共有し、連携をとりながら除雪作業に取り組んでいくことで対応を図ってございます。

16日、17日の対応ですが、各業者とも1メートルから1.5メートルもある積雪量の除雪は未経験なため、

思うように作業は進まない状況でありましたが、早朝から深夜まで献身的に除雪作業に従事していただきました。

16日の午後7時の時点で、幹線道路の1号、2号、3号、5号、9号線で車1台分の幅を確保、4号、6号、7号線は全面ではございませんが、途中までは車1台の幅を確保することができました。

18日には、1級町道の幹線道路及び生活道路の一部において、不便ながらも車両による通行が可能になってございます。

19日には、車の通行量も少しずつふえ始めてまいりましたので、対面交通までの措置として、幹線道路等利用者の多い道路に関し、待避所等の設置を進めました。また、この日の正午には、苅米林道の除雪も十分ではありませんが、完成し、通行可能になりました。

その後、通常生活に戻れるような道路環境に近づけるため、業者の皆さんに理解していただきながら各路線の除雪を進め、20日には降雪と雪崩で孤立状態となっておりました生川地内の別荘地まで除雪が進み、町内の孤立世帯が解消し、幹線及び生活道路の大半で、不便ながらも通行ができるようになりました。

22日土曜日、引き続き幹線道路における対面交通の確保、生活道路における待避所の確保を行いました。

23日には、町内全域の除雪状況の確認に回り、除排雪が進んでいない部分や危険箇所等のチェックを行うとともに、路線網図に除雪状況を記入し現状把握を行いました。

24日月曜日には、除雪作業もある程度先が見えてきた状況でありまして、業者との打ち合わせ会議を招集し、現状把握、問題点、今後の対応等話し合いを行いました。さらに、職員が現状確認に回りチェックしてきた問題箇所に対して、対応するよう業者に指示しました。

25日以降の対応としましては、ある程度落ちついてきている状況なので、各業者とも一般体制で引き続き対応することを確認し、狭隘部分の除雪作業を進めていただきました。

また、27日以降、業者に対しては経過を注視し、問題発生時の対応等の確認をした後に、通常業務に入るよう指示をしてございます。

現在、幹線道路に関しては、通常の道路環境に近い状況になっておりますが、生活道路に関しましては、平常と比べると、まだまだ十分な状態とは言えない箇所もございまして、ご不便をおかけしておりますが、町民の皆様には、お互いに注意喚起を呼びかけながら通行していただけるようお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 振興課の農業関係の被害調査、それから対策等あるいは企業等被害状況等について説明をさせていただきたいと思っております。

まず、農業被害調査についてでございますが、私ども2月17日月曜日から概要調査ということで、雪が大分まだ道路除雪されておられませんことから、電話等で対応し、このときには11件の大型のビニールハウスが倒壊しているということをつかんでおります。

それから、翌日18日でございますが、横瀬地区と芦ヶ久保地区、2班に分かれまして被害調査を実施しております。

それから、翌19日でございますが、秩父農林振興センターで大雪被害に係る担当者会議ということで会議がございまして、被害状況の調査の把握方法についてということで説明等がございました。

その後、町の災害対策本部等の協力もございまして、23日の日曜日に被害調査を、県に報告する期日が迫っているため、実施をさせていただいております。

それから、3月に入りまして、3日の日にも被害調査終わっていない部分につきまして、落ちがないような形で調査をしているところでございます。また、3日の調査につきましては、現在集計中ということでございます。

それから、農業被害の対策ということでございますが、2月17日月曜日でございますけれども、秩父農林振興センターより、埼玉県農業災害対策特別措置条例、これを適用させるため、町として認定するか判断を求められております。被害の状況等から、すぐ適用したい旨の返事を返してございます。

それから、27日に埼玉県農業災害対策特別措置条例の第3条第1項に基づき、特別災害に指定されてございます。

日付は少しさかのぼりますが、24日の月曜日には、農林水産省が被害者向け経営体育成支援事業として、農業ハウス等の再建、修繕への補助金を決定しておるところでございます。このときは10分の3補助というような内容でございました。

その後、3月1日にJAちちぶさんが主催をいたしまして、雪害に伴う農業施設等被害についての緊急説明会が開催されたところでございます。

それから、3月3日には、また農水省が追加支援というようなことを発表しております。この内容につきましては、補助率を10分の5に引き上げるという内容でございました。詳細につきましては、まだ細かいところまで発表になっておりませんので、あす7日に、県のほうの説明会が開催されるというところになっているところでございます。

続きまして、町内の企業等に対する雪害関連の対応状況でございます。2月17日、秩父商工会議所に町内の被災事業者から相談などがあつた場合、町への情報提供を依頼してございます。

それから、翌19日、これは18日付で、国、県による被災中小企業対策を、町のホームページに掲載をさせていただいております。内容につきましては、商工会議所、日本政策金融公庫等に特別相談窓口の設置、災害復旧貸し付けの適用、債務の返済条件の緩和等となっております。また、災害復旧関連の貸し付けを利用するには、町の発行する罹災証明が必要となるため、写真等の証拠保全のお願いをあわせて明記をしてございます。

それから、翌26日につきましては、商業連盟等に状況の内容の通知文書を送っております。

それから、28日につきましては、秩父地域が国の指定するセーフティーネット第4号の指定地域となる可能性があるということで、県の金融課より町に対して影響調査の依頼が来ております。これにつきましては、3月3日、ヒアリング結果を県のほうに報告しているところでございます。企業等に対する被災状況については、以上でございます。

それから、広域のごみの関係でございますけれども、22日から可燃ごみを収集をさせていただきました。

それから、3月1日土曜日から、一応平常どおりのごみ収集をさせていただくようになりました。大変住民の皆様にはご迷惑をおかけしましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

私のほうからは、以上でございます。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** それでは、大雪に対する教育委員会の対応について答弁させていただきます。

まず、きょう現在の小中学校教育施設の雪害の状況ですが、横瀬小学校は木造校舎正面玄関上の瓦1枚落下、横瀬中学校は体育館屋根北側の雨漏り、これは結構ひどいです。校舎B棟裏エアコン室外機カバーのカーポートの破損、自転車置き場の屋根一部破損、町民グラウンドは管理棟、現在シルバー人材センターの事務所の屋根、北側の破風板、それが大きく破損した。そのような被害の状況でございます。児童生徒、教職員に関しては、事故等の報告は何っておりません。

次に、学校等の対応でございますが、14日金曜から15日土曜にかけて1メートルを越す降雪があったことから、道路状況、あとは安全に通学でき、教職員の通勤、給食の提供など安心して学習できる状況などを学校と協議し、15日土曜日に決めて、17日の月曜日休校、その後18日火曜日、19日水曜日まで休校、20日木曜日、21日金曜日は登校2時間おくれ、下校は午後3時、翌週の24日月曜日、25日火曜日、26日水曜日まで登校は1時間おくれ、27日から通常の登校時間でございます。休校、登校時間の変更、通常時間になるまでについては、防災行政無線を活用してお知らせをいたしました。なお、給食は20日の木曜日から提供しております。

また、西武線が不通になったことから、芦ヶ久保地区中学生は、20日の木曜日の下校時から、横小から芦ヶ久保地区へのスクールバスを利用、20日下校時1名、21日登校時3名、下校時5名の利用でございました。

町民会館、図書館、資料館は15日から19日まで休館、横中体育館、スポーツ交流館も同様に15日から19日まで貸し出しをとめていました。

対策でございますが、登下校の安全確保のための通学路の除雪、確認、給食搬入口の除雪、搬入口確保、学校等駐車場の除雪、スクールバス回転場所の除雪など、小中学校と連絡をとり、地域住民、保護者、教職員、PTA、企業、建設課等さまざまな方のご協力を得て除雪をし、最低限の通学路を確保いたしました。地域の方々をはじめ、除雪を献身的にいただいた方々のおかげだと感謝しております。

反省といたしまして、余りにも多い雪のため、確実に安全な通学路が確保できなかったということ。町民会館、図書館、資料館は職員が土曜日出勤できず、防災無線による休館のお知らせができなかった等がございました。

今後、各地区で組織的に通学路の確保ができないか、関係課所と協議し検討していきたいと考えています。これからも児童生徒の安全な登下校、安心な学習環境のために、通学路などの状況を確認し、学校、保護者、PTAの意見を聞きながら、除雪等に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 答弁漏れはございませんか。

それでは、再質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** それぞれ大変丁寧な答弁をありがとうございました。

まず、ここから先はまた状況が変わってきますので、優先順位が変わってくるのだと思うのですが、まず振興課のところでは被害に遭われた方々の復興支援のところ、非常に時間も限られている中で大変だと思うのですが、しっかりよろしくお願ひいたします。

それと、総務課のところでは、地域防災計画を見直す必要性ということに言及していただきました。これは、実は私もお願ひしたいことの1つでしたので、ぜひよろしくお願ひいたします。

質問は、まず1つなのですが、総務課のところでは16日の災害対策本部の設置についてお話をいただきましたが、16日に設置をして、町民の方にそれを知らせたのはどのタイミングだったかというのを教えてください。これが質問1つ目です。

それと、2つ目ですが、今回のことはいろんな課をまたいでの話になってしまいますので、今回の今後に向けた反省点とか教訓があれば、お答えをいただきたいのですが、これは課をまたぎますので、教育長と、それから町長と副町長にご答弁いただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 再質問に対する答弁をさせていただきます。

災害対策本部の町民に知らせた日ということでございます。この辺は、町民には特に防災無線等で知らせておりません。これはさっきちょっと申しましたけれども、地域防災計画などに、通常、今現在あるのが土砂災害のことがと震災のことが載っているわけですが、災害対策本部を立ち上げて、それを住民に周知するという記載はございませんので、今までもやったことはありませんが、またその辺はちょっと、実際問題立ち上げて、それができればいい話だと思ひていましたので、住民には周知しておりません。以上です。

○**関根 修議長** 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 私のほうからは、今回の雪害に対しての今思っている感想を申し述べさせていただきますと思ひます。

まず、一番感じておりますのは、国あるいは県と町との責任の範囲の問題、どこまでがどうで、こっちからこっちは町だよ、こっちからこっちは県だよ、その区切りがはっきりし過ぎて、これが入り組んでいてもいい部分があるのではないかという思ひがあります。ここは国の範囲だから、町が手出しても困りますという説明を、私もじかに受けております。

それから、同じようなのですけれども、民間の方が除雪に協力をさせていただきたいという申し出もありました。例えば国道を民間の方が掃きたいと言っておられるのですが、県に相談をしますと、責任は持ちませんというような言われ方もされておりました。

それから、初期対応の問題なのですが、金曜日の夜間には第1回の除雪を行っておりまして、この部分については、私は適切であったろうというふうに思ひます。ただ、積雪量が余りにも多過ぎた。それがために、町が初期対応が遅かったのだという結果になってしまったのは、残念だというふうに思ひます。

それから、情報の取り扱い、例えば防災無線等で横瀬町は情報量が少ないというご叱責を、私もじかに

受け取っておりますけれども、このやりとりは、例えば国県道に対する県の対応、情報としては入るのですが、県の当局から情報発信はストップという場合もございました。それから、鉄道関係でございませけれども、内報ですということで、これはまだ公表しないでくださいというお願いもされておりました。鉄道さんの担当者と私の町の担当者が、言い争いをしたという部分も承知をしております。非常にこの辺の情報の取り扱いというのは難しい問題だろうと。大きな課題として残っていくのではないかとこのように思います。

それから、もう一つ、自衛隊の派遣の件であります。これは秩父市さんが要請をし、さらに私どもの町でも要請をさせていただきましたけれども、その時点では県の防災部からは、出しませんという冷たく返事をされました。私も防災部長と、それから防災の副部長と口論になりましたけれども、相手は動いてはくれませんでした。町のやり方が、私の言い方が悪かったという部分もあるかもしれませんが、いかにそうした県と町との間でも、情報のつかみ方あるいは情報のやりとりというのが、大変重要になるのだろうなということを、この自衛隊派遣に関して強く思っております。私の今思っていることを申し述べさせていただきます。

○関根 修議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、再質問にお答えしたいと思います。

まず、お礼を申し上げたいと思うのですが、本当に地域の皆さん、通学路を一生懸命やっていた。ありがたいなと。とにかく通学路をあけるといっても、誰もできないのです。これは、やっぱり地域の方がそれぞれが協力してやるしかないのではないかと。それを音頭をとればといいますけれども、なかなかこれは難しい面もあるかなと思いますけれども、いずれにしても地域の方に協力いただくということが、まず1つあると思うのですが、学校と連携をとって、指示は最終的には教育長が出すわけですが、そういったことで休校を3日やりました。これはとても無理だということでやったわけですが、それからあと2日間2時間おくれ、それから月曜日からまた3日間1時間おくれ、これは学校の様子を聞いて、子供たちが来る状況を聞いて、そういう判断をしました。そして、もうこれは大丈夫だというお話を聞きましたので、その後普通にしました。

そういったことで授業もおくれるわけです。そういったことで、指示としては50分授業を40分でやって、短縮でもいいから授業をやってくれと。中学校では、7時間授業もやらせました。そういったことで、授業のおくれもとらないようにしなくてはいけない。また、給食も、やはり何としても給食をあげなくてはということで、2時間おくれで始めたときも給食をやったのですが、様子を見ますと、秩父市ではパンと牛乳だけしか食べなかった。おかずは自分で持ってこいというのですが、横瀬町ではちゃんと県の給食会と連携をとって、普通どおりに給食を出すことにした。これも本当に連携がよくとれたな、こんなふうに思っています。

そういったことで、これからどうするかということは、1つはやはり地域の方に協力していただくということが1つあると思うのです。それから、PTAあるいは保護者との連携。PTAも保護者も、学校長、PTAの会長が集まって、本当に40人も50人も集まって道路あけをやりました。私も実際に見ましたが、そういったところをさせていただいているので、やはりPTAと学校との連携も必要ではないかと、こ

んなふうと思います。

教育委員会としては、町の特に建設課に今回ご協力いただいたのですけれども、そういった力をかりないと、本当に手の出しようがないというのが教育委員会なのですけれども、いずれにしても情報を早く出したい、こういうことから土曜日に決定したわけなのですけれども、15日に決定したわけなのですけれども、そういった方法で防災無線を大いに使いたいと思います。それから、学校の子供たちの連携がありますから、そういった保護者の連絡網を使って、できるだけ早い情報を伝えたい。

いずれにしても、学校というところは、子供、職員がともかく安全に登校できなければならないわけで、特に学校を3日間休校しました。しかし、職員は休校ではありません。職員は全部出勤することになっているのですけれども、中学校でも何名か遠くから来ている人が来られなかったというのはありますけれども、いずれにしてもそういったことで、子供、職員を安全に学校に通わせなくてはいけない。その間は、どんな形をとっても休校にしようと、短時間にしようと、これは状況を見て私のほうで判断を今後もしていきたい、こんなふうに思っています。いずれにしても、地域の方の協力、そしてPTA、保護者、こういった方の協力をいただいてあるいは建設課等それぞれの協力をいただいて、安心安全な通学をさせていきたい、こんなふうに思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** ご答弁ありがとうございます。

やっぱり情報というのが、非常に大事なことなのだと思います。特に今回のケースは、ライフラインが断たれるのではないかという不安の中で、道も通じない中で、じっとしている人たちが町の中にはたくさんいて、その人たちが一番欲しかったのが情報なのです。これは、不確かな情報は流せばいいということでもないし、あと無理に情報を流すこともないのですが、例えば情報がないということも重要な情報なのです。ですから、西武線の状況はわかりませんという町の正式見解は立派な情報なのです。ですから、情報を集めて流すというところは非常に重要だと、今回思いました。特に、こういう緊急事態あるいは危機な状態にあったときに、情報の価値は非常に高いのだと思います。それは、14日、15日であれば、一番高いし、16日だと少し価値が落ちるし、17日になると情報の価値はどんどん減っていくということなのだろうなと思うのです。

例えば秩父市のケースでいくと、15日の土曜日に久喜市長が、秩父市の記録的大雪というのをネット上で公開していきまして、こうに言っています。きのうからの大雪で、98センチの記録的な積雪量となりました。きのうより大雪警報が発令されて、午前8時に徒歩で来庁し、すぐに危機対策本部を立ち上げました。全職員に自宅待機させるとともに、近隣の除雪を指示いたしました。鉄道やバスなどは不通となり、国道では通行に支障が生じておりますが、上下水道や電気などのインフラ関係は問題がありませんでした。危機管理課の職員は昨日から泊まり込みで、市民からの問い合わせに対応しました。市内では、車が立ち往生し、一部の倉庫などで積雪のため倒壊しております。そのような中で、大滝では孤立した車両や宿泊者が出て、救出に向けて対応しました。除雪がおこなわれているなど、厳しいご指摘をいただいております。除雪車が圧倒的に不足し、まずは人命救助などを優先しております。ご迷惑をおかけしておりますが、でき

る限り早急に対応いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします、というのを、これは15日に出して、私もこれは15日に見ました。ネットでということになると、見れる人は限られるのかもしれませんが、少なくとも何人かには届く話ですし、恐らく同時に防災無線でも情報は流しているのだと思うのです。

こういう情報がとても重要でして、それはなぜかという、町の方に安心してもらえるというのもそうなのですが、入ってくる情報もまたふえるわけです。それと、除雪ができてというクレームが一番多かったのだと思うのですが、その理由づけが、ここにはちゃんと述べられているわけです。そうすると、クレームの電話も減ることになるのだと思うのです。そして、何より危機対策本部を立ち上げましたということで、町は本腰を入れているのだ、市は本腰を入れているのだということが、市民、町民にとってわかるという話だと思うのです。ですから、ちょっと厳しい言い方かもしれませんが、16日にせっきく危機対策本部を立ち上げているのであれば、ぜひそれは早い段階でアナウンスする必要があったのだと思うし、それがないととてももったいない話なのだと思うのです。

今回、私も町を歩いて感じたのが、批判的な意見が結構聞こえてきたのですが、かなりもったいないと思いました。それは、ちゃんとやっているのに、情報が伝わっていない、頑張っているのに、その情報が伝わっていないという状況だったのだらうと思うのです。ですから、ぜひ今回の教訓は今後に生かしていただいて、情報をできるだけ多く、できるだけ正確はいいのですが、こういうときには流すような形をとって、工夫していただければと思います。

私からは以上です。

○関根 修議長 要望でよろしいわけですか。

○1番 富田能成議員 はい。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 確かに言われるとおり、市長さんのブログを私も拝見させていただきました。適切な内容だったなというふうに私も思っております。

それから、安否確認の件で言い落とした部分があります。当町でも災害ボランティアセンターを社協で立ち上げをさせていただきました。派遣件数は10件弱と、大変少ない人数、件数でありますし、派遣人数は延べ76人という数字でありますけれども、そのほかに安否確認ということで、約150件のお宅に社協から、ボランティアセンターから直接電話を入れさせていただいております。そのうちの状況ですとか、積雪の関係ですとか、健康状態ですとか、そういった確認は全て社協の持てる資料を使って安否確認はさせていただいております。ボランティアセンターは2日間限りでございましたけれども、その後の要望につきましては、町職員を派遣して要望に応えたところでございます。

○関根 修議長 以上で1番、富田能成議員の一般質問を終了いたします。

---

○関根 修議長 次に、8番、若林スミ子議員の発言を許可いたします。

8番、若林スミ子議員。

〔8番 若林スミ子議員登壇〕

○8番 若林スミ子議員 8番、若林スミ子でございます。議長の指名をいただきましたので、通告に従い順次質問させていただきます。

初めに、2月の記録的な大雪は、当町にもさまざまな爪跡を残しています。被害に見舞われました皆様に、心よりお見舞い申し上げます。早急な対応が望まれます。

質問1として、子供たちの笑顔が輝く地域づくりについて。本年は、子どもの権利条約採択25周年に当たります。このことは、基本的人権が子供にも保障されるべきことを国際的に定めた条約です。身近な地域社会の中で、子供たちに愛情をいっぱい注いで育てていく必要があります。特に幼児期からのかかわり方で、心豊かな感受性を持った子供たちが成長してくれると確信しております。

(1)として、幼児期の町の取り組みについてお伺いいたします。10年来実施していただいている読み聞かせ、ブックスタート事業の今後についてお聞かせください。

(2)として、小中学校で朝の10分間読書を取り入れていると伺っていますが、児童生徒の反応はいかがか、また今後の継続性はいかがかお伺いいたします。

(3)として、放課後子ども教室の取り組みについてお伺いいたします。この放課後子ども教室の取り組みの中で、読み聞かせなどの時間はありますか。子供たちはただ聞いているだけ、また高学年は自分で読めばいいのではという声もあるでしょうが、テレビやネットとの接触は一方通行になりがちです。想像力も生まれません。それよりも、むしろ耳で聞くことによって育てる大切なものがあるのではないのでしょうか。さらなる工夫で大切な時間を過ごしていただきたいと思いますので、今後の取り組みについてお伺いいたします。

質問2として、がん検診個別受診勧奨について。国では、2013年度の補正予算の成立を受けて、この制度を実施します。各自治体には、費用の2分の1を補助するものとお聞きしております。2009年度から5年間で、女性特有の乳がん、子宮頸がんの両検診の無料クーポン券の配布を実施しました。この無料クーポン券を受け取り検診を受けた人は多く、実際クーポン券はがん検診の受診率向上に大きく役立つようですが、仕事が忙しかったり忘れていたりして受けられなかった人も少なからずいます。

(1)、クーポン券を受け取ったが受診できなかった人への対応をお伺いいたします。昨日のテレビ番組の中でも、がん検診についての番組が放送されておりました。日本人の死因の1位は、何といたってもがんでございます。全国では、やはりこの検診率というのは、非常に日本では低いようでございます。最近では、検診医療医学も進んでおり、とても受けやすくなっているようですので、がん専門医の方は、早期発見が何よりもですよというようなコメントをなさっておりました。このように、個別受診勧奨を行うことは、検診率向上だけではなく、がん死亡予防の最善策と思われるので、対応をよろしくお伺いいたします。

その上で、5年の事業が終了しましたので、(2)としまして、40歳、乳がん検診、20歳、子宮がん検診の推進の対応をお聞かせください。

(3)として、受診率向上だけでなく、いつまでも健康で家庭生活が送れ、元気なまちづくりのモデル地区としても、ぜひ個別勧奨制度の積極的推進をいただきたいと考えますので、お伺いいたします。

次に、質問3として、災害時の対策について。ここ数年、局地的な豪雨や大雪、竜巻など極端な気象の発生が増加しています。こうした異常気象による被害を最小限に抑えるために、行政の情報収集と発信の能力を高めていかなければならないと思います。さきの大雪の対応については、大変ご苦勞をされたと思います。誰もが経験をしたことのない想像もできない出来事に、当初は啞然とするばかり。スコップで除雪作業を頑張っていた方がたくさんおられると思います。なれない作業に、時間がたつにつれ、私自身も体中が悲鳴を上げておりました。心配をしてくれる親戚や離れている知り合いには、携帯で写真を撮り送信するなどして状況を知らせました。町内の方々も、とりあえず電気が通じていたので、連絡がとれたので、不安は少なかったのではないのでしょうか。

そこで、当町には、幸いにも防災無線が各家庭に配布されております。この活用で、ア、情報を伝えてほしい。町は、〇〇な対策をとっていますと。イ、町の事業の開始など、利用者への不安解消や除雪の協力にいち早く放送していただきたい。ウ、ひとり暮らしの方や生活弱者への情報提供等、緊急時ですから、町ではどのように対策をとっているかなど、各課にも積極的に放送を利用していただきたいと思いますが、答弁を求めます。

以上で壇上からの質問とさせていただきます。

○**関根 修議長** 若林スミ子議員の一般質問中ですが、ここで暫時休憩をいたします。

再開は14時5分といたします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時05分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま8番、若林スミ子議員の町政に対する一般質問中ですが、

8番、若林スミ子議員の質問1、子供たちの笑顔が輝く地域づくりについてに対する答弁を求めます。  
富田教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** それでは、8番、若林スミ子議員、質問1について答弁させていただきます。

①、幼児期の町の取り組みについて、読み聞かせとブックスタートの今後について答弁させていただきます。ブックスタートは、毎月の乳児の3、4カ月健診時に、横瀬町おはなし会の協力を得て、親が声を出し、子供と触れ合うことの大切さや本を読んであげることの大切さなどを伝えること。そして、職員により図書館の利用を促す図書館事業で、前年度63組の親子、今年度2月現在で52組の親子に参加していただいております。

読み聞かせは、横瀬町おはなし会の自主活動で、毎月の乳児の3、4カ月健診時に絵本の読み聞かせや、月1回保育所の年長組、月1回放課後子ども教室、児童館の学童保育室、年6回小学校1、2年生、年1回小学校3、4年生、年1回小学校5、6年生を対象に、物語やお話を覚えて聞かせるお話をを行い、子供の想像力を豊かにし、子供の読書に結びつく活動を実施しております。

そのほか、幼稚園入園前の幼児と母親がさまざまな体験ができる公民館事業のママとよい子のリトルラビットや、保育所、秩父ほうしょう幼稚園、児童館、健康づくり課保健師、小学校の教職員を対象にした、幼児教育の大切さを共有する、小学校への滑らかな接続を図る教育委員会事業の幼児教育研修会を実施しております。今後も幼児期の取り組みの事業内容は多少変わりますけれども、ブックスタートをはじめとするこれらの事業を推進するとともに、横瀬町おはなし会の活動に協力してまいりたいと考えております。

次に、②、小中学校での朝10分間読書運動の効果と今後について。小中学校における読書に関する取り組みですが、小学校では年間を通して月曜日の朝15分間、読書や各学年ごとに年間の読書冊数を設定し、全員達成できるよう担任が支援しながら実践しております。目標冊数は、年間でございますが、低学年130冊、中学年100冊、高学年20ページ以上の本でございますが、20冊でございます。そのほか、各学級に必読書5冊の設定や、詩の暗唱を年間6編覚える活動なども行っております。

中学校では、年間を通して週3日、火曜、水曜、金曜日の朝8時半から朝の会までの約10分間読書を設定し、子供たちが実践しております。

効果ですけれども、小中学校とも落ちついた生活、学習習慣へのきっかけづくりや、読書による集中力、語彙力が高まり、学習への効果が見られると伺っております。今後も校長会等をお願いするとともに、図書館の整備や本の充実を一層図り、心豊かな児童生徒の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、③、放課後子ども教室の取り組みについてでございますが、放課後子ども教室は放課後や長期休業中における児童の安全で安心な居場所を確保するとともに、体験活動や交流活動を通して豊かな人間性を育む目的で設定されています。児童館の学童保育室を補完するために、平成21年度に開設しまして、開室時間は放課後から17時30分まで、費用は無料、傷害保険料のみの保護者負担、定員は現在40人、主な活動場所は図書室、校庭、体育館、職員は学級支援員3名、日ごろの活動は、入室、出席確認、学習や読書、外遊び、給食がない日は弁当持参、月末にお便りの発行、月1回程度特色ある行事を実施しております。

学校応援団、ボランティア、公民館、教育委員会職員などが無料にて講師に招かれまして、あるいはおはなし会の方であるとかも呼ばれまして、読み聞かせであるとか折り紙、おまんじゅうづくり、菊づくり、軽スポーツなどのさまざまな物づくりや活動を実施しております。平成25年12月にすぐれた地域による学校支援活動により、横瀬町放課後等子ども教室は文部科学大臣表彰を受賞いたしました。これも学校応援団のボランティアをはじめ、さまざまな方のご協力によるものと感謝しております。

今後も、地域の方々のご協力を得まして、より一層工夫をし、子供たちの安全で安心な居場所としての放課後子ども教室の運営に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 ありがとうございます。

早くから幼児教育の読み聞かせやブックスタート事業をしていただき、10年というすばらしい年数を重ねております。最初に、多分このような事業を受けた方は、小学校の4年生くらいになられると思います。教育長さんのほうの感想として、どのように読み聞かせとかブックスタート開始に対する感想を持っていらっしゃるかお伺いしたいと思います。

また、ちょっとご紹介をしたいと思うのですが、北海道の旭川から約50キロ北に位置する剣淵町という町がございます。昭和30年代には、人口が9,000人ぐらいだったのが、今は2月末で3,534人になってしまっている。横瀬町も昭和30年代には、人口が七千何名ですか。それで、徐々にふえていきましたが、現在ではやはり9,000人を割ってしまっている。人口的には3分の1ぐらいの小さな北海道剣淵町なのですが、この町の予算というのが、この町はマツダの自動車メーカーさんの試験場があるので、年間予算は約35億円だということなので、横瀬町と変わらないのですけれども、人口は3分の1ということで、その中でやはり少子高齢化、また子供たちが年々減っていく中で、剣淵町で絵本をまちづくりに結びつけたユニークな取り組みが始まっております。

人口減に歯どめをかけるために、何か町を元気づけるものはないかという施策をしたときに、町を訪れた出版社の編集者が、フランスの田舎風景に似ているこの町に、絵本の美術館ができれば素晴らしいと漏らしたのがきっかけで、有志の方たちが剣淵絵本の里をつくらうということで、ここに絵本の里というのができているそうです。

この町は、バブル景気に沸いたときに、活性化の手段として1億円のふるさと創生資金を用いて、町内に絵本の里という、絵本の館というところをつくりまして、そこにおきまして子供たちに読み聞かせをされているそうです。多分、全国町村会なんかでは、うちの町長も顔をお合わせになったこともあるかとも思いますが、町長と同じぐらいの年齢でいらっしゃる67歳となっていますから、横瀬町も今ずっと10年間、このように朝の読書、またブックスタート等もしていただいているので、とても子供たちも最近では授業態度も落ちついてきて、この効果だけではございませんが、教育面について町当局が一生懸命教育施設等に力を注いでいただき、木造にもしていただいたりしているおかげで、子供たちが近年では落ちついて授業を受けている様子をお聞きしております。このようなところで、教育長さんに、先ほど申しましたように、感想を一言よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○**高野修行教育長** それでは、再質問にお答えしたいと思います。

なかなか質問が難しくてどうかなと思うのですが、いずれにしてもブックスタート、子育て、これは続けていきたいと思っています。特に私が感じているのは、やはり幼児教育、私がやっているのはゼロ歳児教育をやっているわけですが、3カ月のあるいは小学校である、そういった話をもとにして、小学校に上がる前に何とか同じレベルにしたい。ほうしょう幼稚園、児童館、保育所、そういったのを研修会を年に3回持っています。そして、小学校の授業を見、あるいは幼稚園の授業を見、あるいは保育所の授業を見、そういった形でできるだけ同じ歩調でやっていこうということで、今取り組んでおります。そういったことが実を結んで、文部科学大臣賞ももらったのかなと思うのですが、いずれにしても学校に上がる前に、何とか同じようなレベルにしたい。

10家庭あれば、10家庭の育ち方があるのです。そういったことで、はしの持ち方だつてできない子もいるし、そうしたいろんなものがあるわけです。そういった基本を、小学校へ上がる前にちゃんとしたいと。

それから、もう一つは、読書を何とか身につけていきたいということで、図書館には力を入れてきた

いと思っているのですけれども、予算的にはそんなにではないのですけれども、中学校は大規模改修をしましたので、その際に図書入れかえをしました。それから、小学校には、町の図書館から毎年送って読んでもらうような形。町の図書館なのですから、大人の本はできるだけ避けてと言っては申しわけないのですけれども、できるだけ児童書をふやそうということで取り組んでおります。

そういったことで、ちょっと調べてみましたら、一般図書が2万7,000冊、それに対し児童図書が1万8,000冊ということで、大分ふえてきたなと思っております。また、小中の図書館の冊数を調べてみましたら、約2万7,000冊あるわけです。そういった中で、できるだけ子供の本をたくさん買って、大人の人には申しわけないのですけれども、入れる本も入れますけれども、できるだけ自分で買っていただいて、子供にできるだけ回していきたい、そういう形をとりたいなど。

いずれにしても、幼児教育に力を注いでいきたいし、私が理想としたのができなかったのですけれども、町長に教育を任されて、本当にありがたいなと思っているのですけれども、そういった中で、本当は学力をつけて横瀬中学校へ、学校へ行きたいという学校をつくりたかったのが、私の一番の希望でした。何年前には、そういったことで横瀬中学校へ行きたいという保護者が、影森とかあっちのほう、何人かありました。そういったことで、本当に学力がついて、できればこれから英語教育もあるようですから、そういったことで、人口をふやすまでいくかどうかわかりませんが、横瀬小学校、横瀬中学校が埼玉県一の学校になるような、そういう学校にして、横瀬へ行きたいと、そういったことは希望としてはずっと持っておりました。

そういったことで、できるだけ町長のご期待に沿えるように、また地域住民のために何とかいい学校にしていきたい。だんだん足がかりができてきたなと、こんな感じを持っております。また、今後ともご協力いただければありがたいな、こんなふうに思っています。どうぞよろしくお願いします。

○**関根 修議長** 再々質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ありがとうございます。

その図書館、町の図書からそのように小学校や中学校にも移していただいたり、またやはり大人でも、昔聞いた母親や、またおじいさんやおばあさんから聞いた昔話とか、本当に簡単な基本的な人間が暮らしていく上で人を助けるとか、そういった身につくものが、絵本とか簡単な物語の中に備わっているような気がいたします。ですから、ぜひ難しい文学図書、今ちょっとニュースなんかでも、ナチスの「アンネの日記」が破られてしまって、人道的にどうなのだろうと。本当にひどいことだなと思っておりますが、幼児期の優しい心を育てる、また育むためには、そういったことを、自分も読むし、また読み聞かせることは大切だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思っております。

そんな中で、横瀬小学校と中学校の図書室の図書司さんというのはどんな状態になっていらっしゃるか、ちょっとお知らせ願いたいと思っております。

○**関根 修議長** 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○**高野修行教育長** それでは、ご質問にお答えしたいと思います。

各学校に司書教諭というのが、国語の先生が持っているのです。本来は文部科学省が各学校に司書教諭

を置くというふうな形にはなっているのだけれども、実際できておりません。国語の担当の先生がやっているのですけれども、授業時数は全く同じ時間数があるのです。そうすると、なかなかできないと。そう  
いったことで、これは県とかそういったところに要望していかなくてはいけないと思うのですけれども、  
できるだけ司書教諭の先生だけではなくて、かかわっていかなくてはかなと思うのですが。昔は、古くな  
った本は廃棄しないで、それをまた表紙をかえてのりで張ったりして図書の先生が担当していたのです。  
今は、そんなことなかなかできないので、これは県のほうに要望していきたいと、そんなふうに思ってお  
ります。

○**関根 修議長** 以上で質問1を終了いたします。

次に、質問2、がん検診個別受診勧奨についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○**高野直政健康づくり課長** お世話になります。私のほうからは、2、がん検診個別受診勧奨について答弁  
させていただきたいと思えます。

日本人の死亡原因の第一はがんであり、がんによる死亡者数は年々増加しており、年間36万人を超える  
というような状況にあると言われております。しかし、診断と治療の進歩によりまして、早期発見早期治  
療が可能となってきていることから、がんによる死亡者数を減少させるためには、がん検診の受診率を向  
上させ、がんを早期に発見することが極めて重要であるということでございます。

この対策の1つとしまして、2009年より節目の年齢の方に無料クーポン券を配布し、受診率の向上に努  
めてまいりました。しかしながら、全国的にこのクーポン券の利用状況というものは、いまだに少ない状  
況でございます。国では、平成25年度の補正予算にて、働く世代の女性に対してがんを早期に発見するこ  
ととし、好循環実現のための経済対策に基づく女性の活躍促進における予防サービスや健康管理等の充実  
の一環として、平成25年度補正予算案が2月6日に可決成立となりました。

この事業の内容ですが、要旨明細1及び要旨明細2でご質問のございましたクーポン券を利用しなかつ  
たあるいはできなかった方への再発行、また新規に40歳あるいは20歳になる方へのクーポン券の発行、そ  
ういうものを行うという補正予算でございます。この事業の実施に当たりまして、事業実施する自治体の  
予算年度は、平成25年度予算でもあるいは平成26年度予算でも構わないということでございますので、当  
町とすれば、平成26年度予算で対応できればと思っております。

また、要旨明細3、受診率の向上のための今後にできる取り組みということでございますが、今までも  
広報や各種イベント開催時、検診申し込み時、がん検診の勧奨、受診のPR等させてきていただきました  
が、新しくまたクーポンも発行もするというところでございます。このがん検診に関する意向調査というの  
ですか、何でできなかったのか、何でやらなかったのか、そういう意向調査みたいなものもさせていただ  
いて、受診率の向上対策の参考になればと思っております。以上のような事業を平成26年度事業として進  
めていければと考えております。

以上です。

○**関根 修議長** 再質問はございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 担当課長にはありがとうございました。当町でも、5年間節目でクーポン券を配布していただき、掌握していただきましてありがとうございます。本当にうっかりしてしまったりする方がおりますので、ぜひそういった忘れてしまった方、また国のほうでこのような対策をとっていくようです。積極的にこの平成26年度予算の中で取り組んでいただけるということですので、私も知り合いの方とかそういう方には、必ず受けたほうがいいよということで広めていきたいと思っておりますが、家庭の中で女性が元気でいれば、またご主人や家族が元気で働いたり学習ができると思います。

先日も大事な大事な身近な方が、若くしてがんで、病気で1年間患って亡くなりました。とてもボランティア活動というか、長男の会社の中で元気で頑張っていたくださった方なのですが、自分より年下の方ということで、とても残念でなりません。がんはまだ医療分野では、徐々に進んできているとはいいながら、やはり検診に行くことを戸惑う、厄介がる傾向は多いようですので、少しでも払拭をして、皆さんが早期発見し、怖がらず治療できるように、担当課としてもそのように、ただいま申し込んでいたように工夫をしていただいて実施していただきたいと思います。ご苦勞は多いと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。答弁は結構です。

○関根 修議長 以上で質問2を終了します。

次に、質問3、災害時の対応についてに対する答弁を求めます。

健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 私のほうからは、3、災害時の対応について、当初お話ししましたときには、ブコーさん号あるいは福祉センター等の情報についてというようなお話を伺っておりましたので、私のほうとしましては、福祉関係につきまして答弁をさせていただければと思います。

まず、ブコーさん号でございますが、24日早朝より雪が降り始めまして、大分多く積雪になってくる。予報では1メートルも降るといようなお話ではなかったのですが、降り方が尋常ではないなということで、とりあえず土曜、日曜、15日、16日、土、日のまずブコーさん号の運休については決定をし、防災無線で流させていただきました。福祉センター及びブコーさん号につきましては、17日に、まずしばらくの間交通状況も厳しい、また高齢者の方も福祉センターを利用されるのも大変厳しいだろうということで、ブコーさん号につきましては当分の間、福祉センターについては、とりあえず月、火、水、17、18、19、3日間を休館しましょうということで防災無線を流させていただきました。

19日の日に、まず3日間福祉センターを閉館しましたので、会館をとりあえず2日間開館してみましよう。ただ、残念ながらお風呂とか送迎バス、そういうものは動けないので、そういうものについてはお休みしますということを防災無線のほうで流させていただきました。

23日の日に、やはり先ほど災害ボランティアセンターのお話もございましたけれども、なかなか福祉センターも機能が十分発揮できない、また来られる方も足の便も悪いということで、なかなか日にちも決められませんでしたので、24日から当分の間休館ということで放送させていただきました。

その後、26日に大分交通の便もよくなってきました。また、福祉センターの機能も発揮できるということで、27日木曜日から福祉センターのほうにつきましては再開、またブコーさん号も再開なのですが、一番入山の奥ですか、朝一番ですとちょっと心配だということで、1便の始発だけは長淵のバス停か

らスタートしますと、始発を長渕バス停からにしますということで放送をさせていただきました。

それで、三、四日またそれで状況を見させていただきまして、3月3日の日にこれなら大丈夫だろうということで、4日よりブコーさん号の運行を、通常運行を行いたいという旨の放送を行いました。

この間、福祉センターのほうでいろいろ行事等を計画しておりましたが、特に保健事業の関係では、対象者が程度特定されておりまして、また福祉センターも休館あるいは開館、またブコーさん号も運休の状況でございましたので、それぞれの事業につきましては、中止のものについては中止という電話で連絡をさせていただき、また開始のものにつきましては、出てこられますかとお話を電話で聞かせていただいて、事業を実施していただきました。特にうちのほうで考えていた保健の中の乳児健診、これにつきましては小さなお子さんですので、時期を逃すと次の健診がまたいつになるかあるいはBCGの予防接種等につきましては、また今赤ちゃんも大変な時代でいっぱい予防接種がありますので、もし今回1週間なり変えてしまうと次の接種に差しさわりが出てくるかなということで、それにつきましては一応福祉センターを開館している20日の日に事業実施させていただきまして、乳児健診については5の方が対象だったのですけれども、全員の方、また予防接種、BCGの方は8の方が受けに来ていただきました。

続きまして、ひとり暮らしの高齢者の方への対応をどうだというようなお話なのでございますけれども、幸いにして今回の雪は、幸いという言い方おかしいのですけれども、ライフライン、特に電話が使えました。3.11のときには電気等が停電になりまして、逆に電話等が使えなかったということでございました。まず、出ていくのもできないような状態だったわけなのですけれども、安否確認が必要と思われるひとり暮らしの方、高齢者の方々を対象に、2月16日の日曜日だったのですけれども、民生委員・児童委員に対して緊急に声かけ活動の協力要請をいたしました。民生委員さん、それぞれの地区でのそれぞれかかわっている方、そういう方に、とにかく私たちは見守っていますよ、そばにいますよ。ただ、雪が多いのですぐ外には出られないでしょうけれども大丈夫ですよ。もし何かあったら声をかけてくださいと、そういうような見守りをしていただきたいということで、407名の方に民生委員さんから声をかけていただいたということ、後日伺っております。

中には、電話をかけても出ないので、雪の中を雪をかき分けながらそのお宅に行って声をかけたら、テレビを見ていて電話が聞こえなかったとか、そういう方もいらしたということなのですけれども、とりあえずそういう方々には声をかけ、安心してくださいということでさせていただいたという報告を受けております。

また、翌日、17日月曜日でございますけれども、職員が登庁してまいりまして、それぞれ民生委員さんにお願ひした方以外でも、やはり80歳以上の高齢者の方、ひとり暮らしの方、介護保険で要介護の方あるいは要支援の認定をされている方、人工透析をされている方、障害者の世帯等、いろいろな意味で職員がそれぞれのかかわりのある方のまずリストを出しまして、それを職員で手分けで電話をさせていただきました。民生委員さんが心配だということで声をかけていただいた方と、重複するところもあるかもしれませんが、589の方に声かけができた。そういう方々は、皆さん大丈夫ですという方が多いのですけれども、やはりその中には薬が心配だとか、食料が心配だとか、雪掃きができないとか、そういう声をおっしゃる方もいらっしゃいました。

20日の日に民生委員・児童委員会を、定例会議がありましたので開かせていただきました。本来の議題

は別にあったわけなのですから、緊急の声かけ活動の結果報告というふうな議題で、それぞれの委員さんからどういふふうなかかわり方をしたか、またどういふ問題があったか、そういうものを同じテーブルの上で皆さんで共有しましょうということで、お話をさせていただきました。

お話の中では、やはり雪が解けないと何もできない、そういう方も多かったわけなのですから、そういう方にはもう少し雪が解けるまで待っててください。見守っています。やはり同じようなこと言いましょと。それから、お二人ばかりお薬がどうしても心配だということで、その患者さんから病院のほうに電話をしていただいて、民生委員さんが病院までとりに行ったというような方もいらしたという報告がございました。やはりどうしてもちょっと心配なのだけれども、何とか持ちこたえる、あるいは食料も何とかあるという方がほとんどでしたけれども、これでもういいです、はいご苦労さまというわけにはいかない。今後、これからが大事だということで、もう一度また見守り活動をお願いしたい。特に、まだ雪が多く落雪あるいは凍って滑る、そういうのもありますので、ひきこもりになったりして寝たきりになったり動けなくなったりしては困りますので、簡単な運動でも何でもいいから、家の中でできるようなことを、もう一度民生委員さんが各家庭に回っていただいて、お話しあるいはご指導をしていただきたいというようなことをお願いいたしました。

防災無線の利用ということでございますけれども、先ほどのようなブコーさん号とか町民会館の開館、閉館につきましては、そういうものも大いに利用することは大事なのですから、個々の事例の方が個々にいろいろ症状が違ったり、いろいろ悩みが違ったりしますので、やはりそういうものについては、電話等で対応させていただく今回の事例というのは、100%ではなかったのですけれども、少しは住民の方が安心していただけたかなと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 再質問ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 担当課の課長さんには、適切な指示をしていただき、生活弱者、そういった方たちは本当にほっとしたと思います。我が家でも孫の薬がないから、頼んであるからとりに行ってきてくれと言われ、出かけていきましたけれども、市内まで、市立病院の近所まで行くのは非常に大変で、一方通行で、これで救急車が来てしまったら、本当に私たち何しに来ているのだと言われたら、出てきたのが申しわけないので、すごい心苦しいような気もしました。そんなわけで、当局として一生懸命ご尽力いただいたことに深く感謝を申し上げます。

ただ、今回は雪ということで、再三防災無線というか、緊急時のこういった防災無線の利用方法ということで、これからも経験をしたことのない100年に1度、まだまだ侮れないと思います。ぜひともこの今回の教訓を生かしていただき、集約担当が中心になりまして、また防災無線をもう少し活用できるような、また先ほど私の前に1番議員さんが言っていらっしゃったように、私もここに長野県の首長さんの取り組みというのを新聞記事で見ました。そして、今はネット時代ですので、こういったラインなどで状況、やっぱりそこが一番現場にいる人が、竜巻の状態とか洪水の状態とかそういうのを写して、こんな状態なのですよというのを目で見ていただくのが一番早いかなと思います。それは本当に良心的な使い方です。そういった上では、行政のほうから発信していただくだけではなく、そこに住んでいる住民のほうからも、そう

いった面で情報を町に寄せて、いち早くこうしてほしいというような住民から情報を寄せられる、そういった窓口とかの考え方についてもご検討を願えたらと思います。

そして、またこういった新しい携帯等を使えない、まだまだスムーズに使えない人もいるし、こういった高齢者の方たちもたくさんおりますので、防災無線から放送される、そういった発信されることの基本が違うのですよと言われてはなんですが、やはり声が聞こえてくると、どうしていいかパニック状態になっていたり、特に静かにしていればいいんだわと思っているお年寄りもいますけれども、ご年配の方もちゃんと構えてくださる方もおりますが、そういったことを考えて、私も議長を通じて、やはり町民の皆さんが町長からの声を聞いたら、きっといい励ましになるのではないですかということでも議長に相談したところ、町長から18日の日ですか、犠牲になられた方の1人のご冥福と、犠牲者が出てしまったということと、また皆さん安全に気をつけてご近所でご協力いただいてというような町長からのお声を聞いたときに、本当に涙がこぼれました。やはり、何日か途方に暮れている方もたくさんいらっしゃったと思います。

ですので、そういった部分で防災無線の利用ということ。これからいろいろ起こり得ることを、3.11もめぐってくるわけなのですが、想定外のことは来て当たり前だと思います。ですので、その上でやはり一つ一つ、行政のできることも限度があると思いますが、ぜひともそういった部分で柔軟な考えを持っていただいて、できないことはごめんなさい、できないのですよというのは当たり前だと思います、行政でも。皆さんの住民の方の協力、またご理解をいただかなくてはならないことはたくさんあると思いますが、ぜひともまた今後の課題として取り組んでいただきたいと思います、町長のほうからはいかがでしょうか。先ほど、感想をいただきましたけれども、もう一言よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** ただいまの再質問に対する答弁を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 情報の発信等につきましては、慎重を期すべきものだと思っておりますけれども、今後この雪害を糧にして、対応方針等ある程度の部分、柔軟な部分も取り入れてまいりたいというふうに思います。

○**関根 修議長** 再々質問ございますか。いいですか。

ないようですので、8番、若林スミ子議員の一般質問を終了いたします。

これにて日程第4、町政に対する一般質問を終了します。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第5、議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第5、議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例についてであります。広域法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律の規定に基づき、公益法人等への職員の派遣に関し、必要な事項を定めたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明いたさせますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第1号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

まず、条例制定の基本的な考え方ですが、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるため、地方公務員法に規定する一般職員を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図るために制定したいものでございます。

次に、条例の主な内容ですが、第2条は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項に基づき、職員を派遣できる公益法人等を定めるものでございます。具体的には、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会、一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社、埼玉県町村会の3団体を定めるものでございます。一般社団法人秩父地域おもてなし観光公社には、平成26年4月1日から、埼玉県町村会には平成27年4月1日から派遣をしたいと考えております。

なお、社会福祉法人横瀬町社会福祉協議会には、現在のところ派遣予定はございませんが、可能性がある団体として規定しておきたいものでございます。

第2項は、法第2条第1項に規定する派遣できない職員を定めるものでございます。具体的には、臨時任用職員、非常勤職員等でございます。

第3項は、法第2条第3項に規定する勤務条件、従事すべき業務、派遣期間、職務への復帰事項のほか、職員派遣に当たって合意しておくべきものとして定める事項について規定するものでございます。具体的には、福利厚生事項、業務の従事状況の連絡についてを定めるものでございます。

第3条は、職員派遣を継続することはできないかまたは適当でないとき、速やかに派遣職員を職務に復帰させなければならない場合を規定するものです。具体的には、派遣先団体の役職員の地位を失った場合、職員派遣が法またはこの条例の規定に適合しなくなった場合等でございます。

第4条は、法第6条第2項に規定する派遣先団体業務が、地方公共団体の委託業務、共同業務、地方公共団体の業務もしくは事業を補完、支援する業務であって、事業の効率的、効果的な実施が図られるものである場合には、派遣元である横瀬町で給与を100分の100まで支給できる規定でございます。

第5条は、職務に復帰した職員に関しては、派遣先団体で就いていた業務を公務とみなし、その業務上の負傷、疾病により休職にされたときは、休職期間中、給与の全額を支給する規定でございます。

第6条は、派遣職員の復帰時における給料号給等について、他の職員とのバランス上必要な調整ができることを規定するものでございます。

第7条は、任命権者の派遣先団体における処遇状況、復帰職員の処遇状況等報告義務を規定するもの  
でございます。

第8条は、規則委任規定でございます。

附則は、条例施行日を公布の日からとするものでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 第7条の最初の「任命権者（町長である任命権者を除く。）」とあるのですが、こ  
の場合町長である任命権者以外の任命権者というのは、どのような役職の人が当たるのですか。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** なかなか例はないのですけれども、教育委員会等委員会でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 具体的におもてなし観光公社と埼玉県町村会に派遣予定があるということな  
のですが、今、役場の職員の方は、非常に人数少ない中でやっていただいている中で、これを出した場合のこ  
ちら側の戦力の補填、そこは新しく人を採用するということでしょうか、それともこちらは減ったままでい  
くということでしょうか、そこを教えてください。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** お答えさせていただきます。

先ほどの一般質問でもちょっとお答えしましたけれども、職員の採用等に関しましても、この派遣数、  
それと育児休業等を勘案して採用しているとか、そのほかを任期つき短時間職員で補填するとか、そうい  
う話をしております。ということで、ここに関しましても今回3名採用ですけれども、それで対応してい  
くということでございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** ただいま総務課長が、人員不足を補うことで説明がありました。これは派遣するの  
は、一般職の職員を派遣するということだと思うのですけれども、となれば一般職の職員の採用をふやす  
ということなのか、その点をはっきりとお聞きしておきたいと思います。

それと、既に定住自立圏の中でも話が進んでおります、例えば広域の水道課で水道広域化に向けての派  
遣要請等もあると思うのですが、そういった派遣、これも一般職の人が派遣されると思うのです。今のと  
ころはないのですが、あるいは県のほうに派遣されるあるいは一部事務組合の広域市町村圏に派遣される、  
そういうこともあろうかと思えます。そうなりますと、一般職の職員の採用を相当考えていかないと、対  
応できないかなというふうに思うのですが、その点につきまして説明をいただきたいと思えます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今、ご質問にありましたとおり、来年度は4名の派遣等を予定しております。今まで、大体毎年1人で、去年が2人でした。ですので、来年度4月1日から4人というのは大変多いのですが、また産休から復帰する職員等がいたり、育児休暇から復帰する職員等がいて、あと職員、定年退職が1人のところを、一応3名採用しております。またほかにいろいろやめた方もいらっしゃるのですが、途中でやめた方とかいろんな方がいるのですが、3名を採用しております、何とか来年度の業務が、今後急な病気とかそういったことがなければ、来年度は何とか乗り切れるのではないかとこのように考えています。

ただ、2年後に大量にやめられる方がいますので、それに備えては、来年度の採用は前倒しでふやさせていただくようなことになるかもしれませんが、その辺またいろいろご了解願えればと思いますので、よろしくをお願いします。

○関根 修議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 もう1点、この中をずっと見ましても、派遣できない職員の規定という、中だけうたってあるだけなのですけれども、他の団体等へ派遣する場合、本人の同意というのはどうなっているのか。本人の同意を得た後に派遣するという、これはちゃんと保障できるのかどうか、その点だけ確認させていただきます。

以上です。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 本人の同意は絶対というわけではないのですが、今回は既に全員の了解を得て実施しております。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終結いたします。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第5、議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第1号 横瀬町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は15時10分といたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時15分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を続行いたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例についてありますが、一般会計と区分して経理する必要のある町浄化槽設置管理事業を実施したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○**町田 勉上下水道課長** それでは、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例の細部について説明させていただきます。

この特別会計は、公共下水道の事業区域及び計画区域以外の区域の合併浄化槽について、今まで補助金で実施していた事業にかわり、平成26年10月から町で浄化槽を設置し、町で管理する事業を実施するため、新たに特別会計を設置するものであります。

第1条につきましては、設置の目的を定めております。

第2条につきましては、歳入歳出の財源等について定めております。

第3条につきましては、弾力条項の適用について定めております。

細則につきましては、施行期日を平成26年4月1日でございます。

以上です。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑はございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 管理についてご質問いたします。

この件について、合併浄化槽ですが、従来の補助金を受けて設置された世帯についての取り扱いはどうなるのでしょうか。

それから、現在、任意による管理委託業者さんの点検を受けて、さらに県による検査も受けなければならないということで、考え方によっては二重検査、二重手間、二重の金額を取られていると考えられなくもないのですが、任意の点検業者さんが点検しているのであれば、県の点検というのは要らないような気もするのですが、そちらのほうの整合性と申しますか、どうしてこのようなことになっているか、知見があれば教えていただきたいのですが。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 ただいまの質問に対して答弁させていただきます。

今まで、先ほど申したように補助金として合併浄化槽を設置していただいております。この制度も、今年新しい制度を10月からということなので、9月いっぱいまでは今までどおり補助金ということで進める予定になっております。それで、新しい制度になりますと、町で設置して町で管理して、水質検査等も町でするわけなのですが、今まで補助金で設置した浄化槽につきましても、基準を定めて町に寄附していただくような形で、町で管理することを考えております。

そして、また浄化槽の設置管理条例が、今後、とりあえず4月では特別会計を設置させていただいて、設置管理条例につきましては、6月に設置管理条例を制定して、10月からの施行に備えたいということで考えております。

以上です。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 先ほど、2番、新井議員からも質問があったのですが、これは特別会計を設置するという条例ですから、これはこれでいいと思うのですが、やはりこれから町で設置して町が管理をする、そういう形になろうかと思うのですが、その場合、先ほども話が出ました町の補助金をいただいて設置をしたところは当然かもしれませんが、途中から建築基準法が変わって、そのために合併浄化槽設置を義務づけられた、そういった方も何件かあるかと思えます。その辺も考慮していただいたほうがいいかなという、そんなふうにするのですけれども、その辺はこれから次の条例を6月につくるということなので、そのときにぜひ検討していただきたいと、そんなふうに思っています。

それと、新しく町が設置をし、維持管理をするという、従来の補助金をもらった方と今後は同じ維持管理になるのかどうか。その辺もある程度一律に考えてもいいかなと思うのですが、今まで補助金をもらったも、それ相応の負担はしているという、そういう事実もありますので、その辺も考慮していただければなという、そんなふうにも思えます。そういう面で、今後の浄化槽の設置管理の事業そのものを、6月の議会の中に管理条例等提案するということでもありますけれども、今までの経緯とかいろんなものを総合的に判断した上で、よりよい方向を定めてもらいたい、そんなふうに思いますが、その辺考慮していただけるかどうか、1点お尋ねしておきます。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 若林清平議員さんからの質問に対して答弁させていただきます。

補助金で設置した方の浄化槽を町に引き継ぐような形につきましては、新規に設置するのと、その辺、今言われたことに対しましても考慮するよう検討して、条例のほうを定めていきたいと考えております。以上です。

○関根 修議長 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第2号 横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計条例は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第7、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第7、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。第3次地方分権一括法による地方公務員法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願います。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 議案第3号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

今回の改正ですが、職員の公務に関する能力の向上に資する修学部分休業及び地域ボランティア活動等地域貢献または加齢による諸事情への対応のための高齢者部分休業について、第3次地方分権一括法による地方公務員法改正に伴う一部改正でございます。

まず、第2条の2の修学部分休業でございますが、地方公務員法第26条の2第1項の改正により、同項に定められている修学部分休業を承認する期間が「2年を超えない範囲内において条例で定める期間」から「当該修学に必要なと認められる期間として条例で定める期間」に改められ、「2年を超えない」という上限が外されます。

条例で定める期間は、当該修学に必要なと認められる期間であることが求められますが、具体的な修学する教育施設及びカリキュラムが決まらないうちに期間を定めることはできないので、今回の改正では「2年を超えない範囲内で任命権者が適当と認める期間」とし、この期間において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとしてございます。

次に、第2条の4の高齢者部分休業でございますが、地方公務員法第26条の3第1項の改正により、同項に定められている高齢者部分休業を承認することができる期間が、「当該職員に係る定年退職日から5年を超えない範囲内において条例で定める期間さかのぼった日後の日で、当該申請において示した日からその定年退職日までの期間中」から、「当該職員が当該条例で定める年齢に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日までの期間中」に改められ、「定年退職日前5年」という上限が外されます。

条例で定めるべき事項が期間から年齢に改められますので、条例改正が必須となり、この年齢を定めるに当たっては、法令上参酌すべき基準等の定めが設けられていないため、加齢による諸事情への対応、地域ボランティア活動等地域貢献、若年層とのワークシェアリング、年齢別の職員構成などを考慮し、「年齢55歳に達した日以後の日で当該申請において示した日から当該職員に係る定年退職日」とし、その期間中、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことを承認することができるものとしてございます。

附則でございますが、地方公務員法の改正施行日が平成26年4月1日であり、猶予期間もないため、同日の施行日とするものがございます。

以上でございます。

○関根 修議長 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第7、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、

これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第3号 横瀬町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第8、議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第8、議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例についてありますが、地方税法の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** それでは、横瀬町税条例の一部を改正する条例の細部説明をいたします。

本日お配りしましたお手元の第4号議案説明資料と新旧対照表をごらんください。今回の改正は、平成25年度の地方税法の改正により、地方税法施行令等が改正されたことに伴う条例改正です。

内容としましては、新旧対照表の2ページの条例第47条の5、お手元の資料には2と書いてございますが、5でございます。ご訂正ください。5で、公的年金に係る所得における個人の町民税の特別徴収について、仮特別徴収税額の課税方法の改正に伴う条例の改正でございます。内容的には、現在、前年の10月、12月、2月の年金から特別徴収された個人住民税額の総額の3分の1を、翌年の4月、6月、8月の年金から仮徴収しておりましたが、平成28年10月より前年の個人住民税額の総額の6分の1を、翌年4月、6月、8月の年金から仮徴収することとしたものでございます。

次に、6ページの附則第16条の3、8ページの附則第19条、10ページの附則第19条の2につきましては、これは株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と一般株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改組されたことに伴い、配当所得、譲渡所得等の個人の町民税の課税の特例がそれぞれ改正されたことにより、条例改正するものでございます。

まず、6ページの附則第16条の3につきましては、上場株式の配当等の配当所得に損失が生じた場合、その上場株式等の配当等に係る利子所得の金額から控除し、課税譲渡所得に100分の3に相当する町民税の所得割を課するというものでございます。

そして、8ページの附則第19条につきましては、一般株式における譲渡所得等は、他の所得とは別に事業所得の金額、譲渡所得の金額、雑所得の金額間で発生した損失金等を相殺した合計額の課税譲渡所得に100分の3に相当する町民税の所得割を課するというものでございます。

10ページの附則第19条の2につきましては、特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額は、それぞれの特定管理口座ごとに他のものと区分し、源泉徴収選択口座内調整所得金額を除外した課税譲渡所得額に100分の3に相当する町民税の所得割を課するというものでございます。

そのほかでは、1ページの第33条、3ページの附則第6条、4ページの附則第6条の2、5ページの附則第7条の4、20ページの附則第20条、23ページの附則第20条の2、27ページの附則第21条、28ページの附則第21条の2につきましては、今回の改正に伴う条の繰り上げまたは引用条項のずれ及び追加による補正でございます。

さらに、1ページの第47条の2、これは5となっておりますが、2でございます。そして、5ページの附則第11条につきましては、字句等の補正でございます。

施行期日につきましては、第33条の第5項の改正規定につきましては、平成28年1月1日、第47条の2第1項及び第47条の5第1項の改正規定につきましては、平成28年10月1日、附則第6条第4項、附則第7条の4第1項、第16条の3及び第19条から第20条の5までの改正規定は、平成29年1月1日、その他経過措置等が規定されております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第4号 横瀬町税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例を議題とします。  
提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第9、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例についてであります。社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律に基づく消費税法の改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○**町田 勉上下水道課長** それでは、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例の細部について説明させていただきます。

消費税法の改正に伴い、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%への改正及び字句等の整備でございます。

まず、第4条第2項中後段を削る関係につきましては、後段がない関係で、これは整備して削るものでございます。

16条第1項及び第2項中の関係につきましては、施設分担金、工事分担金につきましては、100分の5を100分の8に改めるものでございます。

17条中につきましては、特別な場合における分担金について、100分の5を100分の8に改めるものでございます。

22条の2第2項第2号中1項を削る関係につきましては、1項がないための削除でございます。

第29条第2項ただし書き中1号を1項に改めるにつきましても、1号でなく1項に改めるものでございます。

第30条第1項中100分の5を100分の8につきましては、料金表に定める基本料金と水道料金についてでございます。2項を次項に改めにつきましては、表現を改めるものでございます。

37条第1項中につきましては、設計手数料の100分の5を100分の8に改めるものでございます。

附則としまして、施行期日につきましては、平成26年4月1日でございます。

料金に関する経過措置といたしましては、5月の検針分から8%に改めて適用するというものでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第9、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第5号 横瀬町水道事業等給水条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第10、議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第10、議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員の定数を、消防力の整備指針等に基づく数に改正したいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第6号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

今回の改正ですが、第2条の消防団員の定数を消防力の整備指針及び消防力の整備指針に関する消防審議会答申等に基づき、192人から144人にしたいものでございます。

改正の基本的な考え方ですが、横瀬町消防団員の現在定数192人は、昭和46年4月1日に10分団を5分団としたときに、定数も220人から減員したもので、40年以上改正をしておりません。また、現在の実質団員数は120人で、年々減少傾向にあり、減少の要因として、若年層人口の減少、農村・中山間地域の人口減少、就業者における被雇用者が占める割合の増加など、以前の消防団入団対象となっていた層からの

入団者確保が難しくなっていることが考えられます。

しかし、当町は、山林や急傾斜地が多いことから、山林火災、土砂災害対応など、都市部にはない消防団活動が想定されることから、消防団員の確保は大変重要な課題となっております。

消防団員定数確保には、町、消防後援会、各消防団において努力を続けているわけですが、定数と現在数に大きな隔たりがあるため、なかなか定数まで達しない現状であることから、消防力の整備指針等に基づく団員定数として、募集活動をしていきたいと考えております。

また、消防団員等公務災害補償共済基金に加入している消防団員退職報償金掛金については、条例定数により1人につき1万9,200円であり、条例定数を144人に変更することにより、91万2,600円の削減になるため、横瀬町消防団とも協議し、ご理解いただきましたことから、改正したいものでございます。

附則は、平成26年4月1日を施行日とするものでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第10、議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第6号 横瀬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第11、議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第11、議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する

法律施行令の一部改正に伴い、規定の整備をしたいので、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第7号の細部説明をさせていただきます。

なお、新旧対照表及び説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

今回の改正ですが、別表の退職報償金支給額表を、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令及び市町村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部改正に基づき、改正したいものでございます。

次に、条例改正の基本的な考え方ですが、消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、住民の安全の確保に資することを目的として、議員立法による消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が成立し、この法律において、団員の処遇改善のため、活動の実態に応じた適切な報酬、手当の支給について、国及び地方公共団体は必要な措置を講ずることが義務づけられました。この趣旨を踏まえ、退職報償金についても引き上げを行う必要があるとの考え方により、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正が行われ、これに基づき条例改正したいものでございます。

詳細でございますが、退職報償金支給額を一律5万円の引き上げとし、最低支給額を20万円とするものでございます。参考ですが、掛金単価については、引き上げは行われず、現行どおりでございます。

その他、字句の整理をするものでございます。

附則は、平成26年4月1日を施行日とし、改正後の退職報償金は、平成26年4月1日以後の退職に適用することを規定するものでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 必要な措置だと思いますが、一応確認のためなのですが、町の財政に対するインパクトがどのくらいあるのかというのを教えていただきたいのですが。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 今、説明させていただきましたが、一律5万円上がるということでございます。それと、団員の一番低いところが20万円に保証するというところでございますが、実際問題退職する団員がどのくらいいるかというのは、まだ把握していません。それなので、団長以下団員までの各階層の退職者に掛けることの5万円ということでございます。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 もう1問お願いします。

近隣の消防団の金額の動きというのがわかいていば教えてください。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えいたします。

これは、先ほどちょっと申しましたけれども、法律施行令が変わったので、どこの消防団の退職金もこのように改正するものと理解しております。

○関根 修議長 他にございますか。

2番、新井鼓次郎議員。

○2番 新井鼓次郎議員 改正されるということですが、この金額そのものが近隣と比べて多い、少ないあるいは同じというようなことがわかればお願いします。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えいたします。

条例改正の中に表があると思いますが、これが施行令の改正の表でございます。このとおりに改正するものでございますので、どこの町村もこの法律施行令に基づいて改正するものと思います。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第11、議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第7号 横瀬町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第12、議案第8号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてを議題とします。  
提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第12、議案第8号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更についてですが、彩北広域清掃組合の名称変更に伴い、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては、担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。  
続きまして、担当課長より細部について説明をさせます。  
総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 議案第8号の細部説明をさせていただきます。

なお、説明資料を配付させていただきましたので、参考にごらんいただければと思います。

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更に伴い、組合規約の変更が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体の協議を経て、埼玉県知事の許可を受ける必要があるため、地方自治法第290条の規定に基づき議決をお願いするものでございます。

組合規約変更の詳細ですが、規約第3条の組合を組織する地方公共団体を掲げる別表第1及び規約第4条の組合の共同処理をする事務のうち、退職手当に関する事務を共同処理する地方公共団体を掲げる別表第2第4条第1号に掲げる事務の項中、「彩北広域清掃組合」を「鴻巣行田北本環境資源組合」に改めるものでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 説明を終わります。  
質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。  
討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。  
採決します。

日程第12、議案第8号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第8号 埼玉県市町村総合事務組合の規約変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

◇

◎散会の宣告

○関根 修議長 ここで、議長より申し上げます。

冒頭に議会運営委員長からも報告がありましたが、3月10日月曜日の会議は、内閣府副大臣並びに総務副大臣による降雪災害の政府調査に町長、議長が同行するため、特に午後1時30分に繰り下げて開くことにいたしますので、ご了承願います。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れさまでした。

散会 午後 3時53分

## 平成26年第1回横瀬町議会定例会 第2日

平成26年3月7日（金曜日）

議事日程（第2号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第 9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算の上程、説明

### 1、延 会

午前10時開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会計 管理 者
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち 課 経営 長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いき いき 町 民 課 長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所 兼 児童館 長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○関根 修議長 皆さん、おはようございます。

全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○関根 修議長 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第1、議案第9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[加藤嘉郎町長登壇]

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第1、議案第9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算(第4号)の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正は、歳入歳出予算及び地方債について行うものです。この補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,831万3,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ34億7,837万1,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、まず歳出におきましては、費目全般にわたり年度内の見込み額を精査、調整したため、減額の傾向となっております。まず、一般会計から各特別会計への繰出金については、各会計ごとに年度内の見込み額等を踏まえ減額しております。民生費では、児童手当やこども医療費等を減額し、保育所費においては待機児童対策として、認可外保育施設に対する補助金を計上しております。衛生費では、予防接種や各種検診の委託料等、また浄化槽設置整備補助金を減額しております。農林水産業費では、林道新設改良費を増額計上しております。土木費では、国の補正予算に対応して、防災安全対策事業を増額しております。また、社会資本整備総合交付金における町道整備事業を増額しております。消防費では、消防団員活動事業や消防施設整備事業を減額し、教育費ではスポーツ振興事業等を減額しております。

一方、歳入であります。町税において、町民法人税や町たばこ税の増収が見込まれるため、増額したほか、各種事業に係る負担金や使用料を、実績等の見込みにより増額または減額計上いたしました。さらに、国、県の負担金及び補助金等につきましては、各事業における交付額の決定、これまでの実績等により調整し、それぞれ増額または減額計上いたしました。

歳入歳出予算については、以上でございます。

次に、第2表の繰越明許費に掲げてあります事業につきましては、事業の執行期間を考慮すると年度内に終了しない見込みであることから、定めるものであります。

第3表の地方債であります。町道改良事業等に係る事業費の変更に伴い、起債限度額を補正するものであります。

以上、平成25年度一般会計補正予算（第4号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては各担当課から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明させます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時03分

再開 午前10時51分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** それでは、数点教えていただきます。

では、全部一緒に一遍に聞いてしまいます。まず、20ページなのですが、コミュニティ助成補助金で3事業のうち2事業で、1件何ができないかということをお話していただきたいと思います。

それから、34ページです。乳幼児健診相談事業ということで、養育医療給付費120万円、育成医療給付費136万円でそれぞれ減額になっているのですが、支出見込みで減額しましたというお話だったのですが、平成25年度当初ではそれぞれ144万円ということで、大分大きな額の減額なので、それをどういう理由なのか教えてください。

それから、41ページです。耐震性貯水槽の新設工事なのですが、これもマイナス425万円ということでちょっと大きいのですが、当初予算が350万円、それで平成25年9月に490万円補正してあるのですが、その関係で9月に補正したのに、このような大きな数字が出ましたが、どうでしょうかということが1件です。

それから、47ページです。教育費なのですが、空調改修工事なのですが、設計業務委託料、横瀬小学校のパソコンの委託料もちょっと高いなと感じていたのですが、これらも9月補正で177万5,000円しているにもかかわらず、88万2,000円という金額が多いので、見込みにより減額なのですが、その見込みについてどうでしたかということをお話して教えてください。

それから、50ページです。スポーツ施設予約システム導入業務委託料500万9,000円なのですが、インタ

一ネット上でできるということで、これ自体はとても私は賛成なのですけれども、これは当初予算で町長の所信表明にも書いてある事業なのです。それが、私も当初予算のときに、これは今まで紙ベースでやっていたのに、スポーツ予約システム500万円も使わなくてはいけないのかなということ、すごく疑問に思ったものですので、その考え方が、私はいいほうに行ったのでいいと思うのですけれども、どうしてこういふことが起きてしまったのか。この当初予算のときに500万円という数字が余りにも大きかったので、その辺の考え方を教えておいてください。

それから、52ページなのですけれども、予備費です。大分大きくなっていますので、これは今回の除雪費用の増額だとか、それから新聞で見舞金を出しますというふうなことがありましたが、それらの予算措置上というのでしょうか、それは今回の補正ではなくて、また専決処分とかされるのかなというふうに思っているのですが、その辺見舞金を出しますと言っていましたけれども、その支出の根拠というのはまだないと思いますので、この辺で考えていいのでしょうかということです。

以上、よろしくお願ひします。

○関根 修議長 質問中ですが、暫時休憩をいたします。

再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま第9号の審議中です。審議を続行いたします。

4番、大野伸恵議員の質問に対して答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの4番議員さんの質問に答弁させていただきます。

私のほうからは、20ページと、あと予備費の関係でございます。まず、20ページのコミュニティ助成事業の補助金でございます。3つだったのが2つということ。その1つですが、寺坂棚田の保存会の申請だったと思います。一応県のほうで不採択ということでされております。理由につきましては、コミュニティ活動に対しての補助金ということでございまして、コミュニティというと、やっぱり人数的に多くなりますけれども、寺坂保存会の場合、人数が特定されているということが言われた記憶があります。

続きまして、予備費の関係でございますが、52ページの予備費でございますが、大分多額に補正されております。歳入歳出の調整もありますが、今回の雪による除雪の費用を予備費で使ったり、今後も使う予定でございます。また、大雪の関係の費用につきまして使う予定でございます。

以上です。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 私のほうからは、34ページ、乳幼児健康診査相談事業の中の養育医療給付費と育成医療給付費が減額が大きいということでご質問がございましたことに対しまして、答弁させていただきたいと思います。

この事業につきましては、平成24年度までは県の事業でございました。それが平成25年度、町への移譲ということで、そのときに県のほうからある程度人数を示され、このぐらい予算をとってくださいということでございました。おおよそ3名ずつの予算だったのですけれども、この事業につきましては、ことしの1月に1名の申請がございました。そういうことで、予算はとらせていただきましたけれども、実際に申請等が少なかったということで減額をさせていただくものでございます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 私のほうからは、41ページの消防費の耐震性貯水槽の新設工事でマイナス425万2,000円の減額の関係でございます。

平成25年度は道路の改良、町道の改良、県道の改良等で2基の貯水槽が移転補償になった関係で、移転しなくてはならないと。新しいのをつくらなくてはならないという話になりまして、近所の地主さんをお願いしまして、新しいところをつくらせてくださいというお願いをしましたところ、11区のほうの貯水槽に関しましては、同じ地主さんからご承諾いただきまして、貯水槽をつくることができました。それは45万2,000円程度の入札差金でございます。

それと、もう1基、14区のほうなのでございますけれども、これは県道の歩道整備の関係で移転補償の対象になりまして、新設をその近所にしなくてはならないということで、その近所の地主さん5件に当たったのですけれども、皆さんちょっと承諾できないということになりまして、とりあえず今回はできないということで、消火栓とか両隣の貯水槽を使えるということで、緊急時にはそれを対応するというので、とりあえずはできないので、減額させてもらいたいということになりました。

以上でございます。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 私のほうからは、47ページの町民会館空調改修工事設計業務委託の88万2,000円の減と、50ページ、スポーツ施設予約システムの509万円の減についての理由というようなことでございますけれども、空調につきましては、設計等を行いましたところ、そしてまた入札等を行いましたところ、この減が出たというようなことで、多少見込みが多かったのかなという部分がございました。

続きまして、スポーツ施設の関係なのでございますけれども、これにつきましては業者さんのほうと、町独自のものをつくらうということでやっておりましたけれども、その後のランニングコストも非常にかかるということで、月10万円からかかって、年間120万円程度かかるという。これですと、今後において、それだけの予約が受けられるかどうかというのを相当検討いたしました。

そこで、インターネット等の関係で見たとところ、無料のアプリがあるという。これを利用できないかというようなことで検討しまして、セキュリティの問題がちょっとあったのですけれども、それもホームペ

ージ等の会社等で、これは大丈夫だというようなことで、管理してくれるというようなことでございまして、それでは同じぐらいな感じの予約のものができるのであれば、かえたほうがいいたろうというようなことで、現在役場のパソコン等も入れかえをしているのですけれども、構築するように進めているところでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑はございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 歳入、10ページ、町税のところ法人で補正額が2,500万円プラスになっていて、結構金額が大きいのですが、これが要因、全般的にふえたということなのか、何か特殊事情が特定の企業であったということなのか、その辺わかる範囲で教えていただければと思うのですが。

○**関根 修議長** 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** ただいま1番議員さんのご質問にお答えいたします。

特定の企業ということではなく、全般に税額が上がったということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 6ページの繰越明許費のところでお聞きをしたいと思います。

まず、民生費の関係ですけれども、子ども・子育て支援システム管理運営事業、繰越明許しなければならない理由。

それと、あと消防費の消防自動車管理費の関係です。この繰越明許しなければならないというのが、余りこういった例は少なかったかなと思うのですけれども、その点もうちょっと細かい説明をいただきたいと思えます。

○**関根 修議長** 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○**高野直政健康づくり課長** ただいまの6ページ、民生費、子ども・子育て支援システム管理運営事業の繰越明許の内容というか、何でだというご質問に対してご答弁させていただきたいと思えます。

この事業は、本来ですと平成26年度事業で行う予定でございました。ただ、国のほうの緊急財政の補助事業の補正というときに、前倒しとして予算を要求しなさいという指導がございました。そのときには、平成26年の当初予算では、予算をつけるかどうか分からないので、平成25年度にともかく手を挙げなさい。また、手を挙げて、それを繰越明許することは構わないと、そういうような県のほうの指導がありまして、本来でしたら、平成26年度にうちのほうは予算とりたかったのですけれども、平成26年度事業で行う場合、補助が国のほうでつくかどうか分からないということでしたので、また繰越明許して構わないという、そういうふうな指導でありましたので、補正を対応させていただき、予算をとらせていただき、またその事業については、県の指導を受けながらさせていただいている事業で、そういう事情の中で繰越明許ということにさせていただきました。なかなかこういうものは、本来ではちょっと考えられないのかなというの

は、ご質問のとおりだと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 消防費の繰越明許の説明ですけれども、職員の給与減額支給による支給減の一部を財源に、広域消防救急無線のデジタル化に伴い、現在のアナログ式無線受令機からの交換費用として、議会の9月定例会において480万円を予算化させていただきました。広域消防救急無線のデジタル化が平成26年8月になるということで、歳出予算の全額を繰り越しさせていただきたいものでございます。これは、広域のデジタルコードとどうしても一致させる必要があるため、そちらが導入されないと、こちらができないということで、平成25年から平成26年予算にさせていただきました、事業を実施したいということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 繰越明許した関係についてはわかりました。ただ、ここ何年か繰越明許が非常に多いのです。ですから、執行部としても、なかなかやりにくいのかなという、そんな気がしております。

この中で、今、消防自動車管理費の中で説明いただきました消防無線のデジタル化、これは横瀬町の消防自動車関係だと思うのですが、あわせて防災行政無線の関係は、あれも時々、きょうもありましたけれども、流れてきますね、消防、防災行政無線の関係については、その辺どうなのかなというのが1つあるのですけれども、そちらは全く手をつけなくていいのかどうか、それをちょっと教えてもらいたと思います。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 防災行政無線のほうに関しましては、やはりデジタル化をやる予定でございますけれども、まだアナログのほうの免許の更新が残ってしまっていて、まだそれが使えるということです。それで、今後平成27年度には、歳出予算を出させていただくようになろうかと思っております。やはり、そのデジタル化も必要になってきます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 2点お伺いします。

まず、14ページ、一番上の県の支出金のふるさと創造資金、これは120万円減額になっているのですけれども、この減額の理由というのは、要するに全体を減額する中で、これもあわせて減額ということなのか、あるいは市町村による提案・実施事業補助金なので、町としての提案あるいは実施事項がなくて減額なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、もう一つ、今度はその下のページ、15ページの一番上の土地売却収入、これは先ほどの話で

は、たしか4名の方に赤道の払い下げだというふうなことだったと思うのですが、今、赤道というのは、払い下げは大体坪どのくらいするのか、ちょっとお伺いしたいと思います。それがわかれば、面積も出るのかもしれませんが、ただ赤道も場所によっては金額が違うかもしれません。この面積と坪単価がどのくらいなのか教えていただきたいと思います。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** ただいまの質問ですが、私のほうからは14ページのふるさと創造資金、市町村による提案・実施事業補助金について説明させていただきます。

市町村による提案ということで、2つの事業を申請を上げております。里山めぐりPRということと、音楽による心豊かなまちづくりプロジェクト事業ということで、県のほうへ要望したところでございます。事業的には、寺坂の棚田の案内看板の関係、そしてオープンガーデンのスタンプラリーの関係、そして音楽の関係につきましては、野外音楽施設の整備、月1まちかどコンサート、ストリートライブコンサートなど、そのほかヨコゼ音楽祭についても上げたのですが、音楽祭関係の補助については認められませんが、その分が減額されております。一応、計画した事業については実施はしております。

以上です。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 11番議員さんのご質問でございます。用地の払い下げなのですが、どのくらいの価格でというご質問でございますけれども、この価格に関しましては、今、固定資産のほうで路線価をとってやっております。その路線価にのっかって、うちのほうもその価格で払い下げをするというような状況でありますので、場所によって異なりますから、ここは幾らと言うことはできません。今回の払い下げの関係というのは、字で言いますと、字3番、9番、5番、11番というような形で4カ所になっておりまして、それぞれその路線価が違いますので、金額的には全部ばらばらになっております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** その路線価の4カ所のいろいろあると思うのですが、最大と最小で結構ですから、教えてください。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 再質問に対してお答え申し上げたいと思います。

路線価に対して、場所によって全部違うので、今ここで幾らというのはなかなかお示しできないと思いますが、固定資産の価格を決めるのに売買実例価格とかそういうものがあります。そういう中で、不動産鑑定士等によりまして、標準地とかそういうのを決めていくのですが、その中で大体売買実例価格の約70%が固定資産税の価格になってくるのだと思うのですが、大体その辺の価格の中で路線価が決まっていくということなので、今、この価格で、この4カ所が幾らというのは、ちょっと資料がございませんので……

〔何事か言う人あり〕

○町田 多建設課長 金額のほうを後で調べてお答えしようと思います。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第1、議案第9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第9号 平成25年度横瀬町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第2、議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第2、議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,801万4,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ10億4,882万1,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、保険給付費を給付実績によりそれぞれ増額計上し、共同事業拠出金は金額が決定したので、減額計上いたしました。また、予備費を減額調整いたしました。

次に、歳入であります。国、県の負担金及び補助金については、見込み額確定や変更によりそれぞれ増額及び減額計上し、共同事業交付金は見込み額の確定により減額計上いたしました。また、一般会計繰入金についても額の確定により、それぞれ増額及び減額計上いたしました。

以上、平成25年度国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明いたさせます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時40分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 12ページ、出産育児一時金ですが、確定人数はわかりますでしょうか。

○**関根 修議長** いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○**大場紀彦いきいき町民課長** 出産育児一時金でございますが、2月末現在5件の申請がございまして、支出しております。それ以後は、また1件か2件だったと思いますが、既に支払っておりますので、全部で7件程度支出しております。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** それでは、ないようですので、質疑なしと認めます。

討論に移ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第2、議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第10号 平成25年度横瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第3、議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第3、議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,230万6,000円を減額し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ6億7,397万5,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、保険給付費を支払い実績により、各項目について減額計上いたしました。また、地域支援事業費につきましても、支払い実績により減額し、介護給付費準備基金積立金を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、保険料の収納実績などから増額計上いたしました。そのほか、保険給付費の実績により、国県支出金、支払基金交付金などのほか繰入金を調整し、それぞれ減額計上いたしました。

以上、平成25年度介護保険特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をさせます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時50分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第3、議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第11号 平成25年度横瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第4、議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第4、議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万4,000円を追加し、本年度予算の総額を歳入歳出それぞれ9,550万4,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、後期高齢者医療広域連合負担金を増額し、義務的経費を減額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、収納実績から保険料を増額したほか、一般会計からの繰入金を実績により減額計上いたしました。

以上、平成25年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をさせます。

暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時54分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。  
なお、質疑の際はページ数をお示してください。  
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。  
討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。  
採決します。

日程第4、議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第12号 平成25年度横瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

ここで本休憩といたします。

再開は1時でございます。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎答弁の補足

○**関根 修議長** 初めに、先ほどの一般会計補正予算（第4号）に対する11番、若林新一郎議員の質疑に対する建設課長の答弁を行います。

建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 午前中の議会の中で、11番議員さんのご質問に対して答弁できなかった点に対して答弁をさせていただきます。

財産収入の中で不動産の売払収入でございますけれども、高かったものと安かったもの、これを示せということでございました。一番高かったのが、平米当たりの単価が2万6,600円ということでございます。一番安く購入した単価でございますが、平米当たり1万900円という単価で購入させていただきました。

以上でございます。

○**関根 修議長** 建設課長の答弁を終わります。

よろしいですか。

○**11番 若林新一郎議員** はい。



◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第5、議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第5、議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,139万6,000円を追加し、本年度予算総額を歳入歳出それぞれ2億5,696万4,000円とするものであります。

この補正予算の主な内容でございますが、歳出におきましては、管渠築造工事について増額し、そのほかは事業執行実績などから総務・一般管理費を初め、それぞれ減額計上いたしました。

一方、歳入では、事業費の増額に伴い、国の補助金及び事業債を増額計上し、一般会計繰入金を減額計上いたしました。

次に、第2表の繰越明許費に掲げてあります事業につきましては、事業の執行期間を考慮すると、年度内に終了しない見込みであることから、定めるものであります。

なお、第3表の地方債であります。事業費の増額に伴い起債限度額を補正するものです。

以上、平成25年度下水道特別会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長より細部について説明させます。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時03分

再開 午後 1時07分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。  
なお、質疑の際はページ数をお示してください。  
質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。  
討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。  
採決します。

日程第5、議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第13号 平成25年度横瀬町下水道特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第6、議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第6、議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

今回の補正予算は、収益的収入及び支出でございますが、既決予定額から収入支出それぞれ6万3,000円を減額し、本年度予算総額を収入支出それぞれ2億979万9,000円とするものです。

主な内容について申し上げますと、支出においては、実績見込みより不用となる経費を減額しておりますが、電気料の不足のため、動力費を増額し、また秩父用水路修繕のための負担金を増額いたしました。予備費については、調整するため、減額計上いたしました。

一方、収入では、消費税及び地方消費税還付金額を減額計上いたしました。

次に、資本的収入及び支出でございますが、まず資本的支出につきましては、既決予定額から16万6,000円を減額し、本年度支出総額を2億6,859万1,000円といたしました。

また、資本的収入におきましては、既決予定額から131万3,000円を減額し、収入総額を1億6,670万7,000円とするものでございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億188万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税資本的収支調整額で補填するものでございます。

以上、平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）の概要を申し上げましたが、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、前例に倣い休憩をして、担当課長から細部について説明をさせます。  
暫時休憩します。

休憩 午後 1時10分

再開 午後 1時14分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を終了しましたので、これより質疑に移ります。

質疑は、歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

日程第6、議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第14号 平成25年度横瀬町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時20分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。



◎議案第15号～議案第21号の上程、説明

○関根 修議長 ここで、お諮りします。

日程第7、議案第15号から日程第13、議案第21号までは、いずれも関連がありますので、一括上程したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、日程第7、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算、日程第8、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、日程第9、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算、日程第10、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、日程第11、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算、日程第12、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、日程第13、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算、以上の7議案を一括上程し、議題とします。

この際、町政に対する町長の施政方針とあわせて提案理由の説明を求めます。

加藤町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程されました平成26年度一般会計予算、各特別会計予算及び水道事業会計予算の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に関する施政方針を明らかにし、議員各位を初め町民の皆様のご理解をいただくとともに、事業実施に当たりましてはご協力等をお願い申し上げさせていただきたいと存じます。

初めに、2月14日から15日にかけて降った記録的な大雪の状況と、その対策について報告いたします。報告の前に、今回の大雪により町民の方がお亡くなりになられましたことは、大変心苦しく、お悔やみを申し上げる次第でございます。また、家屋や工場、ビニールハウス、カーポートなど、甚大な被害に遭われた皆様に改めてお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず除雪にご尽力いただいた関係者の皆様、通学路や歩道の確保にご協力をいただいた町民の方々に心より御礼申し上げます。

まず、大雪の状況ですが、秩父地方の例年の最大積雪深の平均は18センチメートル、観測史上の最大値が1928年（昭和3年）の58センチメートルです。このため、今回の98センチメートルという積雪は、想定をはるかに超えるものと言えます。

この大雪対策につきましては、何よりも除雪が最優先であります。15日から人命救助にかかわる路線を最重点に除雪を開始しました。続いて災害対策本部を16日8時30分に設置し、情報の収集・発信と指揮命令系統の一元化を図りました。また、孤立者等の救援・救助のための自衛隊への派遣要請につきましては、私が直接、16日に県庁危機管理防災部に電話で要請をいたしました。自衛隊が現地調査のため来町する旨連絡があったのは、18日の午後であります。18日午前10時の孤立集落は4地区235人でありましたが、20日昼には生川地区を最後に孤立集落は解消いたしました。また、自力で除雪のできない高齢者世帯等は町の

社会福祉協議会に災害ボランティアセンターを22日と23日の2日間開設していただき、対応をお願いしました。

次に、被害の状況ですが、職員による被害調査を実施した結果、住宅の損壊は351戸、物置、車庫等は439カ所、工場が12カ所、農産物作付地が2.2ヘクタール、ビニールハウスなど農業用施設64棟の被害となりました。町の施設は、横瀬中学校体育館の屋根及び旧芦ヶ久保小学校のトイレの一部損壊がありました。

この雪害により、横瀬町に災害救助法が適用されましたが、適用は昭和41年の台風26号による災害以来であり、近年、まれな大きな災害と言えます。

今まで雪害につきましては、横瀬町地域防災計画の中で予防計画としての記載しかありませんでしたが、このような大雪は町民の生命・財産に危険が及ぶことから、平成26年度に予定している横瀬町地域防災計画の改訂に合わせ、雪害対策を新たに盛り込んでまいります。

今後は、今回の積雪量が雪対策の目安になります。除雪計画についても、このような大雪の場合、地域内にある除雪に対応できる重機械の総動員体制を構築する必要性を感じています。

また、被災された方々に対する支援につきましては、国、県、秩父郡市の市町村とも連携して最大限の支援をしてまいります。

報告の終わりに、今回の除雪に関しましては、町道除雪から撤退する業者が出る中、継続業者のうち2社が新たに重機械を導入し、大活躍していただきました。この場をおかりいたしまして御礼申し上げます。

次に、社会経済情勢であります。平成26年1月24日に召集された第186通常国会において、安倍首相は施政方針演説を行い、「日本経済も、三本の矢によって、長く続いたデフレで失われた自信を取り戻しつつあります」と述べ、景気回復の着実な広がり、それをもたらしたみずからの経済政策の正しさを訴えました。

昨年から経済指標は軒並み上昇し、特にリーマンショック後、落ち込んでいた有効求人倍率が平成25年12月には1.03倍に回復し、埼玉県が0.7倍、秩父地域が0.8倍と大幅に改善しています。

ことし4月の消費税率引き上げによる影響が懸念されていますが、経済が成長局面に移行し、町の景気に波及するとともに、観光客等も増加していくものと期待しております。

一方、人口減少の波はなかなかとまりません。日本の人口は平成22年をピークに減少に転じ、埼玉県においても出生者数と死亡者数の差である「自然増減」が、平成23年3月の時点で減少に転じており、県の総人口も数年後には減少すると見込まれています。

人口減少の要因は急速な少子高齢化の進行であります。いよいよ少子高齢化の波が首都圏にも及んできたという状況にあります。今後、ますます高齢者を支える医療や介護サービスの需要が増加していくと考えられます。

次に、町政の運営方針について申し上げます。

さて、今年度は記録的な大雪という厳しい出来事がありましたが、大変うれしいこともありました。町民の方々の町をよくしたいという思いと行動力が花開き、芦ヶ久保の兵ノ沢に氷柱がオープンしました。また、寺坂棚田のホタルかがり火まつりや彼岸花まつりにも大勢の来客がありました。

私は、第5次横瀬町総合振興計画の3大プロジェクトの1つに「絆」プロジェクトを掲げ、「交流」と「協働」を主要施策といたしました。もともと横瀬町には「協働」の精神が息づいています。ヨコゼ音楽

祭を初め、よこぜまつり、オープンガーデンなども、運営主体は町民の方々です。あしがくぼの氷柱も寺坂棚田も、町民の方々との協働が花開いたとの思いを深めています。

今後とも、町民の方々のお力をいただくことによって、より大きな成果を得ることができる分野におきましては、協働の精神を取り入れるとともに、町民と行政がお互いの役割分担を認識し、「自助」、「共助」、「公助」による協働のまちづくりに、しっかりと取り組んでまいります。

このような観点から、平成26年度予算につきましても、地域の人たちが交流・観光の地域づくりに頑張っている芦ヶ久保地域と寺坂棚田に、国や県の補助事業を導入して環境整備を進めるとともに、県が直接行う県営事業の導入をお願いしております。

次に、少子高齢化対策ですが、65歳以上の人口が総人口に占める割合である高齢化率は、平成25年1月現在、横瀬町は26.5%ですが、秩父市の27.7%、近隣市町村の30%前後の数字と比較すると若い町と言えます。

このような若くて元気のある町、横瀬町がより輝きを増すことができるように、少子化対策といたしましては、土曜保育の延長や児童館の増築など、子育て対策の充実を図ってまいります。

高齢者対策といたしましては、高齢者が元気で安心して暮らせるよう、運行以来、利用者が増加しているコミュニティバスの利便性を高めるとともに、見守りネットワークとの連携などコミュニティバスを核とした取り組みを展開してまいります。

さらに、各施策について、着実な進捗を図り、町民の皆様が、町の将来像「緑と風が奏でる ところ和むまち」を心から感じ取れるまちづくりをしていくよう、平成26年度重点施策を申し述べさせていただきます。

最初に、「魅（みりょく）」プロジェクトであります。

昨年は西武秩父線の廃線問題が急浮上し、秩父地域に大きな動揺が走りました。幸い町民の方々の反対署名など多くの方々のお力で沈静化いたしましたが、改めて西武秩父線の重要性を認識させられた出来事でもありました。

西武秩父線の利用促進については、1市4町と県、関係団体で構成する西武鉄道利用促進協議会で秩父郡市連携事業を進めておりますが、町といたしましても、この利用促進対策を最重要課題と位置づけております。

まず、「芦ヶ久保地域誘客促進・魅力アップ事業」ですが、芦ヶ久保駅から日向山までの観光施設の整備や、観光拠点の魅力アップを進めるとともに、西武鉄道と連携したイベントを開催し、芦ヶ久保地域の観光再生と西武秩父線の利用拡大を図ります。

次に、「農ある暮らしづくり事業」ですが、寺坂棚田につきましても、ホテルかがり火まつりや彼岸花まつりが年々定着し、交流人口が増加していることから、安心安全な農業活動や交流事業が行えるよう農業用水路の改修やトイレの整備を進めます。

続きまして、「絆（きずな）」プロジェクトであります。

このプロジェクトは、人と人、人と地域、地域と地域がふれあえる体制をつくることや、みんなで力を合わせ、元気な町をつくることとしております。見守りネットワーク事業がもう一つ広がりを見せなかったのは、高齢者の方々の人と人、人と地域のふれあいという視点が、もう一つ欠けていたのではないかと

感じています。

こうした中で、コミュニティバスは利用者が増加し、高齢者の交流の場にもなっております。結果として高齢者の方々のきずなを強め、自由に出かけることができることから、地域とのきずなも強くなっています。

このため、「バリアフリー対応のコミュニティバス整備事業」と「高齢者セーフティネット構築事業」によって、その事業名そのままですが、誰でも安心して利用できるバリアフリー対応のコミュニティバスを整備するとともに、コミュニティバスの増発やバス停の整備、見守り体制の充実を図り、元気な高齢者が元気で暮らしていけるよう支援するとともに、万一の事故や病気等に対する見守り体制を強化します。

続きまして、「希（きぼう）」プロジェクトであります。

まず、災害対策ですが、今回の大雪もそうでしたが、全国各地で想定を超える自然災害が発生しています。災害に備える防災体制の充実が緊急の課題となっています。

このため、消防車両を機動性の高いものに更新するとともに、防災に関する物資や資材の備蓄、及び備蓄倉庫を整備します。また、町民等が円滑かつ安全に避難できる措置の拡充や大雪対策を新たに盛り込むため、横瀬町地域防災計画を改訂します。

次に、子育て支援対策ですが、女性の職場復帰が容易になるなど、女性が活躍するために柔軟な働き方を選択できるよう、保育所の土曜保育を半日から1日保育に延長するとともに、保育所施設の改修や幼児用プールを更新します。児童館につきましても小学6年生の受け入れを平成27年度から開始するため、学童保育室を増築します。

また、中小企業対策としまして、中小企業の新たな取り組みを支援するため中小企業経営基盤強化支援事業を新設します。

次に、道路等基盤整備関係事業ですが、町道につきましても、安心安全な通勤・通学路の整備を進めております。この最重要路線の1つである横瀬駅南側道路につきましても、西武鉄道から用地のおおむねの了解が得られたことから、詳細設計経費や用地・物件補償関係費を計上しました。また、引き続き、下横瀬橋の拡幅補強工事及び芦ヶ久保の水道拡張工事を実施します。また、生活排水による水質汚濁を防止して生活環境の保全や地域公衆衛生の向上を図るため、町が設置し管理する浄化槽設置管理事業を10月から実施します。

続きまして、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算の概要を申し上げ、提案理由とさせていただきます。

当町の財政状況であります。人件費、扶助費及び公債費から成る義務的経費の予算額は13億2,474万3,000円で、前年度と比較して約3.3%減となっております。これは人件費のうちの退職金が前年度と比較して23.2%、2,034万2,000円、公債費の償還予定額が4.5%、1,391万4,000円減額したことが要因であります。

しかしながら、公債費は、今後、公共事業等債の発行額の増加が見込まれるため、増加傾向になると思

われます。

また、義務的経費の歳出に占める割合は38.3%で、前年度と比較して3.1%低下しているものの、歳出総額の大部分を占めていることには変わりなく、依然として本町の財政は厳しい状況となっております。

このような状況を踏まえ、予算編成に当たっては、「選択と集中」の理念のもと、既存事業にとらわれず真に町民が必要としている事業に重点を置き、各課の創意と工夫による予算編成とし、「事業仕分け」や「行政評価」により点検が行われた事業については、その内容を確認し、結果をできるだけ予算に反映させました。また、その他の事業についても、客観的視点から見直しを図るなど、安易な前例踏襲による考えを払拭して編成をしました。

また、本年度より町が浄化槽法に規定する浄化槽を設置、管理していくため、新たに浄化槽設置管理事業特別会計を設置しました。

その結果、平成26年度の予算規模は、一般会計34億6,300万円、特別会計20億2,107万円、水道事業会計5億2,949万9,000円としました。

主な内容を申し上げます。

まず、一般会計の歳入であります。

現年課税分の個人町民税は、3億5,876万1,000円を見込み計上しました。前年度と比較し0.3%、130万9,000円の増額となっております。これは復興増税による均等割額の税額が500円増額したことによるものです。

法人町民税につきましては、7,782万5,000円を見込み計上しました。前年度と比較して15.5%、1,044万9,000円の増額となっております。

固定資産税につきましては、土地価格の下落、企業の設備投資の減少による償却資産分の減額等により、0.4%の減収を見込み、5億7,167万6,000円を計上しました。

町税全体の歳入見込み額は11億1,082万4,000円で、一般会計歳入予算の32%を占めるものとなっております。前年度と比較しますと0.9%、1,042万4,000円の増収となっております。

地方交付税交付金であります。普通交付税7億3,470万円、特別交付税9,600万円、合わせて8億3,070万円を計上しました。前年度と比較して6.5%、5,800万円の減額となっております。

国庫支出金につきましては、3億8,321万6,000円を計上しました。前年度と比較して29.1%、8,628万円の増額であります。増額の要因は、社会資本整備総合交付金が、前年度と比較して1億3,711万5,000円増加したことによるものであります。

町債につきましては、事業費の増加に伴い、前年度と比較して14.4%、4,092万円の増額を見込み、3億2,446万円を計上しました。

歳出であります。

人件費につきましては、総額で6億7,661万5,000円を計上しました。人件費が一般会計歳出予算総額に占める割合は、19.5%となっております。前年度と比較しますと2.7%、1,880万2,000円の減額となっております。要因につきましては、市町村総合事務組合負担金（退職手当）が減額したことによるものであります。

物件費ですが、総額で6億1,240万1,000円を計上しました。前年度と比較しますと0.7%、436万1,000円

の増額となっております。この主な要因につきましては、非常勤職員及び臨時職員の賃金が増額したことによるものであります。

扶助費であります。総額で3億5,367万8,000円を計上しました。前年度と比較しますと3.4%、1,255万3,000円の減額となっております。この主な要因につきましては、児童手当の支給対象見込み数の減少に伴い、支給額が減額となったことによるものでございます。

補助費につきましては、消費税引き上げに際して、低所得者に対して支給する臨時福祉給付金、及び子育て世帯への影響を緩和するための子育て世帯臨時特例給付金の給付実施に伴い、8.9%、4,161万6,000円の増額となっております。

普通建設事業費につきましては、防災安全対策事業、役場本庁舎冷暖房設備改良工事等を予算計上したことに伴い、前年度と比較し48.8%、1億7,170万5,000円の増額となっております。

公債費につきましては、4.5%、1,391万4,000円の減額となっております。

次に、特別会計であります。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者特別会計の3会計につきましては、それぞれ前年度実績等により精査し、予算計上しました。

歳入の国民健康保険税は、前年度とほぼ同額の1億8,263万9,000円を計上しました。

介護保険料及び後期高齢者医療保険料は、介護保険料が1.3%、160万8,000円減額の1億2,667万2,000円、後期高齢者医療保険料が4.8%、362万円増額の7,872万円をそれぞれ計上しました。

歳出の保険給付費は、前年度と比較し、国民健康保険特別会計では1.5%、介護保険特別会計で9.1%減少しております。後期高齢者医療特別会計の広域連合負担金は、前年度より4.8%の増加となっております。

下水道特別会計につきましては、歳入の使用料及び手数料は、前年度より10.8%の増収を見込んでおります。

歳出の総務管理費は、浄化槽設置管理事業特別会計に1名分の職員給与費を移しかえたため、前年度と比較し14.7%の減少となっております。

浄化槽設置管理事業特別会計につきましては、国庫補助金が14.3%、682万6,000円、県補助金が34.9%、1,692万9,000円と、歳入の約5割を占めております。

歳出は、総務管理費として1,734万7,000円、事業費として2,943万2,000円、総額で4,787万9,000円を計上しました。

次に、水道事業会計であります。

消費税率の引き上げにより、収益的収入の水道料金収入を前年度より0.8%の増収を見込み、1億9,043万8,000円を計上しました。

また、主な事業は、昨年度に引き続き水道事業第5期拡張に伴う配水管布設工事として、第5工区から第10工区までの工事を予定しております。

以上、施政方針及び平成26年度予算概要について申し述べさせていただきました。

議員各位並びに町民の皆様には、より一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

◇

◎施政方針に対する質疑

○関根 修議長 ここで、町政に対する町長の施政方針に対する質疑を行います。

なお、新年度予算に関する質疑につきましては、別に時間を設けますので、その際をお願いします。  
質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 質疑なしと認めます。

以上で町政に対する町長の施政方針に対する質疑を終結します。  
それ以後長くなるので、2時まで休憩といたします。  
再開は2時5分といたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 2時05分

○関根 修議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

◎議案第15号～議案第21号の説明

○関根 修議長 休憩中に議員の方々から要望がありまして、なるべく簡潔にやってほしいということでもありますので、一応要望だけしておきます。

〔何事か言う人あり〕

○関根 修議長 簡潔にというのは、款とか項とかいろいろあれではなくて、説明はちゃんとしてほしいけれども、前置きですね、そういうのをなるべく整理して、項目はわかりますからということをお願いいたします。

ただいま新年度予算7議案の審議中です。

それでは、ここで前例に倣いまして休憩をして、休憩中に各担当課長より新年度予算7議案の細部について説明をいただきます。

再び暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 3時08分

○**関根 修議長** 再開いたします。休憩を解きます。

細部についての説明中ではありますが、10分間休憩したいと思いますので、よろしくお願いいたします。  
15分に再開します。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時17分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

新年度予算に対する細部の説明中です。

引き続き休憩をして説明をさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 4時32分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

————— ◇ —————

◎延会の宣告

○**関根 修議長** 細部についての説明中ではありますが、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでした。

延会 午後 4時32分

## 平成26年第1回横瀬町議会定例会 第5日

平成26年3月10日（月曜日）

議事日程（第3号）

1、開 議

1、議事日程の報告

1、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算の説明、質疑

1、延 会

午後1時30分開議

出席議員（12名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	10番	小泉初男	議員
11番	若林新一郎	議員	12番	若林清平	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎	事務局長	逸見雅彦	書記
-------	------	------	----

◎開議の宣告

(午後 1時30分)

○**関根 修議長** 本日は、都合により午後からの会議でございます。  
全員の出席でございます。ただいまより会議を開きます。

◇

◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。

◇

◎議案第15号～議案第21号の説明、質疑

○**関根 修議長** 日程第1、議案第15号から議案第21号までは、7議案を一括上程中ではありますが、前回、第15号の細部の説明が終わりましたので、引き続き、休憩をして、議案第16号からの細部の説明を行うことにいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時44分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第16号について細部の説明が終わりました。

引き続き休憩をして、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算についての細部の説明を続行いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時44分

再開 午後 1時57分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第17号の細部の説明が終わりましたが、引き続き休憩をして、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算についての細部の説明をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時00分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第18号の細部の説明が終わりました。

続きまして、休憩をして、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明を行います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算についての細部の説明を受けました。

続きまして、休憩をして、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算についての細部の説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時17分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま議案第20号の細部の説明を終わりました。

続きまして、休憩をして、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算についての細部の説明をいたさせます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時35分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一応7議案の細部の説明が終わりました。  
暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時50分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一括上程中の7議案について細部の説明が終了しましたので、これより質疑に移ります。

一括上程中ではございますが、質疑は議案ごとに行い、便宜上、歳出から各款ごとに進めていきたいと思っております。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

最初に、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算に対する質疑を行います。

第1款議会費。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、次に、第2款総務費に移ります。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 56ページ、税務課の中でコンビニ収納をシステムとして始めていただくということなのですが、もう少し詳しく教えていただけたらと思うのですが。56ページの収税事業の電算処理帳票ですか、この中にコンビニ収納をしていただけるようになるということなのですが、いつごろからということ、詳しく教えてください。

○**関根 修議長** 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** ただいま8番議員さんのご質問、コンビニ収納について、説明を追加させていただきます。

コンビニ収納につきましては、納税環境の整備により納税者の利便性を高めるというようなことで、今年の7月から始めたいという予定にしております。対応する税目でございますが、町県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の4税を予定しております。

7月から始める関係で、当初よりコンビニ対応の納付書を発行できるものにつきましては国民健康保険税でございます。あとの町県民税、固定資産税、軽自動車税につきましては、既存の納付書を発行して徴収をしまいいりまして、督促状でございますとか、あと再発行の納付書については、7月以降、コンビニ対応のできる納付書を発行して対応したいということにしております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 2点お伺いします。

まず、45ページ、総合振興計画策定事業の中で総合振興計画策定支援委託料306万円があるのですが、これは委託先は既に決まっているのか。あるいは、どういうプロセスで決めるのかということと、それからこの総合振興計画の策定のスケジュール間を教えてください。というのが質問の1つ目です。

2つ目が、49ページです。交通政策推進事業の中でブコーさん号についてなのですが、ブコーさん号については、この49ページと、それから民生費の73ページにあるので、同じ事業なので、まとめて聞かせていただきたいのですが、ブコーさん号については、平成26年度の支出が49ページの印刷代等で81万円、それから地域公共交通実証運行業務委託料で1,300万円、それから自動車購入費で521万円、73ページに飛びまして高齢者セーフティネット整備事業のところコミュニティバス増発業務委託料347万6,000円、それからコミュニティバス停留所等ベンチ設置事業補助金249万7,000円ということで、ブコーさん号関連で、これ全部足すと2,500万円ぐらいの支出になります。2,500万円の支出の中で、補助金の部分があって、これは自治総合センターの助成金などがあるのですが、質問としましては、補助金の部分を抜かして、実質町の負担がこの2,500万円の中の幾らになるのかということと、さらにその中で、ベンチとかを抜かして、実際のランニングコスト、町の負担が幾らになるのかということ。それから、平成26年度時点で年間何人の利用を見込むのか。1人当たりのコストは幾らぐらいかということをお教えいただきたいと思います。

あと、もう一点は、できますれば、よくこれ、延べ何人という数字は見るのですけれども、実質受益者というのは、リピーターがとても多いと思いますので、何人ぐらいと想定されるのか。何となくで結構です。わかっていたら、そこを教えてください。

以上です。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの質問の45ページの町の総合振興計画策定事業について答弁させていただきます。

まず、策定支援委託について、業者が決まっているかということですが、まだ決まっておりません。

続いて、業者の決め方でございますが、よく入札とか、随意契約とかあると思いますけれども、提案型というのですか、プロポーザル方式で決めたいと考えているところでございます。

あと、振興計画の策定のスケジュールでございますけれども、平成25年度中に町民の方への意向調査を行い、今、分析をし終わるところでございます。平成26年度に入りまして、行政経営審議会の委員さんとかをお願いしまして、最終的にできるのは3月ごろになるかと思っております。12月ぐらいまでには素案ができて、パブリックコメント等を行って、3月中に完成できればと考えているところでございます。

以上です。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 私のほうからはブコーさん号の運行についてということで答弁をさせていただきます。

まず、費用の問題なのですが、520万円、それから民生費の347万6,000円、それから249万7,000円、

こちらにつきましては補助金を利用させていただくということで、その辺はちょっと差し引いて考えるということで、運行のほうの1,300万円、その辺でということで、以前、これはちょっと古い資料で申しわけないのですが、昨年、経費を出させていただいて、それで昨年の秋ですか、させていただいたときに、おおよそ、今までブコーさん号を利用されている方が月で710名ほど、1カ年にしますと8,500人ほど、それを今の金額で割りますと1,500円前後になるであろうという試算をさせていただいたことがございます。

ただ、先ほど実質の数というお話を伺いました。確かに、ある地域からある地域まで乗られて、またそこで用を済ませて、またそこから帰ってこられる。曜日によっても違うのですけれども、多いときで1日40名、50名、少ないときは十数名というデータがございます。平均して仮に40名乗られたということになって、その方が往復乗っていただけるかどうか、なかなか調査がしづらいのですけれども、そういう方が乗っていただいているとすると、往復で40名ですので、片道20名ぐらいの方が乗っていただいているというのが実数かなと。ただ、それは月に1度乗る方もいれば、週1回の方もいたりとか、また片道だけ乗るという方もいらして、帰りは、あるいは行きは、公共交通、ほかの手段で行くということなので、なかなか実質何人乗っているかというのはちょっとつかみづらいのですけれども、大体平均1日40名、それを、もし仮に往復乗っていただいただけだとすると20名。片側だけでということになりますと、もう少し、30名弱ぐらいの方が1日平均して乗っているのかなというふうな、推察で申しわけないのですけれども、その辺のデータでよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今回の説明の補足なのですが、今回、バリアフリー対応バスとか、セーフティネット何たら事業と、2つ事業があるのですが、それらはほとんど100%近い交付金で、大体今回の事業1,500万円ぐらいは、宝くじとか、そういった国の交付金を使っています。従来の運行事業については単費等で行っておりますが、そういった面で大幅に一般財源等を使って事業を拡大したということではなくて、いろんな、100%近い交付金だとか、そういった助成金、宝くじの助成金とかを使って事業を実施しています。

それから、ちょっと細かい数字は今持っていないのですが、それからコミュニティバスの乗客数については、初め500人、600人程度でしたが、最近750人を超えている状況になっていまして、平成25年10月には843名というように、今、徐々に乗客数がふえています。そして、この経費についても、今後はいろんなバス事業、例えば、まだこれ計画調整が済んでいないのですが、いろんなバスを運行していますので、そういったバスと調整を図りながら一本化していくか。一本化できないものもあるのですが、そういったことで、1人当たりの経費等を減らしながらコミュニティバスを運行していきたいというふうに、今考えています。よろしくお願ひします。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。

コミュニティバスに関してなのですが、発想はいいのだと思いますし、コミュニティを助成していくという、いろんな付加価値があることだと思うので、前向きに取り組んでいただくのはいいと思うのですが、

ひとえに心配なのが、町の身の丈に合っているかどうかという部分です。

今、横瀬町地域公共交通アクションプラン、2月に発表されていまして、そこでも数字が出ているのですけれども、平成24年度で実証運行経費が680万円、それから平成25年度で810万円。今期はさらに増発するととなると1,000万円超で1,300万円の間ぐらいに、今のお答えだと多分なるのだと思うのですが、西武バスの松枝線の場合には、町負担の分に対して交付税措置がありますので、それを考えると、ネットの負担というのは700万円の2割ぐらいですか、ということなのですけれども、これはブコーさん号って丸々町の負担ということですよ。そうすると、これからこの横瀬町の世帯で年間1,000万円ないし1,300万円の出費をこのまま続けていくというのは、少し横瀬町の身の丈を考えるとどうかなと思うのですが、ブコーさん号をいろんなことで、いろんな意味を見出してやっていくということはいいいのですが、今時点で既に800万円ランニングコストが赤字なわけですよ。そこをそのままにして増発して、1,300万円、毎年やっていく。10年間で1億円超える金額を横瀬町が負担していくということに関しては、少し感覚的には違和感を感じる部分があるのですが、そこに関してはどう考えていらっしゃるのか、お答えください。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 町長の施政方針の中でも、コミュニティバスによって高齢者がいろいろ交流したり、あるいは自由に出かけられたりということで、そういった面で高齢者の生活の質も上がるし、それぞれきずなも深まっていくということで、そういった効果が期待できるような一文がありました。そういった効果としては大きいというふうに考えます。

ただ、先ほども答弁したように、それぞれ物事を行えば経費がかかるということで、その経費をいかに下げるかという工夫をしているわけですが、今、他の部署等のいろいろ調整をしているところですが、来年度等からはほかの交通、町がいろいろ実施している部分もあるわけですが、そういったところの統合を図りながら、少しでも安く、経費が少なくなれば、試算表はまだ出していないのですが、半分はいかないのですが、ある程度安くなる方向で今検討しています。そういったことで、町にとってコミュニティバスは身の丈に合っていると。まだ、費用対効果としては十分ペイしているというか、費用対効果としては十分な効果を発揮していると考えています。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。

そのところをもう一回ちょっと詳しく教えていただきたいのですが、もともとコミュニティバスができる前は、西武線への補助負担だけでトータルで900万円出していて、県の補助があって、町の負担は表向き700万円、そのうち8割交付税措置があるので、残った2割が実負担で140万円でした。これが公共交通維持に係る横瀬町のももとのコスト140万円です。それで、それに今度はブコーさん号ができていて、今の増発前の状態でプラス800万円になっていて、今、町のコストが940万円になっていると。そこをよしとして増発をしていくという発想が少し違和感はあるのですが、副町長のおっしゃるのもわからなくはないのですが、まずそこを削っていくというところからしないとなのではないかなというふうに考えるのですが。

再質問なのですが、では、今、見込まれる年間の持ち出しの1,200万から1,300万円のコストに見合う効

果があるということなのか。あるいは、これを幾らにしたら、500万円だったらなのか、400万円だったらなのかという算段とか目標があるのかどうか、そこをお答えいただきたいと思います。

○**関根 修議長** 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** お答えをさせていただきます。

お金の話というのは、このコミュニティバスとちょっとそぐわないような気がいたします。いくらかかれば合うのか。幾らだったらいいのか。それ以上に私が重視をしたいのは、皆さんの仲間づくりに大きな力を持っているということなのです。社協の職員に聞いたのですけれども、福祉センター行きのバスへ乗る仲間というのがあるらしいのです。その仲間の人たちが、きょうは誰々さんが乗らなかったから、あそこのうちへ電話してみてください。秩父へ行く人も、いつも秩父の病院へ行く人が、この人がきょうは乗らなかったから、ちょっとおかしいよ、そういう情報を寄せていただけるそうなのです。そうした分の見守りというのでしょうか、仲間意識というのでしょうか、コミュニティというのでしょうか、そうした分も換算をしていかないと、この事業がコストに合っているのかどうかという計算はちょっとできないのではないかというふうに思います。

確かに一部の人の意見で、そんな1,000万円近くもかかるのであれば、必要な人にはタクシー券配ったほうが安いよという話もあります。それから、もっと西武バスにうんと補助金をやって便数をふやせば、それで解決するのではないかという論議もあるのは承知していますけれども、このコミュニティバスの存在意義というのは、大きな意味でのコミュニティづくりということも勘案した上で判断をしていかなければならないというふうに私は考えております。車も入れかえ、また増発もさせていきたい。それは利用者の声を反映したやり方でございますけれども、その中においてもコストを下げる努力は今後とも続けてまいりたいというふうに思っております。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** まず、関連のところから聞いてもいいですか。

○**関根 修議長** 総務費のところですか。

○**4番 大野伸恵議員** 総務です。

○**関根 修議長** はい。

○**4番 大野伸恵議員** まず、一番最初、関連で、ページは同じページの49ページなのですが、私も1月、2月に交通アクションプランができる予定の答弁を受けていたので、できて、それがホームページに公開されたわけでしょうか。それ知らなかったものですかから見ていないのですけれども、結局、今一番問題なのは、町長の答弁によりますと、福祉を重視するという考え方はとても大切で、いいと思うのですけれども、結局一番必要なのは、このバスを利用しているのは延べ何人かということなのです。それが10人のグループなのか、20人のグループなのか、100人のグループなのか。そういうことだと思うのです。だから、小さなグループの方たち、利用している方たちにはとてもいい効果があると思うのですが、それが横瀬町という人口八千何がしの人口、九千いくらだっけ、その人口に、その小さなコミュニティ、そのためにこのお金を、最少の経費で最大の効果を上げるべく福祉の仕事ができているのかということがちょっと問

題なので、それを考えて教えていただきたいと思います。

それで、お客様の声ですが、同じように、利用されていない方のお客様の声、私のところにも来ています。乗車率、いつ見ても乗っている人が少ない。ガソリンももったいないのではないのか。CO<sub>2</sub>も排出しているのではないのか。それから、お年寄りが、直接その場所に行かないので、酔うという方もいて、乗れないという方もいらっしゃるのです。それから、毎日これを運行する必要があるのか。例えば月、水、金で芦ヶ久保、水、木でこちらの地区というふうに2系統に分ければ、もっと距離も短くなるし、乗っているお年寄りの方にも負担が少なくなるのではないのかという住民の方からのお話を伺いました。

それから、副町長のほうもいろいろな系統のバスがあると言っていますけれども、結局スクールバスも出ているわけなのです。それから、福祉センターに行くだけのコミュニティバスも出ています。西武バスも出ているわけです。タクシーの会社も来ます。頼めば来ますよね。そうすれば、ここは交通機関が全然ない場所ではないわけなのです。頼めば来る場所。芦ヶ久保の奥でも、タクシーを頼めば来る場所なのです。ですから、そういうタクシーもないのだよという、公共交通機関が全然ないという場所ではないところで、これが最少の経費で最大の効果が上がるのかということところが疑問なので、教えていただきたいと思います。

それから、ブコーさんの絵が描いてあるバスがとてもいいというお話を聞きました。だとすれば、横瀬町役場の自動車全部にブコーさんの絵を入れれば、子供たちもとても喜ぶのではないのかなと思いますので、それもあわせてお願いいたします。

それから、総務費の質問をさせていただきます。まず、38ページです。これ去年、クラウドサービスの工事をされたのですよね。それで、そのときにデメリットはなく、メリットとして約1,900万円ぐらい減額となりますというふうなことで説明があったのですけれども、予算を見ましたら変わりないものですから、1年これやってみて効果はどうだったのかということをお話していただきたいと思います。

次に、41ページです。本庁舎の冷暖房の工事をするようなのですが、4,000万円という多額な金額ですので、エコとかに注意していただいてやっていただくのかなと思うのですが、どのようなものをお話しているのか、教えていただきたいと思います。

それから、47ページです。これも平成25年度で防犯灯のLED化をされたのですけれども、この予算書を見る限り、外灯電気代というのが余り変わっていないので、この外灯の電気代というのと防犯灯の電気代というのは違うものなのでしょうか、教えてください。

それから、50ページです。コミュニティ助成事業補助金なのですが、これは今年度はどんなものを予定しているのか、教えていただきたいと思います。

以上ですので、よろしくお願いいたします。

○関根 修議長 町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 コミュニティバスの件なのですが、いろんな発想の仕方があると思うのです。私、発想は、先ほどご説明したような内容なのですが、コミュニティという字句をどのように解釈するかによって変化は出てくるのだろうなというふうに思います。

それから、便数の関係なのですが、これは利用者の声を聞いた上での増発ということも考えております

けれども、確かに私が見ても、乗車ゼロで動き回っているというの私は見ております。担当には、利用者、誰も乗っていなかったじゃないのと言うのですけれども、その前後では乗っているというような答えもありまして、なかなかその辺の判断というのが難しい部分があります。確かにおっしゃられるとおり、日にちを分けて、どこ便、どこ便というやり方もあろうかと思えますけれども、今後、そういった部分を含めて検討はさせていただきたいというふうに思います。

それから、スクールバスとの関係なのですけれども、私どももスクールバスとコミュニティバスが一緒の感覚で運行ができないかということも検討をいたしました。ただし、現時点の法律ですと、スクールバスは文科省の管轄、コミュニティバスの運行関連は道路運送法とか、そういった法律で、分けがあります。文科省のほうは、スクールバスについては補助金がある。こっちのコミュニティバスについては補助金が見つからない部分がある。そういった取り合わせをどうしたら、この国の法律を突破できるのか。今、その辺も担当のほうには検討するよという話はしてありますけれども、なかなかそのハードルは高いようです。そうした、今のほうでやっております特区というような考え方で突破できるのかどうか。今、検討中でありまして、その辺はしばらくお時間をいただきたいというふうに思っております。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 大野議員さんの質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、クラウドの関係でございます。1年やってみての効果ということでございますが、クラウドに関しましては、去年の6月に横瀬町単独のクラウド化をしました。それと、ことしの8月にクラウドの共同化をしていくということで準備をしています。

それで、実際の効果ですけれども、はっきり言って、今のところ金額的にはそんなに変わらないのではないかなということになるかと思えます。ただ、クラウドにしたことによってセキュリティーの問題が強化された。あとは、これから共同化になると法改正による対応、あと共同購入による安価になるとかということで、これからその効果があらわれてくるのではないかなということ考えております。

それと、冷暖房工事の関係でございます。内容でございますが、業務用のエアコンを37台つける予定でございます。それとあと、既存の排水管がありますので、それを利用した排水をする。それと、ほかのボイラーとか、その他配管等の前使っていたものというのは撤去しないで今回の経費を抑えるという計画でございます。

それと、防犯灯、いわゆる外灯電気料ですか、これに関しましては、総務課のほうで防犯灯と、あと建設課のほうの街路灯と一緒に電気料を払っております。ただ、これが定額料金ということで、実際にはLED化になって電気料が少なくなるのではないかなということを期待していろいろやったのですけれども、定額料金なのでだめだという話になってしまいました。ただ、LED化にしますと、もちが全然違いますので、途中の修繕というのが全然減ってきて修繕料が安くなっていくのではないかなということが期待されます。

以上でございます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 私のほうからは、50ページ、コミュニティ助成事業について答弁させていただきます。

この事業ですけれども、コミュニティ助成事業、宝くじの助成ということでございます。1団体3件まで申請を出せるということで、横瀬町におきまして、平成26年度につきましても3団体予定しております。15区と12区と寺坂保存会、3団体一応申請を予定しております。内容につきまして、ちょっとまだ詳しく覚えていないのですけれども、以上3団体、申請を上げる予定でございます。

以上です。

○関根 修議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。

今の3団体の関係で、寺坂が入っていましたか。それ、補正予算で、寺坂はコミュニティで認められないって、だめになったと言われたのですけれども、それは大丈夫なのですか。

それから、町長さん、答弁ありがとうございます。お話のスクールバスなのですけれども、私も秩父市さんとかちょっと聞いてみたのですけれども、浦山ではスクールバスのあいた時間でやっているようですということ。その市の方も詳しくは知らないのですけれども、そういうふうなことの回答もありましたので、お話もありましたので、よく検討していただきまして、最少の経費で最大の効果を上げていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいまの再質問なのですけれども、コミュニティ助成の寺坂保存会、確かに平成25年度の補正のときに、一応寺坂のほうはだめだったのですけれども、今年度も上げることで、内容等が変わっているかと思っておりますので、その辺ちょっと資料がないので、申しわけないのですけれども。

○関根 修議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 56ページ、先ほど若林スミ子議員が聞いた中で、ちょっとコンビニの収納業務が新しく始まるということだったのですが、ちょっとこの点で、今、コンビニ、何店か町内にもありますけれども、どこのコンビニでも扱ってもらえると思うのですが、コンビニといっても、セブンイレブンからローソンからいろいろ、大手から小さいのがありますけれども、どの程度のところと収納業務の締結ができるのか。

それと、私は、確かに収納業務を進める上で必要だと思うのですが、口座振替の拡大の取り組みをもっと強める必要があるかな、そんなふう思うのですが、その辺についてもうちちょっと説明を加えてもらいたいと思います。

それから、49ページの関係なのですけれども、前から非常に疑問に思っていたのが、地域乗り合いバスの関係なのです。今、定住自立圏の中でも多分いろいろと研究はされているのだと思うのですが、当初は過疎バス対策として県の補助が、町の持ち出しのほぼ同じぐらい、県で出してくれたのです。今それを見ると、県の持ち出しが非常に少なくなっている。そういう中で、この秩父地域は先般の西武線の問題もあったように、非常に過疎化の進んでいく地域で、どうしても私はこの過疎バス対策は秩父地域全体

で取り組んでもらう必要があろうかな、そんなふうにも思っています。そういう中で、それにはどうしてもやはり従前のような県の補助金を秩父地域一体となって上げてもらうような取り組みも必要ではないかな、そんなふうにも思っています。その点につきましてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

それから、50ページの地域パワーアップ助成事業の関係なのですが、前もちょっと申し上げたことがあるのですが、やはり地域の力を、それぞれ特色を持った働きに応じて、それこそ先ほど町長もおっしゃいましたような、地域のコミュニティの関係も含めて、こういった事業もやっぱり継続性を持って進めてもらいたいなという、そんな気がしております。前の要綱を見たときにちょっと気になったことがありましたので、その点については今現在どのように取り組まれるのか。

その3点についてお聞かせ願いたいと思います。

○**関根 修議長** 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** ただいま12番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

コンビニ収納の対応できる店舗でございますが、具体的に申し上げますと、セブンイレブン、ローソン、セーブオン、ファミリーマート、ミニストップ、山崎製パン、サンクス、そのほかにあとセイコーマート、ココストア等、幾つかまだありますが、主なものとしましては、この辺にあると思われるコンビニにつきましては以上でございます。

そして、あと口座振替の関係でございますが、税務課のほうも口座振替につきましては推進してございます。そして、窓口に来られる納付書をなくされたとかいう方、窓口で納められる方、または休日窓口を月1度開いておりますが、そのときに納めに来ていただいている方につきましては、その都度、口座振替があるという説明をさせていただきます。その申請用紙とか、そういう用紙をお配りして、なるべく口座振替のほうを推薦しております。

以上でございます。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** では、私のほうからは、まず49ページの地域乗り合いバス路線の確保対策費補助金でございます。議員さんのおっしゃるとおり、以前は県から2分の1程度補助が来ておりました。年々減少して、現在のような形になっているわけでございます。町の持ち出しは700万円ちょっとありますが、そのうちの8割程度、特別交付税で措置がされるような状況です。ですが、公共交通ですので、町からの持ち出しが少ないほうがいいと思いますので、その辺、県へ要望を出せるときは要望していきたいと思っております。

続いて、50ページの地域パワーアップ助成事業でございます。議員さんがおっしゃられるとおり、助成期間につきまして原則として1年となっております。町長が認めた場合、最長3年ということと決められております。今後、要綱の内容等を精査しまして、どんな事業を行っているのか検討しまして、交付要綱の見直しについて考えていきたいと思っております。

以上です。

○**関根 修議長** 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 最初に、税務課の答弁の中で、ぜひ口座振替、今ほとんど給与その他が銀行振り込みになっている方が多いと思うので、できる限り口座振替を進めていただきたい。そのほうが非常に安心だし、安全だと思うのです。あと、参考までに、今どの程度、税務課所管の徴税関係含めて振替率が進んでいるのか、参考までに教えていただきたいと思います。

それから、過疎バス対策の関係ですけれども、できれば横瀬町だけでなく、ほかにも路線があるはずですから、秩父地域の中で一緒に県に要望してもらったほうがいいかなと。そのことと同時に、定住自立圏の中でこのことも各首長さん中心にもっと掘り下げた議論をして、やはりこれからの本当に秩父地域の過疎対策として必要なことだと思いますので、その辺をぜひ進めていただきたい、そんなふうに思っています。

それから、地域パワーアップ助成事業ですけれども、やはり今まで見てきて継続して取り組んでいるのがかなりあるのです。ぜひそういったところもありますし、例を挙げれば寺坂の関係もありますし、実は私も川西のほうでも川西コミュニティもこの事業をさせてもらっているのですけれども、やはり大堀川、準用河川で町が管理しているのです。それを地域の人ができる限り花を植栽したりということでやる事業ですから、私は必要な事業については予算がつく限りは継続をしてもらいたいな、そんなふうに思っています。原則1年、最長3年では、ちょっと物足りないような気がします。その期間が過ぎて、そういった助成措置がないと、それでは今度、町がかわってやってくれるのかどうか。それならそれでいいと思うのですけれども、そうすると今度は地域の中のコミュニティの場も若干減ってくるのです。そういうところを考えていただいて、できるだけ継続性を持たせるような取り組みをお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

以上です。

○関根 修議長 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○島田公男税務課長 12番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

口座振替の状況でございますが、年間、一応平成26年度の予算で口座振替の手数料ということで予算化してございますが、その中で、各種の税と、あと各期の回数がございますので、延べみたいな形になりますが、1万1,500件、口座振替で実施しております。

以上でございます。

○関根 修議長 まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 では、私のほうからは、乗り合いバスの補助金の関係を答弁させていただきます。

議員さんにご提案いただきました定住自立圏、現在、秩父地域公共交通検討会議という組織がありますので、そちらのほうにも話を持って行って秩父地域で考えていければと思います。ありがとうございます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 パワーアップ助成金については、予算額、今150万円ということで、だんだん大きくしています。どちらかというと、同じ事業であっても、例えば新たに何か買い入れるとか、そういった事業

であれば、今、ほかの事業でも認めています。ただ、毎年、毎年買う種代とか、あるいは労務費のようなものというのはちょっと認めづらいので、できれば、今度こんな、例えば違う鉢を買ってみたいとか、それと一緒に泥も買ってみたいとか、そういった新しい取り組みということで、また器具とかいろんなものをそろえていただければ助成がしやすいというふうに考えています。

○**関根 修議長** 12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** パワーアップ助成事業の関係ですけれども、そうしますと、例えば準用河川の大堀川なんかの場合は、川西だけでなく、中郷もやっぱりやっています。あるいは寺坂の道路脇なんかも、花の植栽とかやっているとと思うのですが、たしかその助成金をもらうのは、本当に種子代とかそういうわずかなものでかなりの地域の人が出て一緒に共同作業しながら花植えをしたり、あるいは草むしりをしたりやるのです。私は、そういう事業、それこそ地域、地域のコミュニティの力を利用しながら継続的に進めることが大事かなと思うのです。

今の副町長の答弁ですと、目先を変えないと、違う事業でないとだめなようなことなのですけれども、一応準用河川は町の管理下にあるのです。だから、先ほども申し上げましたように、そういった助成金が出なくなれば、地域の人が自分たちの自費でもって本当にやれるかどうか。私はちょっとその辺が心配なのです。せっかくいい形で進んできている事業ですから、そういったものをやはり、それこそ継続性を持たせることが必要ではないかなと、そんなふうに思うのです。3回目ですから、その点だけ再度お聞きをしたいと思います。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 今、ご質問の趣旨はもつともだと思います。いろんな事業で、いろんな事業の目的がありますので、またほかの、そういった長い継続的な取り組みに対して、どんな事業がいいかということで今ちょっと考えていたのですが、またそういった、毎年、毎年、町にとって非常にありがたいというか、また地域にとってもありがたい、そういった事業であれば、みどり関係のいろんな予算がありますので、また、そちらでも検討してみたいというふうに思います。その辺、またよろしくお願いします。

○**関根 修議長** 他にございませんか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 全体のところで聞こうと思ったのですが、先ほどクラウドの話が出たので、ここでお伺いします。

クラウド、去年だったかな、使うという話を聞いたのですけれども、その後、新聞に、クラウドの場合、随分情報を盗まれるということが出ていたのです。横瀬の場合、そのクラウド使っていて情報を盗まれたという実績があるかどうか。あるいは、これからもあるかもしれないけれども、セキュリティの強化が図られるということですから。それが1つ。あったかどうか1つ。

それから、盗まれた場合、町でわかるのですか。それが1つ。

それから、今度、別な質問なのですけれども、前、たしかパソコンのOSでXPを使っていたと思うのですけれども、XP、あともうフォローされないのです、その対策としてどういう対策をとられたか、お伺いいたします。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

情報を盗まれたという話は、今のところありません。ただ、わかるかどうかという話なのですけれども、先ほどセキュリティーの強化ということでありますけれども、サーバーが栃木のほうのしっかりした建物の中に保管されているのを使用しているということですので、そのハード的にもそうですけれども、ソフト的にも何らかの障害があったときには、そちらからわかって連絡が来るものではないかというふうに理解しているところです。それで、実際には町のほうでは、その使用しているところからの情報を得るだけしかないのではないかなという考えがあります。

それと、XP対策ですけれども、今、1人1台をパソコンを使っていますが、もう既に今回、ことしの2月にまた入れかえをしました。それがウィンドウズ7です。その前はXPではなくて、その前の前がXPですので、XP対策はとっているということは言えるのですけれども、中には個々にまだXPを使っているところありますので、その辺は早急に対応していかなくてはいけないというところで思っています。

例として、JアラートのパソコンがXPなので、その辺が、保守というよりも、何かウイルスに冒されて違う情報でも流れたら困るなということで、また実施計画等にのせて取りかえていく方向でいきたいと思っております。

以上です。

○関根 修議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 このソフトですけれども、もうビスタは使っていないのですね。7までいっているわけですね。あるいは8まで使っているかどうか。8までのバージョンアップはしていないのですね。これは町で一斉にやるのではないのですね。さっき個々ということを書いていたけれども、個人、個人でバージョンアップなんかしていくのですか。そうすると、互換性が狂ってくる可能性があると思うのだけれども。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えします。

先ほど7と言いましたけれども、今回、情報系の1人1台の端末、グループウェアとか使っているものなのですけれども、それは7でやりました。なぜかといいますと、そのソフトがまだ8では対応が検証されていないということで、7のほうがいいということで7にしました。

それと、個々にという話ですけれども、いわゆる情報関係で総務課のほうで扱っているものは総務課で一貫します。先ほど言ったJアラートは総務課で扱っているのですけれども、このグループウェアの中に載っていないものなので、個々にまだあるという話をさせていただきました。ただ、それしか聞いていないので、多分ほかにはないのではないかと思っています。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 先ほどコンビニ収納の関係を設定していただくということでお伺いしました。こちらにつきましては、私も税務課の経験がありますので、申し上げたいと思いますが、取扱金融機関が近くにない、例えば固定資産を持っている人が以前、うちのほうでは納付したいのだけれども、取扱金融機関が遠いのだよねというようなことがありました。今回、こういうことでコンビニ収納していただくで大変効率的でいいことだなと思うところがございます。そして、秩父郡市では既に秩父市、皆野町、長瀬町等で始めておりますので、どうか推進をお願いしたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、次に第3款民生費に移ります。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、数点お願いします。

まず、71ページです。緊急通報システム運用管理事業なのですが、65歳以上の方のところに緊急システムというのが行っているのだと思うのですが、これ今回の雪の災害なんかのときに利用があったでしょうかということを1点お聞きしたいと思います。

それから、次に90ページなのですが、民生費、学童保育室が増設工事ということで2,300万円とられています。これは児童館に増築するということなのですが、ここをちょっと詳しく教えていただきたいと思っております、どのような形でということで。よろしく願いいたします。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 私のほうからは、71ページ、緊急通報システムの利用が今回の大雪のときに利用があったかというお話でございます。これにつきましては、確かにご高齢の方がぐあいが悪くなったりしたときに緊急にボタンを押して、消防署等に通報が行くシステムでございますけれども、今回の大雪の中ではその利用はございませんでした。

以上です。

○関根 修議長 保育所長兼児童館長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○町田文利保育所長兼児童館長 児童館における学童保育室の増築についてお答えをいたします。

現在の児童館の建物の東側に児童保育室と、それからトイレ、それからそれに伴う倉庫等で、全部で84.5平米の増築を行う予定になっております。現在のところ、今の建物が比較的、小ぢんまりとしているのですが、それにどのように増築をしようかというふうに考えたのですが、現在の通路というか、廊下を外にちょっと延ばして、一部多目的トイレを壊して、それをまた増築部分にたけるような形なので、すけれども、通路を延ばして、そのトイレと学童保育室、それから、今現在倉庫として使っている部分にトイレを、これは一応高学年の児童を対象とするので、男女別にトイレができるような形でトイレの増設とあわせて検討して設計をしたところでございます。

以上です。

〔何事か言う人あり〕

○町田文利保育所長兼児童館長 時期については、一応夏ごろをめどに入札を行い、工事が始まればいいのではないかというふうに、今のところ考えております。

○関根 修議長 他にございますか。

1 番、富田能成議員。

○1 番 富田能成議員 まず、71ページです。特定財源のところでは過疎集落等自立活性化推進交付金1,000万円があるのですが、これは73ページの高齢者セーフティネット整備事業にほぼ相当するという理解でいいかというのが1点目です。

2点目は、高齢者セーフティネット事業の中の高齢者サロン設置運営事業補助金170万3,000円があるのですが、これは具体的にどういう事業をするのかというのを少し詳しく教えてください。

以上、2点です。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 ただいまのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

ご質問のとおり高齢者セーフティネット事業の補助金でございます。その中で、また高齢者サロン設置事業ということで、どういうことかということでございますけれども、この事業、高齢者セーフティネットという言い方でございますけれども、過疎対策という補助金の事業、事業名はそういうふうな形になっているわけですが、今、この事業の中で考えているのが、山振地域、芦ヶ久保地域を中心にまず考えております。それで、一つの事例をつくっていければなということで、この中で、まだ場所はこれかなのですけれども、活性化センターあるいは旧芦ヶ久保小学校、そのほかの施設等にご高齢の方が集まっていたらいい、いろいろ情報交換をしていく。そういう中での事業の一つとして、このサロンの設置に対しましては、例えば、ただ集まってわいわい情報交換することはすごくいいことなのですが、ある程度、健康管理のいろいろチェックができるような方、そういう専門的な方。それから、当然このサロンに集まるのに、自分の足で来れる方もいらっしゃるけれど、中には交通の便をちょっと面倒を見てあげて、送迎という形になるかと思うのですが、そういうような形で集まっていたらいい、そこで多くの方に集まっていたらいい。そういうような内容で考えているものでございます。

一つのモデルというお話をさせていただきました。できれば、先ほどブコーさん号の話もあったわけなのですが、またブコーさん号の増発ということにさせていただいて、これは福祉センターのほうにも集まりやすいような、今の通常の便と、また増発ということで、福祉センターにも集まっていたらいい。そういうのは、地域、地域に、だんだん、だんだん、高齢者サロンという表現が果たしてそれでいいのかというのはまたあるのですが、そういうものをこれからも、お年寄りの方たちが集まりやすい、要するに介護とかそういうふうにならない。元気な方がいつまでも元気でいていただくというのですか、そういうふうな形にできる場をとりあえずつくって、皆さんが集まっていたらいい、そういうものができればいいなということで、今回こういう事業をさせていただくことで予算の上でお願いしたわけです。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 ページ83から84の保育所費をお聞きします。

確認のためちょっと、今、保育所は何歳から預かって、何時から何時までで、在員が何人ぐらい、幼児の数、いるのか、教えてください。

○関根 修議長 保育所長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○町田文利保育所長兼児童館長 それでは、お答えいたします。

現在、横瀬町の保育所では、68名在園児がおります。0歳児から5歳児までの年齢の子供たちを預かっております。朝は8時から、夕方は6時までの保育時間で預かってございます。

以上です。

○関根 修議長 3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 この保育所費は、職員給与が3,700万円、運営事業が3,400万円、合わせて7,000万円。それで、保育料負担金が1,100万円。1,100万円の売り上げを出すために7,000万円を投じている。それで、国庫負担金と県費で約1,000万円来ていますので、単純計算で5,000万円、横瀬町が出している。今回、財調から5,000万円引引っ張っておりますが、それが全部保育所の運営費で消えているということでございます。68人で7,000万円という1人100万円かかっている。非常に単価的にも経費的にも、ちょっとこれは合わない事業ではないかと。それで、平成22年の事業仕分けでも、将来は民間に委託することを検討すると言っておりますので、ちょっと民間では考えられないような数字ですので、これはぜひとも民間に委託して、この経費を少なくするという考えがあたりか、お聞きします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 保育所については、女性が社会に参画したり、いろいろ仕事をしたりということで、大変重要な施設だというふうに考えています。その中で、保育所の経費については、前にも質問をいただいたのですが、今、職員数は最小限、ほとんど時間のパートさんをつなぎながら今事業を実施して、経費的には無駄なものがないというぐらいに抑えています。そういった中で、それでも経費が高いというところがありまして、例えば今おっしゃられるとおり皆野とか長瀬は保育所を廃止しております。それで、ほかの保育所に補助金を出すという方向で今実施しています。まだ秩父と小鹿野は、それぞれの保育所を持っております。そういった中で、検討は当然していかなくてはいけない事項だと思いますので、今後、民間委託も含めて、または廃止も含めて、経費的にどうなのか、検討していきたいというふうに思います。

○関根 修議長 3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 この84ページにある保育料負担金の上のC型補助金というのが、幼稚園が今度11時間の保育が始まると、7時から6時まで。とりあえず0歳は預からないで、1歳からという話は聞いておりますが、廃止するのであれば、11時間保育が始まる来年度からは、廃止して委託するのに非常にいいのではないかと。余りずるずる、ずるずるやっていると、めった5,000万円がどんどん続きますので。ぜひとも、幼稚園とも協議していただいて早い時期にやっていただきたいのですが、どうですか、副町長。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 認定保育園ということで、幼稚園が保育園業務に乗り出すということで、今、国策で事業が進められているわけですが、今おっしゃるとおりほうしょう幼稚園なのですけれども、またこれ、体制整備だとか、そういった面で今始まったばかりということで、申請書が出てきたばかりという段階でして、そういった申請内容等を見ながらそういった、例えば保育園業務として町の保育園の仕事を代用できるかどうか、その辺、施設等の規模も見ながら検討をしていきたいというふうに思います。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、4款衛生費に移ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、次に5款農林水産業費に移ります。

7番、町田勇佐久議員。

○**7番 町田勇佐久議員** ページが109です。寺坂棚田のトイレの新築工事についてお伺いします。

確かにグラウンド、あるいは下の川まで来ればあるのですが、なかなかそうも、なるべく近場にあればいいと皆さん言っているわけなのですが、設置場所、どの辺に設置されるのか。また、その規模、どのぐらいのものなのかをお聞きします。

それと、平成25年の予算の中で駐車場の設置の予算がとれていたと思うのですが、棚田の近くに駐車場が設置できるのかどうか。これは去年というか、平成25年度の予算の中であるのですが、その辺の進みぐあいをお聞きします。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 7番議員さんのご質問にお答えいたします。

「農」ある暮らしづくり交付金事業の中で、寺坂棚田にトイレをつくりたいということでございます。当初予算で駐車場、イベント用地として用地を買収するというような方向で、現在、地主さんのいい返事をいただいておりますが、この間の大雪で、そこにあるものが片づけられないということで、現在、その辺のところはどうでしょうか、迷っています。結局、今年度予算ですので、繰り越しをさせていただくような形になるかもございません。ということで、場所につきましては、とりあえずはそこにトイレをつくるというような考えではおります。ですが、まだ流動的な面もございますので、またいろいろとご相談をしながら進めていきたいと考えております。

それから、規模についてですけれども、公衆トイレ、最近でつくりましたのが宇根の八坂神社のところ、あれが一番新しい公衆トイレになっています。規模的には、あのぐらいのトイレをつくりたいというふうな考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 109ページ、農業魅力体験事業なのですが、うららか農園だと思うのですけれども、

うららか農園の利用状況、それから今後の方向性、そこをお答えいただければと思います。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 1番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

ブコーさんのうららか農園、現在12区画ございます。1区画、今あいている状況でございます。募集をしているところでございますが、まだ埋まっておりません。11区画利用させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○関根 修議長 今後の見通し。

○村越和昭振興課長 失礼いたしました。今後の見通しですが、5年間ですか、県から購入しましたときに、5年間は市民農園というふうな形で使用するということの決まりがありますので、最低限はその期間はやらなければならないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。

今後ということなのですが、現状維持、拡大、縮小でいくと、現状維持ということの理解でよろしいですね。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

現在11区画使っているわけですが、また5年間ということもありますので、その期間は現状維持では最低限やっていきたいというふうな形で、もう一区画、12区画全部埋まるように今努力をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○関根 修議長 他にございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 106ページの有害鳥獣の事業なのですが、猟友会の方たちが一生懸命取り組んでいただいている、いろいろなこともやったり、また同じことを繰り返してやっていかななくてはならない。これはずっと将来的にも同じような課題だとは思いますが、やっていただける方の年齢がやはり高齢化と言ったら失礼というか、若手のそういう方への啓蒙とか、県からのそういった有害鳥獣に関連したアドバイス等は、若手のそういう方へのアドバイスとか、そういったことはございますでしょうか。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 8番議員さんのご質問にお答えいたします。

有害鳥獣被害防止事業、なかなか有害鳥獣、減らないということがございまして、今年度は県のほうでは鹿の駆除に対しまして500万円の補助を出しまして、県独自で猟友会さんのほうに話をして駆除をしているような状況でございます。

ご質問の、若い方が県のほうからアドバイスがあるのかというようなことですが、県のほうでも努力はしているみたいですが、なかなか若い方が入ってこないというのが現状でございます。私どもも、

なっただけ方、見つけてはいるのですけれども、なかなか従事してもらえないということで、その辺について私どもも苦慮をしているところでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** お願いします。

まず、106ページなのですが、活性化センター管理運営事業の電気料なのですが、120万円、これは以前の説明で、電気自動車の電気料ということで、ここで出すということだったのですが、2年前ぐらいだったと思うのですが、それがそのままずっとこの電気代で来ているということだとすると、電気自動車に乗ってきた人の電気代の補充というのは横瀬町のこの120万円を出しているのかということをお聞きしたいと思います。

それから、108ページの公用車管理費なのですが、自動車リース料というのが、また新規に出てきました。前、総務課のへほうで電気自動車をリースしたときに、電気自動車はまだ利用して間がないので、購入してしまうとちょっと心配なので、リースするという説明がありました。今回のこの公用車の自動車リース料についてはどういうことになるのか、教えていただきたいと思います。

また、このリースにした場合には、財産に関する調書の物品には計上されるのかどうかということもお聞きしたいと思います。

それから、111ページなのですが、林道新設改良事業、林道改良工事540万円というのが出ていますが、説明では兵ノ沢の舗装ということでした。兵ノ沢の舗装となりますと、今回の一般質問で兵ノ沢の林道を舗装してほしいということが今回の一般質問でお話がありましたが、課長のほうの答弁では、農林振興センターにお願いしているという答弁だったのですが、この林道舗装改良工事、兵の沢の舗装という説明だったのですが、これは場所が違うところなのでしょうか。

以上、お願いいたします。

○**関根 修議長** 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○**村越和昭振興課長** 4番議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、活性化センターの電気料の関係ということで、電気自動車の関係だと思えます。その関係につきまして、当初、あそこに活性化センター、今、ブコーさんの観光案内所があるかと思えますが、その道の駅の入り口寄りに電気自動車の充電器を設置させていただきました。現在もその充電器を使ってやっております。活性化センターからの電気ということでございます。

それから、公用車のリース料ということでございますが、これにつきましては電気自動車になっております。うちのほうでその電気充電器を管理しているということもございまして、リース料については私どものほうの電気自動車ということでご理解をいただきたいと思えます。

もう一点、済みません。落としてしまいました。電気自動車は物品に当たるのかということになっておりますが、備品に載っておりますので、よろしく願いいたします。

失礼しました。訂正をさせていただきます。リース料ですので、物品にはなりませんので、備品に載っ

ていませので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 私のほうから大野議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

一般質問のときに私のほうで答えたのが、農林振興センター等のお力添えをいただいてというような形で私は話をしたつもりではいるのですけれども、補助金等に対して、そういった農林サイドのほうの補助金を受けながら事業を進めていきたいなということで、そう述べさせていただきました。

この林道の舗装の関係は、補助金30%という補助金の率なのですけれども、それを利用していただいて事業を遂行していきたいと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 場所は同じなのでしょう。

○**町田 多建設課長** 済みません。場所は、先ほどの質問された場所は同じ場所です。

○**関根 修議長** 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 兵ノ沢は林道台帳に載っていますので、農林振興センターの補助金を受けて舗装すると。

そのほか周辺整備については、県のほうでそういう観光的な地域の魅力アップをする事業について、県がみどりの基金事業というのを利用して地域に今、特に森林地帯の観光アップに役立てる事業がありまして、そちらのほうについて県が遊歩道をつくったり、柵をつくったりということで、県が直接事業を実施するという事業を今お願いしています。来年度事業としてやっていただけるようお願いしていますので、予算書の中には、県の事業として県のほうの予算書の中につてくるということになります。

それから、今まで県とか国の補助金についていろいろご質問があったのですが、例えば採択に落ちる場合、それが要件が整わないで落ちる場合と、お金がなくて落ちる場合と2種類あります。例えば国の予算枠以上にいろんな事業要望があった場合は、事業の要件としては認められても、予算的に落ちるというようなことがありますので、そういった場合は二度三度手を挙げることができますので、先ほどのコミュニティー事業などは予算の枠が足りなくて落ちた事業です。内容を換えなくても何度も申請できます。県の事業には県の事業の予算枠がありまして、例えばいろんな市町村から予算枠以上の申請があった場合は、事業としてはいい事業だと認めても、予算が足りなくて落ちる場合があります。そういった事業は、内容を換えなくて、次の年も、次の年も、採択されるまで申請しても構いません。

いろんな事業で、今いろいろ枠を多目に認めてもらっているのですが、例えば横瀬でいっぱいとり過ぎると小鹿野町の事業が1個落ちるとか、そういった、秩父郡市の中で頑張り過ぎていけないようなところがありますので、一遍に横瀬町の枠をふやすということはなかなか難しいという状況で事業を今実施しているところです。

以上です。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** では、同じ質問なのですけれども、電気自動車の電気料は町の方でいつまで持つのか。当初の説明だと、その電気代について、とりあえずわからないので、町のほうの活性化センターのほ

うでお支払いするというふうなことで説明を受けたのですが、そうするとずっと町で。個人の車ですよ、電気自動車ですから。これに対する充電代は町のほうでずっと支払い続けていくのか。その見通しというのを教えていただきたいと思います。

それから、自動車のリースというのは、電気自動車だからリースしたというお考えはわかるのですが、そうしますと財産調書の物品に入らない車がふえるということなのですよ。ですから、隠れ財産ではないのですけれども、自動車の台数は物品としては何台ですよ、しかし使えるのはプラス2台ありますみたいな感じになると思うのですが、そういうふうな経営というのですか、そういう物品というものの捉え方をしているのでしょうかということをお願いいたします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 リースの車がふえることによって町の公用車全体の台数がふえるのではないかと、そういった趣旨の質問だというふうに思いますが、リースの拡大という方向が今世の中の流れにはなっています。しかし、電気自動車以外、余りそういったことでどんどんリースしていこうという考えは、今のところ横瀬町は持っていませんので、その辺は心配ないと思いますが、パソコンとかいろんなもの、大体今ほとんどリースという状況になっています。

以上です。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

電気自動車の電気料ということですが、今のところは無料になっております。これには、まだあれですけども、課金システムというシステムをつけないと料金取れません。その料金につきましても、どの程度の料金を定めるのかというのも今後の検討とさせていただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

○関根 修議長 4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ただいまの副町長の答弁なのですが、多分ほかの自動車についてはリースをしないという方向で町長さんは考えて、ずっと前からいたと思うので、それは心配してないのですけれども、ただ、物品とか財産という決算書の書類にちゃんと明記されているものなのですよ、自動車って。だけれども、それに明記されないで物があるという使い方ができるという考え方が、ちょっと私は疑問かなと思ったので、これは要望ですので、結構ですが、よろしくお願いします。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、次に第6款商工費並び第7款土木費について質疑を受けます。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 では、ページ115と116ページにわたっているものなのですが、里山景観魅力アップ事業とか、地域産業活性化推進事業、農山村、それから農産物、登山・ハイキングという、これをそれぞれ緊急雇用の人数は聞いたのですが、こういうのは町民の方が一番知りたがるのです。山もみじは何なの

かだとか、横瀬の西側のあれは何やっているのかということで、一番知りたがる事業ですので、詳しく教えていただければと思います。

それから、119ページなのですが、先ほどの林道の関係で一般質問がありました。もう当初予算にのっていますみたいな事実があったわけですが、この道路の新設改良事業もしくは社会資本整備交付金町道整備事業のどちらでもいいのですけれども、うちの区長が地権者の同意書を得て拡幅工事をお願いをした三桁道路があるのです、2年ぐらい前だったのですが。それが現在どういうふうになっているか、今、実施計画にのせてということなので、3年ぐらいは待ってはいくれないのかなというふうに思ったのですが、地権者の同意もあります道路ですので、片方ではすごく早くやっているけれども、うちのほうの地域の三桁道路ですが、車のすれ違いもできない状況なのです。町長も施政方針で、町道につきましては通勤通学の整備を進めるというふうに施政方針で書いていますので、それらの考え方はどうなっていますかということですか。

それから、120ページなのですが、社会資本整備総合交付金町道整備です。これは駅前南側の道路をつくるらしいのですけれども、これは299号に抜ける道はどこを考えているのでしょうか、教えていただきたいと思います。入るところは、三菱のほうから入ってきて、トンネルを抜けないで真っすぐ駅の南側に行くのだと思うのですが、それが299号につながるところというのは、ちょっと全部細い道だと思うのですが、そこら辺がどういうふうを考えているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 4番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

まず、115ページの里山景観魅力アップ事業ということでご説明をさせていただきます。この事業につきましては、今年度、秩父森林組合さんのほうで緊急雇用委託をしまして、里山にもみじを植えたところでございます。現在も植えているところでございます。来年度の事業につきましては、これら植えたもみじについて、除草なり、あるいは適正な管理をしていただくということで、2名程度雇用しまして管理をしていただくというような予算どりになっております。

それから、次の地域産業活性化推進事業ということでございます。こちらにつきましては、現在、遊休農地の活用や農林業の作業の支援、あるいは農林業体験プログラムの関係などの農山村地域の貴重な資源である農地、山林等を生かしたさまざまな事業を展開するというところでございます。現在は特定非営利活動法人の知々夫清流会というところに委託をしているところでございます。平成26年度につきましても引き続きやっていただくような形でございます。

次に、農山村地域資源活用推進事業、こちらでございますが、こちらにつきましては芦ヶ久保地域を中心とした資源を活用し、農山村地域ならではの事業を展開、活性化を図るということでございまして、現在はアスガキボウ委員会のほうに委託をして、来年度も事業をしていくような形でございます。期間につきましては、緊急雇用の雇用者、10月いっぱいまで雇用していくような形をとっております。事業内容としましては、観光案内所の観光案内ですとか、農山村地域の魅力発信ですとか、そういった事業をやらせていただいております。

次に、農産物活用推進事業でございます。こちらにつきましては、株式会社テラサワさんというところがございまして、こちらに委託をしまして、農産物のフーズドライとか、そういったものをつくっていくような形で特産品をつくっていただくような形で考えております。期間につきましては、平成26年の12月27日までというような雇用の期間となっております。

続きまして、最後になりますが、登山・ハイキング客誘客推進事業ということでございまして、こちらにつきましては、株式会社やまのはという会社がございまして、こちら、登山、ハイキング等を行っている会社でございます。内容につきましては、登山初心者が遭難しやすい場所とか危険な場所等のQRコードを活用したイベントの開催ですとか、登山ガイドの養成など、安全で楽しい登山ができる環境を形成するために事業を展開する予定でございます。こちらにつきましては、実際に山に登っていただきますけれども、その登るコース等を映像で見られるような形をとっていききたいというふうな内容になっております。ですから、登山者につきましては、安全で、現地を見た上で、確認した上で登れるというような対策がとれるのではないかとこのように考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 大野議員さんのご質問でございます。

まず、第1点目が119ページの関係でありました。大野議員が2年前ぐらいに要望というお話をいただきました。区長さんですね、区長さんが要望したということでお話しいただいております。これは、国道から入って行って中学のほうに行く道のことをおっしゃっているのかなという気がいたしております。この道もかなり重要な道ですので、ぜひ広くなる利用がしやすくなるなと思っておりますけれども、その部分だけ直すということでなくて、全体的な線形とかそういうものを考慮しながら、今の状態をもっと使い勝手がいいような形の道路ができればいいわけでございます。そういったこともいろんな方面から考えて、もう少し議論をしながら将来的に考えていけたらなと思っております。

それと、社会資本整備総合交付金を利用した道路整備ということでございまして、これは私たちが説明をさせていただいた駅南側道路ということの関係だと思います。今回317号線ということで整備を進めていこうと考えているところでございまして、この道路に関しましては、3号線の三菱マテリアルさんのところから入ってきまして、今考えているのが、兎沢の近くに114号線が通っています。宇根のほうから114号線が来まして、ガードをくぐって駅のほうに行く道なのですが、その道に接道するような形で考えております。ですから、その先は、また違った路線での改良を重ねていけば国道まで続くでしょうけれども、今その317号線で考えているのは、そこまでのことで事業を遂行していこうと思っております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** そうしますと、今の道路は、通勤通学者のための道路というか、高篠横瀬方面から駅に行く道ではなくて逆ですので、結局、将来的には299号に着くのは、いわゆるヨコゼ書店のところに通ずる細い道に通ずるわけですね。それでぶつかっておしまいという形の説明だったと思うのですが、それで、本当に4メートル道路ぐらいのものを想定しているわけでしょうか。前、秩父市さんのほうで、

秩父の道の駅のところから横瀬のほうにトンネルを抜けて、真っすぐ横瀬大橋に道を抜けたらどうかというふうな提案があったときに、その提案については、横瀬大橋から川を渡って、ほかに抜ける道がないので、ちょっとその道については余り賛成できないというふうなお話を以前町長さんから聞いたこともありますが、今回この道も、そんなに大がかりな道ではなくてということで考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 大野議員さんの再質問でございますけれども、大野議員さん言われるように、今度の3175号線に関しましては、その道路が直接国道、県道にアクセスするという道路でございません。3号線から、先ほど申しましたように114号線にアクセスするような道路になっております。これは、根古屋方面の皆さんが駅のほうに来る。そして、宇根方面の皆さんが根古屋方面に渡る。これはかなり利用度が高くなる道路だと思います。今、3号線、ご存じだと思いますけれども、3号線が西武線のガードがあります。その辺の関係がございまして、なかなか拡幅するのは大変だと思います。それが、この道路ができることによって、かなり根古屋方面、あと宇根方面の皆さんの利用勝手がよくなるのではないかなと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** この南側道路の建設については、私も真っすぐ抜けられればいいなと思ったのですが、将来的にはやはり299号に抜ける道を考えていただいたほうがいいと思いますので、また改めてその点もやっていかないとまったくないなと思いますので、今後よく検討していただきたいと思います。

それから、地権者の同意を得て拡幅のお願いをしたわけなのですが、地権者に言わせると、道路を出す、道を出すと言っているのに、何で私がお願いしなければいけないのだというような強い気持ちで言われたこともあります。そして、拡幅の同意をしたにもかかわらず、もっといい道はないのかということ、もう地権者がかわってきってしまう場合があるわけですが、それで検討させていただきますというふうなお話ですので、ちょっとそこの辺については、ほかの道のほうがいいというお考えで、それが合理的であればいいのですけれども、地権者の同意を、かなりの覚悟を持って判を押してもらった方に対して、ちょっと申しわけないなと思いますので、そこら辺のところは前向きに考えていただければと思います。

以上です。答えはいいですので、よろしくお願いします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 114ページなのですが、町観光協会補助金600万円、これについて今後の見通し、方向性を教えていただきたいというのが1点と、もう一つは、ページ数ではないのですが、商工費と、それから土木費と、あと前の農林水産業費のひっくるめだと思うのですが、芦ヶ久保の氷柱に関してなのですが、私も氷柱ボランティアで何日か出させていただいて、ぜひ前向きに進めていただきたいと思っているのですが、今期、氷柱の関係で町の支出は幾らあったのかということと、平成26年度、先ほど兵の沢林道の舗装の話がありましたが、それ以外にもひっくるめて、平成26年度では兵の沢関係に幾ら町として

投じるのかというところを教えてください。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 1番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

観光協会の補助金のご関係でございますが、平成26年度につきましては、先ほどの農山村地域活用の関係で、アスガキボウ委員会のほうに委託し、観光案内等やっております。これが10月いっぱいまで雇用するような形になっております。その後、人件費をどうするかというような形になってこようかと思っております。こちらにつきまして、町のほうから補助してやっていくというような形になりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

それから、氷柱の関係ですか、氷柱についてでございますけれども、今のところ、林道の舗装以外の部分について、一部検討していることもありますけれども、予算上では今のところ、のっております。ただ、いろいろな町の事業もありますので、その中で補助があるかもしれませんので、その辺のところの含みもよろしくお願ひしたいと思っております。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 答弁ありがとうございました。

済みません。今のちょっと、最初のほうがよくわからなかったのですが、観光協会の補助金、114ページに600万円というのが別枠で載っていると思うのですが、これを今後どう考えていくかというところをお答えいただきたいという趣旨です。

○関根 修議長 振興課長。

〔村越和昭振興課長登壇〕

○村越和昭振興課長 再質問にお答えさせていただきます。

まず、114ページの町の観光協会の補助金のご関係でございますが、先ほど申しました農山村地域の資源活用推進事業、これとダブっているというような形とご理解いただいたのだと思うのですが、この115ページの農山村地域資源活用推進事業、こちらは緊急雇用を使っております。雇用につきましては10月30日でおしまいになってしまいますので、その後の職員の賃金等をこちらの補助金の中で賄っていくという内容になっております。それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

---

◇

◎延会の宣告

○関根 修議長 それでは、お諮りいたします。

平成26年度横瀬町一般会計予算の質疑中でございますが、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は以上をもちまして延会といたします。

大変お疲れさまでございました。

延会 午後 4時48分

## 平成26年第1回横瀬町議会定例会 第6日

平成26年3月11日（火曜日）

議事日程（第4号）

### 1、開 議

#### 1、議事日程の報告

1、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算の質疑、討論、採決

1、議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、議案第23号 財産の取得についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書の上程、説明、質疑、討論、採決

1、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についての上程、説明、質疑、討論、採決

1、閉会中の継続審査の申し出

### 1、閉 会

午前10時開議

出席議員（11名）

1番	富田能成	議員	2番	新井鼓次郎	議員
3番	内藤純夫	議員	4番	大野伸恵	議員
5番	若林想一郎	議員	6番	赤岩森夫	議員
7番	町田勇佐久	議員	8番	若林スミ子	議員
9番	関根修	議員	11番	若林新一郎	議員
12番	若林清平	議員			

欠席議員（1名）

10番 小泉初男 議員

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

加藤嘉郎	町長	渡辺利夫	副町長
高野修行	教育長	田端啓二	参事兼 会管理 者
柳健一	総務課長	大野雅弘	まち経営 課長
島田公男	税務課長	大場紀彦	いきいき 町民課長
高野直政	健康づくり 課長	町田文利	保育所長 兼 児童館長
村越和昭	振興課長	町田多	建設課長
町田勉	上下水道 課長	富田等	教育次長
一柳俊一	代表 監査委員		

本会議に出席した事務局職員

小泉源太郎 事務局長 逸見雅彦 書記

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○**関根 修議長** 皆さん、おはようございます。

本日は、10番、小泉初男議員から遅刻する旨の通告がございました。

ただいま11名の出席でございます。定足数に達しておりますので、ただいまより会議を開きます。



◎議事日程の報告

○**関根 修議長** 議事日程につきましては、お手元に配付してありますので、ご了承願います。



◎議案第15号～議案第21号の質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第1、議案第15号から日程第7、議案第21号までの7議案を議題とします。

前日は、議案第15号 平成26年度一般会計予算の第7款土木費までの質疑が終了しましたので、本日は第8款消防費並びに第9款教育費に移ります。

質疑ございますか。

3番、内藤純夫議員。

○**3番 内藤純夫議員** 教育費のほうのページ150、151の歴史民俗資料館の管理費656万円、これに対して売り上げが17万6,000円と。これは、開館の方法とかいろいろ考えなければいけないのではないかと思います。その点どのようにお考えですか。

○**関根 修議長** 教育次長。

[富田 等教育次長登壇]

○**富田 等教育次長** 3番、内藤純夫議員からのお尋ねで、資料館の運営管理等につきまして今後どうするのかというようなお尋ねかと思えます。これにつきましては、事業仕分け等でも出まして検討してまいりました。現在のところ、資料の整理あるいは展示等に向けて、資料の整理を中心にやっていかなければならないというようなことで、今後その資料の整理あるいは展示等も考えながらまた進めていきたいということで、今度の課題となっているような状況でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 155ページの町民グラウンド管理運営事業の関係で、一番最後にあります土地購入費1,230万円についてお伺いします。

3つあったのですが、この土地というのは、上のグラウンドなのか下のグラウンドなのかということが1つ。

それから、面積が、平米でも坪でもいいですけども、どのくらいかということ。

それから、これの対象者は、ここに1,230万円出ている金額の対象者、これ何人なのか。

それから、できたらその地権者の名前も教えてもらいたいのですが。

以上です。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 11番議員さんの町民グラウンドの土地購入費についてというようなことでございます。面積につきましては712平米でございます。平米単価につきましては、1万7,279円でございます。1筆でございまして、その方は2筆持っていて、1筆を購入予定でございます。地権者のお名前については、W様でございます。

これは、平成24年度に固定資産評価替えがありまして、それに伴いまして地権者との賃借料の協議書を取り交わしておりますが、契約が更新時期間近でございましたので、教育委員会関係で借りている土地の全て、小中学校の用地であるとか町民グラウンドの用地、あるいは町民会館の駐車場等の用地がありますけれども、全ての方に町に売る意思があるか確認いたしました。その中で、小学校用地を売りたい、あるいは中学校用地を売りたい、町民グラウンドの用地も売りたいというようなお話がございました。順次購入、町の財政の関係もございますので、予算の関係もございますので、計画的に購入すべき、実施計画等にのせまして、予算を決定したものから順次地権者との契約をしていくような状態でございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** グラウンドの最初に上か下かというのは。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 下のグラウンドであると思います。

○**関根 修議長** 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 131ページ、一番下の中学生海外派遣事業についてなのですが、従来同様で平成26年度もというお話は伺ったのですが、この先これに関してはどう考えていくのかという先々の考え方、わかる範囲で教えてください。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 1番議員さんの中学生海外派遣事業についての今後についてというようなお話でございます。この事業につきましても、事業仕分けのほうで1度検討しております。その中で、現状でいいますと、基金がある範囲においては実行していくのだというような考え、その後については今後また検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 継続ということはわかりました。内容的に、行き先を再検討するですとか、あるいは日程を調整するですとか、出費のところも調整するですとか、やるやらないということもそうなのですが、少しずつ考え方を変えていくですとかといういろんな方向性があると思うのですが、その辺についてどうか。全くこのままで、基金がなくなるまで続けていくというお考えなのかどうか、その辺お聞かせいただきたいのですが、できれば教育長のご意見も伺わせていただければと思います。

○関根 修議長 教育長。

〔高野修行教育長登壇〕

○高野修行教育長 それでは、再質問にお答えしたいと思うのですが、次長が答えたように、基金のあるうちは続けていきたいということがあります。

方向性を変えるかどうかということですが、これは平成10年に私がちょうど横瀬中学校の校長でいたときに始まったものなのですけれども、そのときよく検討しました。いろんな考え方がありましたけれども、もう少し近場だとか、あるいはフィリピンだとかアメリカだとかいろんなことがあると思うのですけれども、考えてみますと一番いいところではないかなというのは時差が1時間しかないということですね。それから英語圏であるということ、それから生活的に安全であるということ、そういったことを考えて、今のところ、あと1回か2回は残金がありますから続けていく。その間においては、変更する計画は今のところ考えておりません。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 先ほどの土地購入費で地権者が議員の方ということで、過去に議会でも実行利益の誘導になるような、高く買ってくれ、あと優遇税制をしてくれということがありましたので、教育委員会に対してそういう圧力があつたのかと。これは問題がないか、執行部はどう考えているか、教えてください。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 現在町の土地購入に関しましては、町の公共用地土地買収単価算出の考え方に基づいて算出しております。基本的には固定資産税のもとになる部分の評価という部分から算出した金額というようなことで割り出した金額、あるいは賃借率であるとか、あるいは権利金を支払いしている場合にはその残存価格を引くとかというようなことでやっておりますので、そのような圧力とかということはありません。

○関根 修議長 他にございますか。

3番、内藤純夫議員。

○3番 内藤純夫議員 この土地は、このまま借地でやらせてくれということは、このまま継続で、買い取りではなくて借地契約をしてくださいということは、教育委員会のほうは言っているのですか。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 3番議員さんの再度のお尋ねでございますけれども、この用地については地権者のほうから、教育委員会のほうから売る意思があるか、あるいは継続して貸していただけるのかどうかという確認を平成24年度に行いました。そのときに、来年の3月に契約が一応切れますので、お売りしたいなというお話を伺っているところでございます。

○関根 修議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 126ページですけれども、消防自動車管理費の中で、自動車購入ということで2台という説明だったかと思えます。これはどこに配属するのか、それちょっと教えてもらいたいと思えます。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 お答えさせていただきます。

今回は2台ですけれども、4分団、1分団、古い順に考えております。

以上でございます。

○関根 修議長 12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 今横瀬町消防団の積載自動車は大分古くなったというのか、これから計画的に買いかえていかなければいけないのかなというふうに思います。そういった計画を立てて、年度ごとの買いかえを念頭に今回2台ということになったのかどうか、その辺を教えてもらいたいと思えます。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 再質問にお答えさせていただきます。

総務課のほうでは計画的にということで、20年経過を目安に計画的に更新したいということを思っております。それで、今のところ20年を超えているのが4分団、1分団のほかにもあるのですけれども、当初1台でという話だったのですけれども、今回特定財源のところを見ていただくとわかりますけれども、交付税措置のある地方債が平成26年度まで使えるということなので、いろいろ財政のほうと相談しまして2台という前倒しとしてやらせていただくことになりました。それで、ことはそうですけれども、古いものがまだありますので、それを計画的に更新していくと。ただ、それをやっていっても、今新しいものもだんだん古くなっていきますので、またそれも計画的に更新していきたいような要望等をしていきたいと思えます。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 127ページ、消防費の防災会議なのですが、こちらの委員の登用ですが、女性の方は何名ぐらいいらっしゃるか教えてください。

○関根 修議長 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○柳 健一総務課長 平成25年9月でしたかね、防災会議の条例を改正させていただきました。それで、役職等がありまして、それは充て職みたいな格好になりますけれども、今のところ医療機関ということで、医療機関の先生が1名女性でございます。ただ、条例改正によりまして、ほかの町民代表ということも入れましたので、そこで女性の委員さんを登用することは可能であります。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 続き聞こうと思ったら次々やったのであれですが、155ページの先ほどのグラウンドの土地の購入の件ですけれども、これについて先ほど内藤議員から以前に一般質問であったという話ですけれども、これは平成24年3月8日から13日までの議会のときの議事録あるのですけれども、この中でW議員が特に買収についてお願いなのですがというふうなことで前置きがあって、優遇措置を考えてほしいというふうなことが書いてあります。それで伺いたいのは、税制上どういうふうな扱いになるのか。売った人の税制上の措置はどういうことになるのか、お伺いいたします。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 11番議員さんの再度の土地購入後の税制の優遇措置というようなことについてお答えをしたいと思います。

契約をする前に、土地の購入の申し出というものの手続がございます。当人のほうからそういう土地を売りたいというような申し出を受けまして、それに基づきまして、浦和の税務署になりますけれども、これが公有地の拡大の税制を受けられるかどうかというような協議をいたします。それで、協議いたしまして、それが認められる場合においては税制の措置で受けられるような形になります。今回の案件につきましては、まだその措置をしておりませんので何とも言えないのですけれども、今現在、平成24年小学校ですか、平成25年度、今進めているのですけれども、中学校用地を買収を進めております。それにおきましては、一応控除を受けられるような回答を受けておりますので、そういうことになるのではないかと考えております。

○関根 修議長 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 ただいまの件ですけれども、議員が一般質問で自分にとって有利になるような発言しているのですね。それで、それに対して優遇措置を考えるというのは、ちょっと議員の立場を利用し過ぎではないかなという気がするのですね。個人的にはそれは大変不適切なことだと思うのですけれども、その辺はどうですか。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 再度の11番議員さんからのお尋ねでございますけれども、役場の行政におきましては公平、公正をモットーとしておりますので、粛々と同様の取り扱いをしております。

〔「ですから、議員が」と言う人あり〕

○富田 等教育次長 議員であっても個人所有の土地と判断しておりますので、同じような対応をとらせていただいているというような状況でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 数点教えていただきます。

まず、139ページです。横瀬小学校放課後の子供教室運営費なのですけれども、放課後の子供教室というのと学童保育の差というのはどういうふうに違うのかということをお教えいただきたいと思っております。どこが違って、どこが同じかということをお教えいただきたいと思っております。

それから、146ページです。ちょっと細かいことなのですが、町民会館の施設整備事業に当たるわけなのですが、この予算書の審議でチェックをしてみているわけなのですが、平成25年度の当初予算では総合改修計画基本設計業務委託料ということで名前が出ていました。平成25年度の9月の補正で空調改修工事計画設計業務委託料ということで名前が出ていました。今回町民会館の冷暖房設備改修工事というふうに書いてあるのですが、これらの流れは同じものと考えてよろしいのでしょうかということが1点です。

それから、149ページ、これもちょっと細かいことなのですが、図書館システムサービス使用料と図書館システムリース料というのがあります。これも平成25年度はシステムが95万7,000円、図書の購入費が100万円でした。半々だったのですが、今回は図書の購入費が104万4,000円に対して図書館のシステム使用料が188万円になっています。蔵書が多いので、100万円だからというのではないのですが、システムを利用する188万円と図書費の購入費の100万円のバランスはどこまで、小さな施設だと効率的に余りよくない場合があるのですけれども、図書費を購入するのと運営するほうが多くなってしまった場合にはどこまでいけばいいのかな。バランスをどこまで考えればいいのかなということをお教えいただきたいと思っております。または、ことしだけ特別で、また95万7,000円に戻りますよというふうなことがあるのでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、大野議員さんの質問、放課後子供教室と学童保育の違いはということ、それから町民会館整備事業の改修計画、空調の設計、そして空調の改修等はどういうものなのかということ、また図書館のシステムはバランスを考えるとどうなのかというようなお話でございますが、まず最初に放課後子供教室でございますが、1年生から3年生の児童を対象に行っております。学童保育室とももちろん関連ございまして、学童保育で預かれない子供たちを放課後子供教室では優先的な感じで受付をしております。内容的には、学級支援員さんの5名のうち、学力向上ということで、2名の方は学校の関係、3名の方が放課後子供教室ということで4時間ほどお手伝いいただいて、放課後から5時半まで預かっているわけでございます。ただ、違うのは、放課後子供教室のほうは保険料の徴収はございます。ほかは無料になっております。1点目が以上です。

2点目の町民会館の整備計画等の改修というのを昨年、平成25年の12月に終えまして、それ等に基づきまして、空調設備であるというのは優先的にやったほうが良いというような計画のもとに空調の設計を本年度中、今行っております。平成26年度においては、ホールの空調、あと図書館と事務室ですか、それに

については除いた大会議室と小会議室とほかの部屋については全ての空調を改修をするというようなことで工事のほうを進めております。

3点目の図書館システムの関係でございますが、図書館システム、議員おっしゃるとおりの感覚があるのですけれども、今現在図書館にはXPという部分のパソコンがあります。その部分がありまして、実際には期限が経過して切れている状態になっています。システムの入れかえをしまして、多くの方がお使いになりますので、どうしてもその管理という部分においては現在では欠かせない存在になっておりますので、今回入れかえるというようなことで、またインターネットにも今度つなげるような感じで、クラウド的な部分での利用を今後考えているというような状況です。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 学童保育と放課後子供教室についてもうちちょっと詳しく教えていただきたいのですが、学童保育に預かれない子供を優先ということなのですが、預かれない子供の理由というのと、それから放課後子供教室には臨時的に入っている子が多いのか、それとも常態的にここにいる子を対象としているのか。そして、学童保育のほうはお金を徴収しますが、ほぼ同じことをやっているのに放課後子供教室のほうは無料でやっているのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 4番議員さんの再度の放課後子供教室等に関するご質問でございますけれども、学童保育についての定員がございます。定員でどうしてもあふれるというか、そういう子供がいます。その子供は、内容的には両親が働いたりという部分がありますので、その中において通常の申し込みの方もいらっしゃるのですけれども、また改めて放課後子供教室に申し込んでいただきますけれども、優先的というのではないですけれども、学童の申し込みであふれた方がこちらでフォローをしているというような状況でございます。

費用の関係でございますけれども、費用については、先ほど申し上げたとおり、学童保育の場合にはおやつ等が多少出るというようなお話聞いていますけれども、放課後子供教室はそれはありませんので、費用のほうは徴収していないというようなことでございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、次に第10款災害復旧費から第12款予備費までをお願いいたします。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、次に歳入に移ります。

歳入につきましては、全般でお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 2点お願いします。

まず、小さなことなのですが、18ページです。保健体育使用料で、町民グラウンド使用料とスポーツ交流館使用料なのですが、町民グラウンド使用料は去年よりも約10万円多くなっています。スポーツ交流館の使用料が8,000円新しく出てきました。平成25年度で合宿誘致事業というものを町のほうでもしたいということで大変考えていただいたことがあるのですけれども、その結果として町民グラウンドが約10万円、スポーツ交流館のほうは8,000円の利益を見込めましたよということで考えてよろしいのでしょうか。それが1点です。

それから、28ページ、給食費収入なのですが、学校給食費負担金で3,539万4,000円とってあります。これは保護者からの給食費だと思うのですけれども、それと同じ金額が、済みません、ページはわからないのですけれども、給食センターの関係のところでは材料費としてこの数字が載っています。そうしますと、135ページの町の学校給食費補助金の8,610万円は、食材のほうに入っているのか、どういう会計でやっているのかを教えてくださいたいと思います。

そして、同じように保育所の給食費165万7,000円なのですが、これは85ページの給食業務委託料が1,220万2,000円あります。これは、給食費というのは、前は材料費は個人負担みたいな感じで私は捉えていたのですが、委託料1,200万円のうち、材料費が165万7,000円なのでしょうか。そこを教えてくださいたいと思います。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番、大野議員さんのグラウンドの使用料、あとスポーツ交流館の使用料等についてのご質問でございますけれども、グラウンド使用料につきましては合宿誘致等の兼ね合いもございまして、目指すというようなことで増額計上でございます。また、スポーツ交流館につきましても、昨年条例改正等をいたしまして、それぞれ使用料が徴収できることになりましたので、そういうことがあり得るだろうということで計上いたしました。内訳を申し上げますと、スポーツ交流館ですと、それぞれに約1日というようなことでやるとその金額になるようなことでございます。

次に、学校給食費食材の関係でございますけれども、保護者負担の金額が全額給食費の費用として出ております。それに町の費用として5万円を上乗せして給食の購入材料費というようなことでなっています。ですので、あと学校給食費の補助につきましては、各個人のほうの口座に返すというようなことで、手続を半年に1度、4月から9月分まで、10月から3月分までを会計処理しているというようなことで、それについては食材に回すとかということではなく、徴収をしているもの、今現在小学校が3,500円、中学校4,100円ですけれども、給食費として12カ月いただけるものはいただいて、お二人以上お子さんが在籍している方については、その口座に個々に一応補助ということで、申請をしていただいてお返しをしているという補助をとっております。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

保育所長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○町田文利保育所長兼児童館長 給食費につきまして、保育所の給食費の関係ですけれども、歳入のほうの給食事業収入、保育所給食費負担金というのは、これは給食は保育所の場合、主食、それから副食というふうになっておまして、主食部分につきましては保育料の中で賄うと。副食分についての材料について負担金を徴収するという考えの中で、3歳以上の児童について月額1,750円徴収をしております。給食業務のほうにつきましては、業務の委託料として材料費、それから調理代というような形で支出をすることになっております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 ありがとうございます。そうしますと、給食費の滞納者の場合には、該当があってもそれは返さないという状況で考えてよろしいのですか。それを教えていただきたいと思います。

そして、横瀬町は、埼玉新聞の10市町村給食費値上げということで、埼玉県で一番金額が安いんですね。ですから、金額が安いということは父兄にとってはとてもいいことなのですけれども、材料費を余り取っていないという、食材的に安心なものなのですから、おいしいものにはなっていないのかなとか、私が横瀬中学校の事務職でいたときには、給食はとてもおいしかったのです。夏ミカンなんかも本当にみずみずしくておいしいミカンを出してもらって感動したことがあるのですけれども、ですから同じものでもぱさぱさなものとみずみずしいものというのでは値段が違うと思いますので、この給食費の値段について、今検討中ということになっているのですが、どのような形になるのか教えていただきたいと思います。

それから、保育所関係なのですが、165万7,000円は副食費ということで考えるということよろしいのでしょうか。

そして、この委託料なのですが、材料費と調理代、材料費は大体この委託料の中で何%ぐらいですかということも教えていただきたいと思います。

○関根 修議長 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○富田 等教育次長 4番議員さんの再度の給食費の関係のお尋ねでございますけれども、給食費の補助ということに対して滞納があった場合どうなのかということでお答えをしたいと思います。

滞納している方については、補助を出しておりません。

次に、横瀬町の給食費が安い、あと今後どうなのかというようなことでございますが、給食費の徴収においては、ほかのところでは、例えば秩父市さんなんかでいいますと11カ月の徴収というようなことになっておまして、決して横瀬町は安いという金額ではないかと思えます。その中でおいしい給食を提供していると実感しておりますので、試食を皆さん昨年9月もしていただいたかと思うのですけれども、非常においしい給食を提供していると思っております。

今後においてなのですけれども、消費税が上がるというようなことから、現在検討をしているというような状況でございます。消費税が当然上がりますと、年間において100万円ちょっとの金額が消費税として消えていくような感じになりますので、その対応を今後検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 保育所長。

〔町田文利保育所長兼児童館長登壇〕

○**町田文利保育所長兼児童館長** 保育所の給食費につきまして答弁をさせていただきます。

給食費の負担金については、一応副食代というふうになるかと思えます。

それから、委託料のほうですけれども、調理代、それと食材分ということで、大体半々ぐらいになっております。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** 19ページの戸籍住民基本台帳補助金の中で、何年か前に全町民に番号というか、ここの中で今回また番号制導入による住基システムの整備ということでうたわれて、国からこういうのが来てなるということです。

それと、以前に全部番号が振られましたよね。その関係を、よくわからないので、ちょっと教えていただきたいのですが。

○**関根 修議長** いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○**大場紀彦いきいき町民課長** ここにあります番号制度というのは、これから始まる制度でございます。その制度につきましては、番号制度は複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障、税制度の効率性、透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平、公正な社会を実現するための基盤でございます。今までありましたのが住基カード、住民基本台帳といいまして、それが何年か前に始まりまして、それにかわるものとしてこの新しい番号制度が始まるものでございます。今までのカードというか、これから平成27年の10月に新しい番号を個人の方に符番しまして通知いたします。その後、平成28年の1月から個人番号の利用、個人番号カードを交付するようになります。そのときに、今まで使っておりました住基カードにつきましては廃止というか、平成27年の12月まで発行し、平成28年の1月以降は発行しないようになります。既存の住基カードにつきましては、そのカードが10年間有効でございますので、10年間はそのまま使えるようになります。実際に今度の新しい番号制度に使える用途としましては、社会保障の分野としまして、年金分野で年金の資格取得、確認、給付を受ける際に利用ができます。労働分野としましては、雇用保険等の資格取得、確認、給付を受ける際に利用、またハローワーク等の事務等に利用ができます。そのほか福祉医療、その他分野としまして、医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用、福祉分野の給付を受ける際に利用します。あと生活保護の実施等に利用と、あと低所得者対策の事務等に利用ができます。そのほか税分野としまして、国民が税務当局に提出する確定申告書、届け書、調書等に記載をするようになります。そのほか当局の内部事務等に利用ができます。あと災害対策分野としまして、被災者の生活再建支援金の支給に関する事務に利用、被災者台帳の作成に関する事務に利用となっております。そのほか福祉、保健、もしくは医療、その他社会保障、地方税、または防災に関する事務におきまして、条例で定める事務につきまし

ては番号制度の番号が利用できるようになります。今までありました住基カードにつきましては、今申し上げたような用途が少なかったものですから、改めてこういう番号制度が始まるようになるものでございます。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

8番、若林スミ子議員。

○**8番 若林スミ子議員** ただいま説明ありがとうございます。この中で、用途が狭いので、住基カードはこれで終わりになるということですが、新しい番号制度というのは全ての町民に振られるものか。住基カードとの番号の間違いとか、長い番号にもなると思うのですけれども、その辺の間違いとかという形は全く関係ない、住基カードとは関係ないような振り方をお考えなのか、その辺をお聞かせください。

○**関根 修議長** いきいき町民課長。

〔大場紀彦いきいき町民課長登壇〕

○**大場紀彦いきいき町民課長** 新しい番号制度につきましては、今ある住民票コードを変換しまして得られる12桁の番号を個人個人に符番しまして扱うようになります。番号カードなのですけれども、15歳未満の方につきましては原則として発行しないものになります。個人番号カードの有効期限につきましては、カードを発行してから申請者の10回目の誕生日までというふうになっております。子供が生まれた場合は、生まれたらすぐ符番して渡すけれども、カードは発行できないような形になります。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** 13ページの町税の関係なのですけれども、この中の滞納繰り越し分が1,600万円ほど、これ全部足すとなるのですけれども、昨年も1,600万円台、その前の年も1,600万円台なのです。やはり税金については公平性ということから、できるだけこれはなくしていただきたいわけなのですけれども、この滞納繰り越し分の徴収の方法について、以前にも出たことあるのですけれども、課長さんから改めてお伺いしたいと思います。

あと、国保でも約1,000万円毎年出ているのです。だから、これも合わせると大変なことだと思うのですが、嫌な思いをしたり、夜討ち朝駆けはないでしょうけれども、大変だと思うのですけれども、ひとつ頑張ってもらいたいと思うのですが、対策をお伺いいたします。

○**関根 修議長** 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** 11番議員さんのご質問にお答えさせていただきます。

滞納繰り越しでございますが、その対応の仕方でございますが、一応とりあえず最初に督促状等を出してございますが、それでも納めていただけない方につきまして、翌年度に滞納繰り越しということで計上させていただきます。徴収をお願いするわけなのですが、催告書と申し上げまして、税金を納めてくださいというような文書を発送いたします。そして、納めていただける方でしたらそれで済むのですが、それでも納めていただけない方につきましては電話ですとか、あと訪問などをしまして、その方と接触を図

っております。そして、現状ですぐに税を納められるというのが無理な方につきましては納税相談を実施いたしまして、分割納付ということで、一つの期の金額でなく、少し分けた金額を入れていただくような方法をとらせていただいております。それでも、お会いできればよろしいのですが、お会いできない方につきましては昼夜を問わず訪問をさせていただいたり、電話をさせていただいたりしております。そして、それでも連絡がとれない場合ですとか、あと先ほどの納税相談をしまして分割納付などをお約束をしたにもかかわらず計画どおり納入していただけない場合には財産の調査などを実施させていただきまして、差し押さえ等を実施したりしまして、税の確保ということで、皆様からの大切な税金は財源でございますので、平等、公平に財源を確保ということで実施しております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○**11番 若林新一郎議員** ありがとうございます。1カ月ぐらい前だったか、県南のほうの、さいたま市ではなかったと思うのですが、何か差し押さえを強化するということが新聞にたしか載っていたような気がするのですが、横瀬町でここ数年、過去四、五年の間に差し押さえしたことはあるのですか。

○**関根 修議長** 税務課長。

〔島田公男税務課長登壇〕

○**島田公男税務課長** それでは、再質問にお答えさせていただきます。

実際町のほうでは差し押さえをしております。主なものとしては、不動産ですとか、あと預貯金、あと国税の還付金等を差し押さえしております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** まず、16ページですけれども、地方消費税交付金、説明では前年度プラス17.8%増ということなのですが、4月から消費税が3%ふえて8%になるということで、それにしてもこの伸びが多いと思うのですが、何か特別な理由があるかどうかお聞かせください。

それから、18ページですけれども、土木使用料のところですね。前年度に比べて49万3,000円少なくなっております。この中で、道路占用料か公共物使用料かわかりませんが、少なくなった原因ですね、それをお聞きしたいと思います。

24ページですけれども、委託金の中で県税事務取扱交付金の関係ですけれども、これから5月には自動車税を払わなくてはならないのですが、実際に役場出納室のところでは何件ぐらい毎年扱っているのか。できれば役場窓口で払ってもらえばその分町の収入になるので、そういったPRも必要ではないのかな、そんなふう思うのですが、その点について今までの経緯についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、25ページなのですが、ここに各基金の利子が掲載されておりますけれども、現在町で抱えている基金の中では財政調整基金が一番金額大きいのですが、これが1万9,000円で、地域福祉基金利子が7万8,000円で、この数字見たときにあれっと思ったのです。これどういう計算のもとにこういった預

金利子を算定したのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、27ページですが、諸収入の中で町の育英奨学資金の貸付金の元金収入ですけれども、出のほうを見ますと925万8,000円で、これだけ毎年、前年度より少なくなっていますけれども、650万円入ってくる。相殺すれば300万円ぐらいの原資があれば育英資金も賄える。前から申し上げたことがあるのですが、いまだに所得制限があって借りられない人もやはり横瀬町の中に多数いるのではないかと、そんなふうにも思います。この辺で育英奨学資金の貸付制度の見直しも図ってよろしいのではないかとというふうに思いますが、その点についてお考えをお聞かせ願いたい、このように思います。

それから、27ページの繰越金の関係なのですが、これ当初予算ですから前年度の繰越金が1億6,800万円予定されております。これは相当金額が変わってくるかなというふうに思うのですが、というのは、ことしの2月の雪害において、除雪費等も既に予備費を流用して行ったという話がありました。そうしますと、出納閉鎖までには会計上の整理をするのではないかと思うのですが、そうなってくると当然この繰越金は変動するかなと思うのですが、それはそれでいいのですが、どの程度繰越金がこの金額より減るのか、おおよそでいいのですが、教えていただきたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 ただいまの質問に対する答弁を求めます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 ただいま12番議員さんからのご質問に私のほうは順番に答えさせていただきますが、まず16ページの地方消費税交付金、前年に比べて大分増額しているという点でございますが、この辺につきましては、国のほうで毎年地方財政計画を立てております。その地方財政計画をもとに県から示された指数がありまして、それをもとに計算し、見込んでいるところでございます。消費税の前にあります株式譲渡の交付金とか配当割交付金とかその一連につきましては、県の支出に基づいて見込んでいるところでございます。

続きまして、24ページの県税事務取扱交付金でございますが、取り扱いの件数につきましてはちょっとここに資料としてはございません。昨年の実績でございますが、収納の額が1,897万9,800円出納室のほうへ納めていただいております。その1,000分の20という平成25年度の実績ですが、その実績の数値ということで、平成26年度見込んでおります。

続いて、27ページの繰越金でございますが、予算的には昨年より増額しているわけでございます。ですが、2月の大雪のため、大分予備費等を充当して支出しているところです。現在1,300万円近く予備費を充当しているところでございます。まだ途中までですので、今後も雪の関係、除雪費用もまだ残っていますし、いろんな経費があると思います。その辺で繰越金の額が減額になってくるかと考えているところでございます。

私のほうからは以上です。

○関根 修議長 参事兼会計管理者。

〔田端啓二参事兼会計管理者登壇〕

○田端啓二参事兼会計管理者 それでは、私のほうから県税の事務取扱交付金、今まち経営課長のほうから

ご説明があったとおりでございまして、この関係につきまして、先ほど12番議員さんのほうからその辺のPRというか、これをもっと利用していただいたほうがいいのではないのかというようなことがございました。その関係につきまして、職員につきましては掲示板を使いまして窓口で納めるように周知はしてございます。

それと、財産収入のところの利子及び配当金、この中で各基金の利子を計上させていただいてございます。この関係につきましては、さきの文教厚生常任委員会で出納事務についてというようなことで、この歳計現金及び基金の保管というようなところでこの辺の運用の仕方について、運用の方法について説明はさせていただきました。繰り返しになりますけれども、まず基金等の保管につきましては指定金融機関、その他の確実な金融機関への預金というようなことで、指定金融機関につきましては武蔵野銀行横瀬支店が指定金融機関と。それと、そのほかの、秩父市内がほとんどになりますけれども、市内にある各金融機関が収納代理金融機関というようなことで、それぞれの指定金融機関と収納代理金融機関に預金をして資金の運用をさせていただいております。それで、ご存じかと思えますけれども、ペイオフというようなことがありますので、この運用に当たっては、国債、地方債、政府保証債権等の元本の償還及び利息の支払いが確実な証券の現先現金というのが地方自治法の中でも決まっておりますので、それに基づいて各金融機関からの横瀬町として借入れをしている金融機関もございまして、その辺の調整等も考えて資金計画を作成いたしまして、それに基づきまして資金の運用はさせていただいております。

それで、ご質問の財政調整基金が1万9,000円、それと地域福祉基金ですか、これが7万8,000円というようなことで、この辺の差のご質問かと思えますけれども、地域福祉基金につきましては、現在のところ、平成26年の1月31日現在になりますけれども、定期預金で運用をさせていただいております。財政調整基金につきましては、定期預金あるいは決済性の預金、これは無利息になるのですけれども、決済性の預金というようなことで分けて運用させていただいておりますので、このような数字の開きになっております。

以上でございまして。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 続きまして、私のほうからは土木使用料の関係で、49万3,000円の減になっている、これはどういうことかということでご質問いただきました。この関係につきましては、道路橋梁使用料と住宅使用料に分かれておまして、道路橋梁使用料の関係につきましては、昨年とほぼ同額の金額になっております。町営住宅使用料の関係でございまして、その使用料に関しましては、今年度中に2世帯が退去なさいましたので、それらの金額が55万4,000円昨年度と比べて減額になっております。それらが原因だと思っております。

以上でございまして。

○**関根 修議長** 教育次長。

〔富田 等教育次長登壇〕

○**富田 等教育次長** 12番議員さんからの奨学金の関係のお尋ねでございまして。今年度は55名を予定をしておまして、返還者ということで予算を組ませていただきました。去年が57名というようなことで、学校を卒業して、1年経過を経て10年間で返還をするというようなことで、今年度借りる方は25名予定してお

ります。それぞれの私立大学であるとか公立の大学であるとか年額が異なりますので、それによって差額が出るということをご了解いただければありがたいと思います。

それに基づきまして貸し付けの関係でございますが、確かに保証人等において所得がないとそれが担保できないというようなことがありますので、そういう方については保証人になれないというようなことになっております。そんなような運用でございますが、町は貸すものですから、どうしても取れなくては困るというようなこともございますので、今後またその辺を含めまして検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** まず、16ページの関係ですけれども、県のほうから示されたということで、単純に考えますと、地方消費税の交付金、消費税が5%から8%に引き上げられる。その結果、これも3%、それ以上ふえるのかなとは思っていたのですけれども、かなりふえていますので、町としては示された数字をもとに計上するだけなのか、その辺がよくわからなかったのですけれども、いずれにしてもふえる要因はやはり消費税の引き上げに伴う交付金のふえ方かなと思ったのですが、単純にはそうはとれないということなのか、もう一度その点をお聞かせ願いたいと思います。

それから、土木使用料の中での関係ですけれども、先ほど建設課長から説明をいただいたのでわかりますが、そうしますと今後の町営住宅のあり方の検討もかなり進んでいるかと思うのですが、その辺については今どんなふうに進んでいるのか、その辺をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

あと自動車税の関係については、ぜひ役場の窓口で払ってもらうように周知をしていただきながら、できる限り、金融機関に払えば金融機関の手数料になってくると思いますし、できるだけ町のほうに払ってもらうように働きかけをお願いしたいと思います。

それから、繰越金の関係につきましては、先ほどの説明でわかりました。多分そうではないかなというふうに思っておりました。

あと預金利子の関係なのですが、この間基金のあれもずっと見てきまして、財政調整基金が一番変動があるのですけれども、少なくとも地域福祉基金ぐらいの、多分4,000万円とかだと思うのですが、半分ぐらいは短い定期なら定期に積めばもうちょっと有利になるような気もするのですが、これは変動があるので何とも言えないのですが、運用の仕方については大きな金額を有事に動かすのが必要な、そんなふうにも思っていますし、その辺はまた例月出納のときにも何回も申し上げているので、ぜひ、水道事業との兼ね合いもあると思いますけれども、この辺の運用の仕方についてはやはり早急がいい方向を導いていただきたい、こんなふうに思います。

あと育英奨学資金の関係ですけれども、所得の制限を、今もありますよね。なくなったですか。それならいいのですが、過去の例としては借りている人が亡くなったり、そういう事故もありましたけれども、ほとんどが順調に返してもらっていると思うので、ぜひその辺の育英資金の活用についてもそういった制度をより活用できるようにPRをさらにお聞かせ願いたいと思います。これは要望で結構です。

○**関根 修議長** 質問に対する答弁を求めます。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 地方消費税交付金ですが、5%から8%にふえたということは、実際の金額としては1.5倍以上ふえるということになって、実際国と地方の配分が同じ、変わらなければ7,300万円がもっとふえるのではないかと。8,600万円よりもっとふえるのではないかと期待はしたのですが、5%から8%に上回った3%分の国と地方の配分が思ったより地方に厚くなかったと。国のほうが福祉に使うということで取り分が多かったということで、そういったところから計算したものが国のほうから示されたのが8,600万円程度だったということで、多少これは思ったほど伸びがなかったなというふうには理解しています。

もう一つの基金の運用なのですが、いろんな運用の仕方があって、例えば全部一つ一つ定期へ積むということではなくて、例えば総額で考えるといろいろな方法があると思います。そういった方法を、少しいろんな方面の運用の仕方を研究して、検討して、また生かしていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 若林議員さんの再質問でございますけれども、町営住宅の今後のあり方についてということで、検討をどのような形で進んでいるかというご質問でございます。今町営住宅は、全世帯で22世帯の方が入っておられます。その22世帯の中でかなり老朽化しているもので、今後どうするかということで今検討をしている最中でございますけれども、町営住宅に関しまして、特に町としましては子育て支援、そういったことに対して重点を置いて、民間住宅の活用とか、あとは入居に対しての支援、そういったことに対してどのような形で対応していったら皆さんが一番利用しやすいかということで検討を進めているという状況であります。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、ここで歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたがお受けします。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 1点ですけれども、歳出の中で、臨時職員相当数おります。思うのですが、臨時職員の場合に、1時間当たりの単価がまちまちなのです。県の最低賃金が790円ぐらいになっていまして、一番安い時間当たりが810円だったかな、それから900円とか930円、1,000円、いろんな形があります。この辺を何とか町としては、それぞれの仕事の分野が違うのでいろいろ大変でしょうけれども、もうちょっとある程度基準的なものを明示して臨時職員の活用を図るべきかな、そんな気がしておりますけれども、そのことについてちょっとお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 最低賃金は当然守っております。職種によって時給が違うのですが、職種以外については差は設けてございません。

それから、臨時職員等の活用なのですが、需要と供給において、近年では募集に対して応募者が年々少なくなっています。多いときもあれば少ないときもあるのですが、年々というか最近は少なくなっています。多いときもあるのですが、そういった面で役場のそういう給料というか待遇が他に比べて悪くなっているという認識は持っています。そういった面で、優秀なそういう臨時職員を募集するに当たって、もう少し賃金の見直しが必要になってくるのではないかなという考え方ではあります。それが全体の職員の中でどう位置づけるかとかどういう比率にするかといった面についてはまだまだ総合的に考えてはないのですが、そういう役場の待遇についてはちょっと低いかなという認識を持っているということでございます。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 職員のところでお伺いさせていただきます。

165ページなのですがすけれども、級別の職員数がここに載っておりますけれども、級別でいくと1級から6級まで、見るとやはりかなり人数的にはばらつきがあるということだろうと思います。年代別でもかなり一定の年齢に固まりがあったりとかということですので、先々これをならしていくですとか、あるいは中長期的に一番いい形にしていくようにやっていくということは必要だと思うのですが、その点はどうか考えておられるかというのが1点と、それと平成26年度に当たって、大分また業務のバランス、内容も変わってきていると思いますので、各課の配置というのでしょうか、どこにどう厚くするのか、重点を置くのか、バランスをとるのか、特定の個人に過度な負担がいくのもよくないと思いますので、その辺をどうか考えておられるかという2点お伺いします。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 今回の質問の内容は、どちらかということ年齢構成等によって偏在しているということからどうならしていくかという質問が1つあったと思うのですが、特に職種によって年齢構成がベテランから若い人という感じでバランスがとれていけばいいのかなということでは考えています。それをならしていくという感覚よりも、どちらかということ必要な人材をとっていくと。町が求めている能力を持っている人を採用等をするのが最も重要だということで、結果的に年齢構成等がよくなればいいけれども、それだけで採用するというふうには考えていません。

もう一つ、町の主力として今頑張っている事業について、今年々人員を厚くしているという状況です。特定の個人に負担がかかっている面もあるのですが、その辺について年々改善しております。そういった忙しいかなという状況の課については人員をふやしているという状況です。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

1番、富田能成議員。

○1番 富田能成議員 どうもありがとうございました。最初のところで年齢構成のところ、副町長のおっしゃるとおりだと思います。現実的に今は臨時雇用の方がふえてきていて、言ってみれば即戦力のスペシャリストの比率が非常に高いのだと思います。ただ、一方で、1年ということではなくて3年とか5年と

か長い期間で町を支えるゼネラリストというのでしょうかね、そういう人たちを育てていくという発想は非常に大事だと思うのです。だから、短期的に今足りないものを対症療法でふさいでいくということと同時に育てていくという観点をぜひ柱で持ってやっていっていただければと思いますので、これ要望です。よろしく願いいたします。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 1点お願いします。

今回のページ的には167ページなのですが、退職手当の支給率が低くなっております。それで、支出のほうでも35ページを見ますと、7,500万円が5,500万円になって2,000万円ほど少なくなっている状況のようです。退職手当というのは、金額が全部税金で賄われているものなのですが、これは1点として人件費に入るのかということが1点。

それから、退職手当組合というのがなかなかこの予算書を見ると見えにくいのですけれども、退職手当組合のほうにお金を毎年毎年積み立てているのですけれども、今の低金利時代で現在退職手当組合のほうの状況というのは大丈夫な状況になっているのでしょうか。それがなかなか見えないので、教えていただきたいと思います。掛金で退職金全体を賄えるような経営状況になっているのでしょうかということが1点です。

あとそれから、これを見ますと給料等には特別職が載っているのですけれども、定年退職とか退職手当のところの支給率には特別職というのは書いてありません。この特別職についてはどのようになっているのか、教えていただきたいと思います。

以上です。

○**関根 修議長** 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** まず、1点目でございますが、2,000万円去年に比べて低くなっているということでございますが、これは退職者によって随分違いますので、去年は多くてことしは少ないというか、平成25年度多くて平成26年度少ないということの2,000万円でございます。

それと、人件費に入るかということですが、先ほど議員さんもおっしゃっていましたが、退職金に関しましては総合事務組合のほうに掛金をかけております。歳出は総合事務組合のほうからしております。ということで、町の歳出にはありませんので、人件費に入らないということです。

それと、未来は大丈夫かということなのですが、総合事務組合でもう全国的な組織でございますから、その辺は考えてやっているものと期待しているところでございます。

それと、特別職のことですが、これは一般職員の場合には、月数で給与費明細のほうに入ります。特別職に関しましては、月数でなくて総合事務組合の例規にありまして、給料月額に一定の率を掛けて算出していくということになっておりますので、特に給与費明細のほうには、地方自治法の規則に載っている常識でございまして、特別職のものがありませんので、ここには載せておりません。

以上でございます。

○**関根 修議長** それでは、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時42分

○**関根 修議長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁漏れがございますので、総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 先ほどの特別職の退職金の一定率という話をちょっとしましたけれども、その細かい数字ということでご説明させていただきます。

特別職に関しましては、町長、副町長、また給与上では一般職ですけれども、教育長に関しましては、4年ごとに48月で退職金が出ます。ということで、48月に長の場合が、総合事務組合の市町村職員退職手当条例というものがございまして、その中に載っております。まず、町長の場合が率が100分の35、副町長の場合が100分の21、教育長の場合、100分の20という率があります。それで、あと一定ですけれども、調整率ということで100分の115、これを48月に掛けまして、各町長、副町長、教育長の退職金の率が出ます。それに月額を掛けていくということで退職金になります。ということで、給与明細表には載っていませんけれども、この条例に基づいて総合事務組合のほうで実際払っていただいているということでございます。

以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 説明をありがとうございました。

1点なのですが、今回職員のほうの退職手当の支給率は下がったのですが、特別職のほうは今回は下がっているのでしょうかということです。

あとそれから、2点になってしまって申しわけないのですが、これらはどうしても目につかないというのですかね、私もよくわからなかったのですが、情報公開の時代ですので、地方自治法にも各自の自治体でやるということですので、これはやっぱり職員は公開しておりますので、特別職についてもどこかのところで公開をしていただいたほうがいいのではないかなと考えますが、その辺どうでしょうか。

以上です。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 再質問にお答えさせていただきます。

総合事務組合の条例は変更がありませんので、率は下がっておりません。

それと、先ほどちょっと申しましたけれども、支給に関しましては、総合事務組合のほうに掛金を払っておりまして、支給は総合事務組合のほうでしていますので、予算書の給与費明細にはこれは入らないと

というのが決まりといたしますか、なっておりますので、ここには入っていないということでございます。  
以上でございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 確認で教えていただきたいのですが、そうしますと一般職の組合と特別職の組合と  
いうのは全然違うものと考えていいのですか。お願いします。

○**関根 修議長** 総務課長。

〔柳 健一総務課長登壇〕

○**柳 健一総務課長** 申しわけありません。一般職も総合事務組合のほうに組合員として入っております。  
ということで、先ほどちょっと説明がおかしくなりますけれども、一般職のほうは率を給与明細で示して、  
特別職のほうは示していないという例にのっとってやっているということでございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で議案第15号に対する質疑を終結いたします。

本休憩としますが、ちょっと先ほどの請願の話がありますので、ちょっと5分ばかり議員の方はお残り  
願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

再開は1時といたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 零時58分

○**関根 修議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、日程第2、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算に対する質疑に移り  
ます。

便宜上、初めに歳出全般について質疑を行います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、歳入全般に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑はございませんね。一応歳入歳出全般にわたり質疑漏れがありましたら伺いますが、  
なしでよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、議案第16号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第3、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 ページ数は、要するに予算書なのですが、実は今年度の予算、6億1,500万円ですが、これが対前年91%なのですね。対々前年度95%。要するに何が言いたいかというと、平成20年から介護はずっと上がってきているのですよね。それで、ここへ来て91%、約9%ほど下がっているのですけれども、ずっと上がってきたものが1割近く下がり、一つは大丈夫かなという気がするのですけれども、その辺お伺いしたいと思います。

○関根 修議長 健康づくり課長。

〔高野直政健康づくり課長登壇〕

○高野直政健康づくり課長 ただいまのご質問に答弁させていただきたいと思います。

ただいまのご質問の中で、介護保険特別会計事業費の費用が平成20年から総体的に右肩上がりになっているのだけれども、今回8.6%、対前年度で91%ちょっとの金額で大丈夫かというお話でございました。介護保険特別会計の事業につきましては、3年に1度の介護保険事業計画をつくらせていただきまして、その事業計画に基づきまして、当初予算またそれぞれの繰入金とかそういうものを決めさせていただいております。今回の予算編成に当たりまして、第5期の介護保険事業計画に基づいて本来ですと計算させていただくわけなのですけれども、今回が3年ごとに見直す最後の年ということで、前年の実績等を見込みましたところ、本来ですともっと金額的には高い、これの約1億円ほど高いような事業計画ではつくられてあったわけなのですけれども、昨年度の、昨年度というか平成25年度の事業実績等を見まして、平成26年度につきましてはこのぐらいの金額で何とかなるのかなということでさせていただきまして、平成25年度の3月の補正のときにも減額を大幅にさせていただきました。そういう意味で、何とかなるであろうということで、今回事業費を実績に基づいてつくらせていただいたということでこういうふうな金額になりました。よろしくお伺いしたいと思います。

以上です。

○関根 修議長 他に質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、以上で議案第17号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第4、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、以上で議案第18号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第5、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で議案第19号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第6、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算に対する質疑に移ります。

質疑は歳入歳出全般にわたりお願いします。

なお、質疑の歳はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** お願いします。この特別会計予算が新規に出ましたということなので、特別会計が多くなるということは町にとっても大変な負担になると思いますので、ちょっと詳しく教えていただきたいと思います。

それで、説明を幾らか聞いているのですが、よくわからないのが、これは今までの単独のものはどうなるとか、使用料の設定をどのように考えているのか。今まで合併浄化槽を町のほうに寄附するというのですか、移管するということなのですから、100%自分のお金でつくったものを寄附するというふうな感覚を町民の方に訴えていくのは相当丁寧な説明が必要だと思います。そして、使用料についても、毎年二、三万円はかかっていると思うのですけれども、それを水道料に、公共下水と同じように水道料プラス下水道ということでお金を転嫁していくのだと思うのですけれども、それも住民の方に丁寧に説明していただかないと理解を得られないと思いますので、その点をどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

そして、この特別会計というのはお水をきれいにすることが大前提だということで、理想的な話としては本当によくわかるのですが、官は官、民は民というふうに、自助でできるものを公助ですというふうな形に捉えますので、そここのところの、これをやるとお水がきれいになっていいと思うのですけれども、公助のほうが多くなって大変ですよねという感覚があるのですが、その点についてお願いいたします。

○**関根 修議長** 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○**町田 勉上下水道課長** それでは、4番議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

初めに、この浄化槽設置管理事業特別会計につきましては、平成26年度新たに設置するものでございまして、初めの質問で今までの単独浄化槽とかはどのようになるのかということなのですから、今まで補助金として浄化槽は整備しておりました。その補助金の関係につきましても、国のほうの方針が補助金から市町村設置型に移行しつつあります。現在も国の補助金につきましては、新規及び単独浄化槽、くみ取りからの転換につきましても補助金が出ておりますが、県補助金につきましては現在転換のみしか出ておりません。その辺もありまして市町村で整備する補助金ということなのですから、単独浄化槽を設置し

て、今補助金をもらって設置しているわけなのですけれども、今後10月から始まる制度につきましても、単独浄化槽の方はその転換費も出ます。処分費も出ます。それプラス浄化槽につきましては町で設置しまして、使用料という形でお願いするという形になるかと思えます。その使用料なのですけれども、毎月の下水と同じような方で使用料をいただくというものなのですけれども、説明の中で冒頭申し上げたのですけれども、この補助金というのが町で設置した場合、国庫補助金、県補助金、地方債という形でその工事に当たります。その地方債の2分の1の分は交付税算入されるのですが、2分の1は使用料という形でいただくというものです。それにつきましては、今までの補助金ですと、どうしても法定定期検査を受けている方の率が大幅低くなっております。ということは、水質のほうもきれいにならないで排出しているという可能性があるかと思えます。その辺を市町村設置型でしたら法律どおり検査等も十分できるというような形になっているかと思えます。使用料の算定なのですけれども、これから6月に浄化槽の設置管理条例を出していかなくはなのですけれども、今のところ公共下水道のほうの使用料等も勘案して、そちらとの関係が不公平にならないような形で毎月の料金を設定していくことを考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

○関根 修議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 浄化槽設置管理事業の関係ですけれども、今4番議員からの質問にもありましたけれども、今後10月からこの形でやっていくということなのですが、私は使用料についても幾つかのケースがあるのかなという、そんな気がするのです。要するに町の補助金を使って設置した人、あるいは単独で設置をした人、今回のこのような形の設置の仕方。それと、特定環境公共下水道の恩恵を受ける人、そういったのがもろもろありますけれども、まず1つ目がこういった公共下水道を横瀬町が導入するに当たって、長い間議会のほうでも特別委員会等をつくったりいろいろ調査研究してきて、議会の意見も相当取り入れて、現在の公共下水道も踏み切ってきたわけです。そのときも合併浄化槽の設置に対する補助のこともいろいろと議論がされてきました。最終的には町が全て管理するような形ということで、大変いい形になってきたと思うのです。ただ、その当時からも、やはり町民の負担の公平化、あるいは町の恩恵の受け方とかいろんなことが話されてきました。私は、できれば、今特別委員会ありませんけれども、所管の委員会等でもうちょっと議論を深めておいてほしかった、そういうことが1点希望としてありました。それと、不公平感を起こさないような形というのをやはりある程度、執行部側の試算的なものとか検討されてきた内容とかそういうこともお聞かせいただきたいと思うのです。当時の計画でいきますと、年間70基ぐらいをめどに特定環境公共下水道とあわせてやっていくということで計画が当初されたのですが、この方式でいってもどの程度合併処理浄化槽の設置が進めていけるのかどうか、その辺がまだちょっと予測もつきませんが、ここのところ非常に合併浄化槽の設置が下火になっておりました。ぜひ当初計画のように70基前後ぐらいの計画を打ちながら取り組んでいただかないと、まだまだ公共下水道の区域外のところ相当数残っております。その辺のことについてどのように検討されておるのか、そのことも伺わせていただきたいというふうに思います。

それから、4月から9月までが旧来型の取り組みになっていると思います。その辺はどのような予測を持って予算措置がなされたのか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、12番議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

何点かあったのですけれども、今回の浄化槽の設置管理事業を進めるに当たって委員会等で、また下水道のときは下水道特別委員会等があったというようなお話もありました。確かに急なことと言えば急なことなのですけれども、今回所管の委員会に対しては公共下水道とあわせて、12月だったですかね、多少説明させていただいた程度にとどまっております。その辺はもうちょっとしていけばよかったかなという感じはしています。

それと、下水道とのバランスというのですか公平感、それにつきましても、使用料は公共下水道の区域の方と不公平にならないような形で使用料を定めていかななくてはならないのだと思います。

あと、補助金で実施している関係なのですけれども、確かに今までは年間70基とかそのぐらいができたのが現状かと思えます。ただ、例えば今年度の実績を見ますと、補助金で実施したのが24件です。内訳ですと、新規が12件、単独から合併浄化槽が8件、くみ取りからが3件というような内訳で、そのぐらいの数値になっております。それで、平成26年度9月までは補助金ということなのですけれども、それはとりあえず10基ほど予定しております。それで、今度の浄化槽の設置管理事業につきましては10月からということなので、20基分ということで予定しております。議員さんのおっしゃるように、まだ調べるとかなりの数の単独浄化槽等が残っております。ただ、最近ある程度補助金で実施する家庭につきましては実施して、残りが以前に比べれば少なくなっている状況ですので、その辺の実績等を見まして数に対しては予算計上をさせていただきました。ちょっと答弁漏れがあったら申しわけないです。

以上でよろしく申し上げます。

○関根 修議長 副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○渡辺利夫副町長 国、県から町設置型の合併浄化槽の検討過程なのですが、もう3年ぐらい前から国や県の指導で設置型に移行してほしいという、そういった打診がずっとありました。町としても、今下水道事業の効率性というのがいろんなところでささやかれておりまして、町財政の圧迫につながるとか、あるいは横瀬町のような地形が平たんではないところで余り大きな下水道事業を展開するのはよくないというような話もいろいろいただいたり、そういう全国的にも町単独の下水道事業の見直しが図られているという状況があります。

それと、もう一つは、今合併浄化槽への転換がなかなか進まない。特に町としていろんな補助金を使って上乗せをしたりいろいろ努力したのですが、なかなか進まないという状況があります。そういった中で、町が設置するということで、今の現状を打破していこうという考えには今傾いていたところなのですが、県のほうからもう今年度乗らないとそういった枠組みから外すよという話がありましたので、多少急遽検討して、それでは町設置型の合併浄化槽事業を始めるかというところに至って今回予算の計上等をしたわけですが、議員がおっしゃるとおり、これに当たっていろいろ意見を伺うとか、あるいは広報するかそういった面でまだまだおくれがあるというふうには認識しています。そのため、今後この事業を展開するに当たりまして、また使用料をどうするかとか、あるいは寄附のものをどうするかとか、先ほど議員

が言われたとおり、大半補助金を使って設置した合併浄化槽なら寄附も問題ないと思いますが、自分のお金で設置した合併浄化槽についてはいろいろ抵抗があると思います。そういった中で、いろいろそういう不公平にならないような検討を加えていきたいと思います。今回予算に上げた事業は、大体20基程度を想定して、どちらかというと単独浄化槽とかくみ取りとかを合併浄化槽に転換するのに町が設置型に変えていこうというような予算で、今町全体の合併浄化槽を寄附してもらって事業を実施していこうというだけのまだ予算は組んでいません。ということで、今年度は特に転換のほうへ力を入れて設置型を押し進めていきたいと思います。今後、先ほど言われたような今設置されている合併浄化槽をどのように町設置型に組み込んでいくかについては、また皆さんの意見を聞きながら進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○**関根 修議長** 12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** この浄化槽設置管理事業の関係で、まず早い時期に寄附をしてもらったり、使用料についても、これ5人槽、7人槽とか分かれているのがあります。公共下水道のほうは水道料金に比例してということになってはいますが、果たして水道料金に合わせて設定するのか、人槽分に合わせてやっていくのか。

それと、これからのことですから、もう既にみんな高度処理型になっていると思うのですが、その点も高度処理型の合併浄化槽に変えていくということがよろしいかと思うのですが。それと、やはり公共下水道に係る費用、それに対する町の負担、これがこれからも相当かかってくるのですね。やっぱりそこの兼ね合いもある程度納得のいくような形で使用料等の設定をしてもらわないといけないのかなという、そんな気がします。6月ごろには条例制定ということでもありますので、これは今年度の予算執行上だけでなく、これからの将来を見据えた中での条例でないといけないと思いますので、その辺も十分な検討を加えていただきたいというふうに思うのです。ですから、幾つか高度処理型で対応していくのかとか、公共下水道との兼ね合いとかそういうことも考慮に入れた中で条例を制定してもらえるかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○**関根 修議長** 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○**町田 勉上下水道課長** それでは、お答えさせていただきます。

まず、高度処理型浄化槽にということなのですが、一応高度処理浄化槽ということで考えております。公共下水道との兼ね合いということなのですが、その辺の使用料につきましても公共下水道の方との不公平感が出ないような使用料の設定ということで考えていきたいと思っています。

以上です。

○**関根 修議長** 他に質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で議案第20号に対する質疑を終結します。

続きまして、日程第7、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算に対する質疑に移ります。

初めに、8ページから16ページまでの収益的収支に対する質疑を行います。

なお、質疑の際はページ数をお示してください。

質疑ございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 8ページ、9ページなのですが、例えば1項の営業外収益、このところに長期前受け金戻入2,130万円とか、それからその下の5番の消費税及び地方消費税還付金、また下の飲料水供給関係を営業外収益のところに長期前受け金の戻入とあるのですが、これが要するにこのページで言えば地方公営企業会計基準でのってきたということで解釈していいですか。それが1つ。

それから、もう一つ、消費税については、後ろのほうの注のところで会計処理は税抜き方式によっているというふうなことが43ページの一番下です、書いてあるのですけれども、当然消費税もお金が動いて伴ってくると思うのですよね。その場合、消費税入ってくるのも、あるいはまた納税する分もあるわけですが、それは実際どんなふうなことになるのかということですね。

議長、済みません、第3条関係ですよね。今3条関係ですよね。

○関根 修議長 8ページから16ページの収益的支出……

○11番 若林新一郎議員 いいです。とりあえず以上。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、11番議員さんの質問に対してお答えさせていただきます。

初めに、8ページの関係ですが、長期前受け金戻入について、これが新規に新会計制度になって入ってきたものです。議員さんおっしゃいますように、今までこの長期前受け金戻入につきましては資本余剰金として整理されていたものです。これが新会計制度になって、長期前受け金戻入という形で入ってきております。

それと、43ページ、消費税及び地方消費税の会計処理の関係なのですけれども、税抜き方式ということになっているのですけれども、8ページからの収入、例えば給水収益、水道料につきましては、これは消費税が含まれております。この予算に含まれているのですけれども、こちらの処理になると税抜きで処理するような形になっているかと思えます。

以上です。

○関根 修議長 11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 処理では抜きだけれども、実際に動いているときには消費税というのは入ってくるのではないのですか。非課税ですか。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

消費税の関係なのですけれども、実際に水道等で収入するときには消費税入っております。その後の処理する段階で税抜きとして処理しているという形かと思えます。水道料金等におかれましても、料金表につきましては、例えば10立方まで1,300円とあるのですが、それに対して消費税を掛けた額でいただいているような形になっております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 要するにお金が入ってくるわけでしょう。入ってくるわけでしょう。そうしたら、それを今度は文書として表の中にあらわすとか、いずれはそういったことも出てくるわけですよ。全く消費税の分というのは入ってきて、それが出てくるという通過だけで処理してしまって、この書類には残らないのですか。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 お答えさせていただきます。

消費税の関係なのですけれども、水道料等でいただく場合は消費税当然入っています。仮受消費税と仮払消費税を最終的に計算しまして、それに対して消費税を納めなくてはならないか、また還付があるかということで処理させていただいております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○4番 大野伸恵議員 お願いします。8ページなのですが、給水収益、これ後ろのほうのページで加入者分担金が28件あるということで、説明では赤谷地区という形だったのですが、28件入っても水道の料金的なものは全然関係なく過ぎてしまったのかということが1件です。

それから、14ページの広域化準備室運営費とかがあって、今広域化を準備していただいているらしいのですが、そうしますと飲料水供給事業が今後広域化のときにどうなるのかということが1点。そして、もっと小さなところも、飲供にも入っていないような小さなところもあるのですが、それらについてはどのようになるのかを教えてくださいたいと思います。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、4番議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

今初め8ページと言ったのですか、赤谷地区の分担金ということでよろしいのでしょうか。

〔何事か言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 その水道料につきましても、その辺も一応勘案して、この水道料金のほうの予算を計上してございます。

それと、今度広域化についてのご質問でございますが、今うちのほうの水道の場合、飲料水供給事業として初花がございます。それにつきましては、平成26年度の予算の中で説明欄とかには載っていないのですけれども、平成26年度中に初花の飲料水供給事業につきましては上水と一緒にするような方向で進めるように考えております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

12番、若林清平議員。

○12番 若林清平議員 14ページにあります委託料なのですが、これはどういったところに委託をし、指導助言をいただくのか。もう既にこういった会計予算ができて、まださらにこういった委託料が必要なのかどうか、その辺ちょっと教えてください。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

14ページの新地方公営企業会計導入に係る指導助言の委託料のことについてでございますが、平成26年度から新公営企業会計システムになるわけなのですが、この決算があります。主に決算等につきまして指導助言ということで委託を考えております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

場所ね。どういうところで。

上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 答弁させていただきます。

一応今のところこういう関係をやっているところなのですが、トーマツという会社がございまして、そちらを考えております。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、次に17ページの資本的収支から最後までに対する質疑を行います。

質疑ございますか。

8番、若林スミ子議員。

○8番 若林スミ子議員 19ページのソフトウェアの購入費で配水管路図システムを職員の人でつくるのか、何人ぐらいの方でやるのかという。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

19ページの配水管路図システムということなのですが、現在うちのほうの管路図につきましては紙ベースで実施しております。秩父郡内の市町村を見ますと、うちのほうと小鹿野町以外は既に管路図のシステムが導入されておまして、今後広域化等に向けまして、それまでにうちのほうと小鹿野町につきましてはシステムを導入する方向で進めておまして、そのソフトウェアの購入費ということになります。

〔「職員の……」と言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 これは、幾つかの品目にわたって出てくるかと思うのですが、結局は委託料であったり購入費であったりということで、システムを導入するということでご理解いただきたいと思っております。

〔何事か言う人あり〕

○町田 勉上下水道課長 資料は今紙ベースであるのですけれども、その資料をもとに入れていくということでございます。

以上です。

○関根 修議長 他にございますか。

11番、若林新一郎議員。

○11番 若林新一郎議員 20ページのキャッシュフロー計算書なのですが、これの1番目に1,335万円の当年度純利益、それで赤字になっているのですね。この数字がどこから出てきているのか教えてもらいたいというのが1つ。

それから、32ページ、ここに5番に繰り延べ収益というのが、これ新しく入ってきたのですかね。ここに長期前受け金等1、2が長期前受け金の収益化累計額とあって、同じ項目がいろはにほへと、並んでいるのですね。類型のほうはみんな三角、赤なののですけれども、ちょっとこの辺の意味が私まだよくわからないので、ここのところを説明してください。

あと、繰り延べ収益があるのだけれども、繰り延べ負債というのはあるのですか。

それから、次が34ページ、これ最後です、の上から7番目ぐらいにいろはにの「に」がありますね。当年度未処分利益剰余金4億1,735万8,000円であるのですが、これの42ページに平成25年度の当年度未処分利益剰余金2,116万円載っているのですね。そうすると、平成25年から平成26年、えらい、20倍ぐらいなのですか、三角が3億9,600万円ほどの差額で平成26年になっているのですね。本当にこうなるのですか。平成25年が2,116万円、それが今度平成26年になったら4億1,700万円からなるのですけれども、この辺の3億9,000万円からの差が出ている。この辺ちょっと説明していただきたいと思います。

○関根 修議長 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○町田 勉上下水道課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、20ページの関係なののですけれども、当年度純利益がマイナスになっているということなののですけれども、3条予算の場合、予算を組むときは収入、支出同額ということで予算が組まれているわけなのですけれども、今度新会計制度になりまして、マイナスになるのは予備費を含めて支出を全部使ってしまうとこのようにマイナスになるということです。実際の決算においては不用額等が出ますので、これよりはマイナスは少なくなると思います。

それであと、32ページの関係ですか、長期前受け金につきましては、今まで、先ほども言ったのですが、資本剰余金という形で今までの会計処理していたのが、このようないろんな費目にわたって整理されているかと思っています。それで、長期前受け金収益化累計額とかマイナスになっているのがあるののですけれども、これにつきましては今までみなし償却として処理されていたものでございます。そして、今までの会計処理ですとみなし償却もしないで置いてあったものもでございます。その辺の関係を処理した関係でございます。

それで、34ページの当年度未処分利益剰余金4億1,700万円ということなののですけれども、今までみなし償却しなかったものがありました。それをここに数字が乗ってくる関係で、議員さんのおっしゃって

ますように、前の年度の同じ欄を見ますと2,116万円という数字があるかと思ひます。それに対してみなし償却を今までそういう処理していたものを数字がここへつてきていてる関係で、逆に資本余剰金につきましては額が少なくなっているかと思ひます。新会計制度において、そのような処理の仕方になっております。

以上です。

○**関根 修議長** よろしいですか。

他に質疑ございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 済みません、1点お願いします。

17ページの水道受益者分担金なのですが、赤谷地区の水道受益者分担金が幾らになったのか、教えていただきたいと思ひます。

○**関根 修議長** 上下水道課長。

〔町田 勉上下水道課長登壇〕

○**町田 勉上下水道課長** 4番議員さんの質問に対して答弁させていただきます。

平成26年度、赤谷地区で28件という細部説明したかと思ひます。その内訳なのですが、1件当たり、施設分担金と工事分担金があるわけなのですが、これを合わせて32万5,500円の28件分でございます。それと、1件20ミリを引く方もおりますので、その方については58万2,000円という数字になっております。

以上です。

○**関根 修議長** 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** それでは、富田議員のほうから事前に総括的に質問したいということがありましたので、一応、前例ありませんが、事前に申し出てありますので、事前者に対してだけ許可いたします。

1番、富田能成議員。

○**1番 富田能成議員** 許可をいただきましてありがとうございます。まず、冒頭でもっと前のタイミングで全体的なことを質問するべきだったのだと思ひます。私の質問漏れですので、大変失礼いたしました。

質問、確認させていただきたい点が2点ございます。まず1つが、水道事業会計まで全部くるめた予算全体の規模というところ。一般会計でいきますと34億6,300万円、それから企業会計の水道事業を抜かして浄化槽までで大体55億円ぐらい。会計制度が違うので、同じに足すのはどうかなのですが、一応水道事業会計の収益的支出、資本的支出全部足すと60億円ぐらいの規模になっています。もちろん会計ごとの繰り入れとか繰り出しがありますので、ダブっている部分があるのですが、金額的にはかなり昨年を引き続き大型の予算組みになったのだと思ひます。まず、トータルの予算規模というのが横瀬町の身の丈に比べてどうかというところのお考えをお伺いしておきたいと思ひます。これが1点です。

2つ目が支出のところ。とりわけ横瀬町を取り巻く環境は御多分に漏れず厳しくて、人口減少も続いていますし、高齢化も進んでいます。したがって、国民健康保険だったり介護保険だったりこういったところの負担はこれから潜在的にはかなりふえてくるということが予想されます。したがって、コスト意

識ですとか支出を抑えていくという発想は非常に重要になってくるのだらうと思います。そういう中で、とりわけことしの予算に関しては、従前の横瀬のスタイルとはちょっとスタイルが違のかなと感じた部分があります。前向きな取り組みをしていくということは大変いいことなのですが、新しい取り組みであればあるほど採算が合うのかとか本当に効果があるのかということはきちんと検証されなければなりませんし、入り口できちんと検証することも重要なのですが、始めた後常に必要かどうかということは検証していかなければいけないのだらうと思います。

そういう観点で1つ、これはちょっと各論になってしまうのですが、きのうもお話を聞かせていただいたブコーさん号の件です。これも町の負担が今回の増発等によってふえることになって、毎年一千数百万円がこのままいくと出ることが想定されます。横瀬町というのは、税収が今や11億円しかなくて、町税で区切ってしまうと4億4,000万円しかない限られた予算の中で毎年1,300万円程度の財源の裏づけのない支出を決めるというのは物すごく重い話なののだらうと思うのです。ですので、こちらに関して身の丈に合っているのか、それから持続可能性がどうなのかというところは再度きちんと検証していただいて、入り口のところで財源確保の可能性ですとか、あるいは支出削減の可能性ですとか、副町長も言及されておられた組み替えですね、組み合わせをかえる、合理化するという部分を入り口のところでもう一度慎重に検討していただいた上で執行していただきたいのですが、そのところご意見を最後に聞かせていただければと思います。

○**関根 修議長** 前半の部分の質問に対しては適切だと思いますが、後半の、細かい部分は別として、総論的な意味の答弁だったらオーケーかと思いますけれども、細部については1度そのときやっているとと思うので、その辺も加味して答弁していただきたいと思います。

副町長。

〔渡辺利夫副町長登壇〕

○**渡辺利夫副町長** 他の町村と比較してお答えしますけれども、それほど大型な予算というわけではありません。予算総額というのは、収入を見てどれぐらい使えるか、将来の見通し等を含めて決めるものであって、そういうところからいえば身の丈に合った予算というふうに認識しています。

それから、もう一つ、何度かご質問いただいたのですが、ブコーさん号については、常にコスト意識を持ってやるようにということで担当のほうにも指示しています。というのは、なぜいろいろ入れないかということ、まだ了解を得ていない事項がいっぱいあって、今その了解を得る作業中なので、例えば、教育長がいますけれども、スクールバスとどう合体できるかとか見通しはあるのですが、まだ地域の説明もしていないし、なかなか言えません。そういった面で来年度から、もう一つ言い忘れたのですが、福祉センターの送迎バスを一部廃止しています。そういった中で、いろんな事業を廃止したりしながら、今まで使っていた予算を吸収していますので、その辺をどう数字にイメージするかなかなか難しいところですが、見た目以上に経費はかかっていないということだけ、その辺についてもし必要があれば、またどういうところをどうに経費の削減をしたというようなことでお示ししたいと思います。

それから、今子育てについては、例えば膨大な金額が出ています。そういった中で、高齢者対策としては何をしているかというとなかなか、医療費等でかかっていると言われればそうなのですが、そういった生活支援のようなものに対してなかなか効果のある対策が打っていません。そういった中で、ブコーさ

ん号が横瀬町の中の、あるいは交通弱者と言うとおかしいですけども、車とか、あるいは息子さんや娘さんがいてもなかなか乗せてもらえないとか、そういった人たちが自由に外出できるというのは非常に効果があるというふうに考えています。特に、もしタクシー券を出すとかデマンドバスにするとかいろいろ検討しましたがけれども、今の体制で、今担当者のほうも需要調べをしながら、本当に適切なダイヤの編成をしています。そういった中で利用者もふえているというふうに思います。この事業によって、町長も言われたのですが、利用者がふえているようなこの事業を利用して、もっと高齢者が生き生きと暮らせるような町にしていく、その一つの中心的な事業にしていこうではないかというふうに今言われていますので、せっかく利用者がふえているこの事業を大事にしながら高齢者対策をしていきたいと思えます。

それからまた、一部、確かに芦ヶ久保方面での利用者は少ないです。少ないですけども、毎日走ることによってまた利用者がふえていけばいいなということで、一気に便数を減らすとかということは今考えていません。そういうこともコスト的になかなか運行が難しくなった場合は、地域を例えば、議員からも提案があったように、ある地域については2日に1回とかということもあるかもしれませんが、今のところそこまで検討しなくても、今のダイヤ編成が利用者拡大につながっているの、今のところまだ考えていないのですが、そういったことについてもまた考えていきたいというふうには思っています。

以上です。

○**関根 修議長** よろしいですか。はい。

それでは、以上で一括上程中の平成26年度予算7議案に対する質疑を終結いたします。

続きまして、これより討論に移ります。

まず、反対討論からお受けいたします。反対討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、次に賛成討論をお願いいたします。

7番、町田勇佐久議員。

〔7番 町田勇佐久議員登壇〕

○**7番 町田勇佐久議員** ただいま議長のお許しをいただきましたので、一括上程中の平成26年度一般会計予算を初めとする予算7議案に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

さて、我が国の経済状況は、安倍内閣発足後2年目に入り、アベノミクスと効果とデフレの改善に向かって進み始めておりますが、しかし当町においては義務的経費の低下が若干見られるものの、依然として財政状況は厳しいものとなっております。

まず、一般会計では、地方交付税あるいは県支出金等の減額があるものの、国庫支出金あるいは繰入金等により前年度比1.04%増の34億6,300万円が計上されて、町民と行政がお互いの役割分担を認識し、自助、共助、公助による協働のまちづくりに取り組む等、慎重に編成された予算であると思えます。

次に、特別会計予算ですが、主なものを見ますと、国保会計では昨年とほぼ同額の10億549万6,000円が計上され、また介護保険では5.3%減の6億1,570万円が計上され、主な歳出は保険給付費の5億9,055万1,000円であります。また、水道事業会計では11.3%増の2億3,666万4,000円が計上されて、前年度同様安定した予算編成となっている。

さて、デフレ状況は改善に向かいつつあるとはいえ、税収が思うように伸びない中、平成26年度の重点

施策である魅力プロジェクト、きずなプロジェクト、そして希望プロジェクトと目標に向かってしっかり執行されることを期待するものであります。

最後に、7議案の上程に当たり、町長を初め執行部の皆さんのご苦勞に対し厚く感謝申し上げるとともに、議員各位にも上程中の予算7議案に対して賛同いただけますようお願い申し上げまして、賛成討論といたします。よろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** ほかに討論ございますか。ございませんか。よろしいですか。

3番、内藤純夫議員。

〔3番 内藤純夫議員登壇〕

○**3番 内藤純夫議員** それでは、議案第16号、17号、18号、19号、20号、21号、厳しい財政状況の中、町長を初めとする執行部の皆様の努力がうかがえ、賛成いたします。

ただ、議案第15号の平成26年一般会計は、総額34億6,300万円と昨年をしのぐ大型予算となっております。予算の内容を見ますと、西武秩父線の利用拡大、高齢者及び子供対策、西武秩父駅南側道路の着手など横瀬町にとって緊急な課題が計上されており、おおむね賛成できるものであります。

しかしながら、教育費の中に横瀬町民グラウンドの土地購入費があります。用地買収を受けるのは横瀬町議会の議員であり、議会において借地の買い取りを優遇税制を活用して進めるべきとの自己利益誘導の発言をしておりますので、この買収は問題ありと思います。予算の中から町民グラウンドの土地購入費を削除し、借地契約を延長して、用地賃借料を増額しなければならないと思います。議案第15号 平成26年度一般会計予算には反対いたします。

以上です。

○**関根 修議長** 他にありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** なければ、以上で討論を終結します。

これより採決します。

なお、一括上程中ですが、各議案ごとに起立採決によって行います。

日程第1、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算は、これを原案のとおり決するに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○**関根 修議長** 起立多数です。

よって、議案第15号 平成26年度横瀬町一般会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第2、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は、これを原案のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第16号 平成26年度横瀬町国民健康保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第3、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第17号 平成26年度横瀬町介護保険特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第4、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第18号 平成26年度横瀬町後期高齢者医療特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第5、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第19号 平成26年度横瀬町下水道特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第6、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第20号 平成26年度横瀬町浄化槽設置管理事業特別会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。

続けて採決します。

日程第7、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算は、これを原案のとおり決定することに賛成の方はご起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員です。

よって、議案第21号 平成26年度横瀬町水道事業会計予算は原案のとおり可決することに決定しました。



◎町長あいさつ

○関根 修議長 ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。  
町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 一括上程いただきました平成26年度横瀬町一般会計予算を初めとする新年度予算7議案につきまして、議員の皆様にはご熱心にご審議をいただき、ご賛同をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

なお、新年度予算の執行に当たりましては、地方を取り巻く厳しい環境を踏まえ、細心の注意を払いつつ、職員とともに諸事業を計画的に進めるとともに、より効果的なものとしてまいりたいと考えております。今後とも議員各位及び町民の皆様には、より一層のご指導、深いご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○関根 修議長 以上で町長の発言を終了します。

小泉初男議員から欠席との通知がありましたので、ご報告申し上げます。



◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 続きまして、日程第8、議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○加藤嘉郎町長 上程されました日程第8、議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結についてであります。下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約を締結したいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○関根 修議長 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○大野雅弘まち経営課長 上程されました議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結について説明を申し上げます。

平成25年9月の議会定例会において議決をいただきました下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負契約に

つきましては、工期について変更したいことから本案を提出したものでございます。工期でございますが、現契約では期限が平成26年3月24日となっておりますが、工事の進行状況を考慮し、平成26年5月30日までに延長するものでございます。

以上、説明を終わります。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

12番、若林清平議員。

○**12番 若林清平議員** 今のまち経営課長の説明で工区の変更ということなので、それはわかりますけれども、主なおくれの原因というのは、今回の降雪も相当響いたでしょうし、それ以外に何か原因があったかどうかお聞きをしたいと思います。

それと、年度内に工事が終わらない場合、たしか事故繰越の扱いをしたことがあると思うのですが、そういう扱いになるのかどうか、その辺を確認の意味でお聞かせ願いたいと思います。

○**関根 修議長** まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** 12番議員さんのご質問に回答させていただきます。

おくれというか工期の延長ということで、2月の大雪ということも大きな要因と思われまして。

あと、予算の関係でございますが、補正予算の第3号で繰越明許費がございます。その中に社会資本整備の関係で繰越明許という形で、事故繰越ではなく繰越明許費という形で翌年度に繰り越しさせていただいております。

以上です。

○**関根 修議長** 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○**町田 多建設課長** 12番議員さんのご質問でございます。この繰越明許のときに、もしご質問あればちょっと説明をしようかなと思ったのですが、理由に関しましては、先ほど述べた降雪の関係、それは後に発生したことなのではございますけれども、これを上程する際に、まだ雪が降るかどうかわかっていませんでしたので、その前の理由としましては、この下横瀬橋の工事を今現在行っているわけなのではございますけれども、工事を行っている際に山留め工というのがございますけれども、その山留め工等の地山の地質が大変崩れやすい地質だったということで、そうした崩落防止を強化する施工方法等の見直し等も行っているということでございます。

また、構造物を支持する岩盤の関係なのではございますけれども、当初予定していた高さでは岩盤が出なかったのですね。そういったことも時間を費やしてしまった原因になっております。そういったことでございます。

○**関根 修議長** 他にございますか。

4番、大野伸恵議員。

○**4番 大野伸恵議員** 今の説明なのですが、それは入札の関係ですので、ほかの業者の方との入札で3月24日までということで、皆さん同じ条件で入札をとられたのだと思うのですが、こういうふうに入札方法が変わったとかというふうなところも、ほかの業者がもし勘案して3月24日までに間に合わなかったか

ら入札に申し込みしなかったとかというふうなことがあったらちょっと問題かなと思ったので、その点が1点と、あと私はこれは大雪のせいかなと思ったのです。それで、議決に必要なだから出てきたのかなと思ったので、議決の必要のない普通の一般の工事も工期というものを少し延ばしていただかないと業者の方ほとんど3週間ぐらいは仕事ができなかったような気がしますので、そこら辺の工期の延長というふうなものもあわせて教えていただければと思います。

○関根 修議長 建設課長。

〔町田 多建設課長登壇〕

○町田 多建設課長 4番議員さんのご質問でございますけれども、これは工事を9月に発注しまして、実際に準備をして工事にかかれたのが11月です。というのは、ここの工事は河川管理者のほうから渇水期でないと工事のほうを認めてもらえないというようなこともございまして、11月から5月までが渇水期になっておりますので、その間に工事をしてくれということで始めました。工事を始めて実際に工事にかかわってございましたら、実際に崩したり掘ったりそういった作業にかかわったわけですが、それを行っていく最中にそういうことが発覚しましたので、当初からわかっていたら、それはそういった内容の中で皆さんにご報告して応札に応じてもらったのですけれども、当初わからなかったことが工事の途中で発覚したということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

また、工期に関しましては、今回降雪によりまして約1カ月近く仕事ができない期間があります。ただ、これから時期もよくなりまして、仕事のほうも業者さん等々と打ち合わせしまして、なるべく一生懸命やっていただくということでお話をいただいております。そして、本来は5月31日ということで今回決めさせていただくのですけれども、もう少しなるべく早い時期に工事のほうは終わらせるような形をお願いいたしますということは業者さんのほうに申し入れをしておりますので、余りぎりぎりにならないようにやっていきたいと思っております。

以上でございます。

○関根 修議長 他にございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 なければ、質疑を終結します。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決します。

日程第8、議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第22号 下横瀬橋拡幅補強工事（下部工）請負変更契約の締結については原案のとおり可決することに決定しました。



◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 日程第9、議案第23号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔加藤嘉郎町長登壇〕

○**加藤嘉郎町長** 上程されました日程第9、議案第23号 財産の取得についてであります。公園等用地として取得をしたいので、横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出するものであります。

なお、細部につきましては担当から説明させますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 提案理由の説明を終わります。

続きまして、担当課長より細部について説明させます。

まち経営課長。

〔大野雅弘まち経営課長登壇〕

○**大野雅弘まち経営課長** 上程されました議案第23号 財産の取得について説明申し上げます。

お手元に資料を配付させていただいております。参考にしていただければと思います。1枚目が位置図、2枚目が公図の写し、3枚目以降が取得する土地の1筆ごとの登記簿の全部事項証明書でございます。

横瀬町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条におきまして、議会の議決に付さなければならない財産の取得は、予定価格700万円以上の不動産、もしくは動産の買い入れ、土地については、1件5,000平方メートル以上のものと規定されております。

取得する土地の場所ですが、町民グラウンドの駐車場の北側の山林でございます。国道140号皆野寄居バイパス開設工事の当時に代替地として埼玉県が取得したものでございます。現在代替地として不要となったものでございます。取得する土地の所在ですが、横瀬町大字横瀬字南前峠に位置し、6818番6、6819番、6820番、6821番1、6821番2、6822番2、6825番7、6826番1、6826番2、6828番1、6829番1の以上11筆でございます。地目は山林及び原野で、公簿面積合計3万2,593平方メートルでございます。取得する面積でございますが、当時に測量してあるため、実測の面積で取得することになります。合計3万2,837.51平方メートルであり、1平方メートル当たりの単価400円ですので、取得価格は合計1,313万5,004円でございます。土地の所有者につきましては埼玉県でございます。今申した土地を公園などの用地として取得するものでございますが、整備に当たりましては、町民の方々のご意見を伺いながら行いたいと考えております。

なお、取得する資金につきましては、土地開発基金にて取得する予定でございます。実際に整備を行う際には、町の一般会計にて買い戻すこととなります。

以上で説明を終わります。

○**関根 修議長** 説明を終わります。

質疑に移ります。質疑ございますか。

5番、若林想一郎議員。

○5番 若林想一郎議員 こちらの取得について賛成の立場で要望等を申し上げたいと思います。

当該地は、平成7年に埼玉県が皆野寄居バイパスの代替地として買収したもので、その価格は今回本町取得した金額1,313万5,004円の10倍以上の1億5,300万円ほどで買収されたものと思います。実に1億4,200万円ほど安く取得したわけでございます。私は、町民の一人として早くから当該地の取得を希望していましたので、今回の取得につきましては、町当局の行政手腕の高さに対して敬意と感謝を申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。これより町のいろんな施策が反映できるものと喜んでいるところであります。例えば先ほど説明にありましたように、都市公園、スポーツ公園等に転用して、将来横瀬町を担っていく人たちに夢と希望を与える事業だと思っております。そんな中で、地元の水利組合より…

○関根 修議長 ちょっといいですか。質問なので、もしだったら賛成討論のところでもらうと一番本当はいいのですけれども。だから、簡潔にやってください。

○5番 若林想一郎議員 要望というのは、水利組合がありまして、その水利がこれと隣接しておりまして、今管理が大変悪くて、篠、雑草あるいは雑木が茂っております。あと水路の管理も悪いものですから、こちらについての整備をお願いしたいという要望がありましたので、お願いをするところでございます。

○関根 修議長 質疑なので、本来質疑も要望はちょっと受けないのですけれども、一応要望ということで、それでは質疑なしと認めてよろしいですか。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 討論なしと認めます。

採決いたします。日程第9、議案第23号 財産の取得については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

〔起立全員〕

○関根 修議長 起立総員です。

よって、議案第23号 財産の取得については原案のとおり可決することに決定しました。



◎請願第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○関根 修議長 日程第10、請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書を議題とします。

お諮りいたします。請願第1号 「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書につきましては、会議規則第88条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○関根 修議長 異議なしと認めます。

よって、請願第1号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書については、委員会付託を省略いたします。

引き続き審議を続行いたします。

○**関根 修議長** この際、紹介議員の説明を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時32分

○**関根 修議長** それでは、再開いたします。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** では、請願の趣旨について説明させていただきます。

この請願の賛成した理由なのですが、請願の趣旨を読ませていただいて、かえさせていただきます。

地方自治法第99条の規定に基づき、次の事項を基本とする「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」を、国会及び関係行政庁に提出すること。

(1) 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。

(2) レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。

(3) 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校牛乳のびん化が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上です。請願、よろしくお願ひいたします。

○**関根 修議長** 紹介議員の説明を終わります。

続きまして、質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。日程第10、請願第1号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書」に関する請願書については、これを採択することに賛成の方は起立を願います。

〔起立多数〕

○**関根 修議長** 起立多数です。

よって、請願第1号「容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制

定を求める意見書」に関する請願については採択することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時35分

再開 午後 2時41分

○**関根 修議長** それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。



◎日程の追加

○**関根 修議長** ただいま4番、大野伸恵議員から、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、追加日程1として議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。



◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○**関根 修議長** 追加日程第1、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書についてを議題とします。

提出者に本案の説明を求めます。

4番、大野伸恵議員。

〔4番 大野伸恵議員登壇〕

○**4番 大野伸恵議員** 提出者として説明いたします。

ただいま上程をいたされました発議第1号の提出者として意見書の案を申し上げて、皆様のご理解を得たいと思います。この意見書は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書であります。提案理由は、容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書を、国会及び関係行政庁に提出したいというものであります。

案文を読ませていただき、提案にかえさせていただきます。

容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を  
促進するための法律の制定を求める意見書について

容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）は、リサイクルのための分別収集・選別保管を税負担で行うことになっているため、上位法である循環型社会形成推進基本法の3Rの優先順位に反して、リサイクル優先に偏っている。

このため、家庭から出されるごみ総排出量の減量は不十分で、環境によいリユース容器が激減し、リサイクルに適さない容器包装が未だに使われているのが社会の実態である。

根本的な問題は、自治体が税負担で容器包装を分別収集しているため、リサイクルに必要な総費用のうち約8割が製品価格に内部化されていないことにある。

このため、容器包装を選択する事業者には、真剣に発生抑制や環境配慮設計に取り組もうとする誘因が働かず、ごみを減らそうと努力している町民には、税負担のあり方について不公平感が高まっている。

今日、気候変動防止の観点からも、資源の無駄遣いによる環境負荷を減らすことは急務であり、デポジット制度の導入をはじめとした事業者責任の強化が不可欠となっている。

よって、下記の事項を基本とする容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める。

#### 記

- 1 容器包装の拡大生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集・選別保管の費用について製品価格への内部化を進めること。
- 2 レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進めること。
- 3 2Rの環境教育を強化し、リユースを普及するため、学校給食の飲料容器のびん利用が促進されるように、様々な環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成26年3月 日

埼玉県横瀬町議会議長 関 根 修

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣であります。

以上、よろしくお願ひします。

○**関根 修議長** 提出者の説明を終わります。

続きまして、賛成者の発言を求めます。

6番、赤岩森夫議員。

〔6番 赤岩森夫議員登壇〕

○**6番 赤岩森夫議員** 議長よりご指名をいただきましたので、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書について、賛成の立場で発言をさせていただきます。

容器包装リサイクル法は、リサイクルのための分別収集、選別保管を税負担で行うことになっているため、環境型社会形成推進基本法の3R（リデュース、リユース、リサイクル）のリサイクル優先に偏っているのが現状でございます。最近、ごみに対するごみを減らそうとする考えが薄れてきたように感じます。資源の無駄遣いにもなる環境破壊にもつながると考えております。意見書にあるように、容器包装の拡大

生産者責任を強化し、リサイクルの社会的コストを低減するため、分別収集、選別保管の費用について製品価格への内部化を進める。レジ袋使用料を大幅に削減するため、有料化などの法制化について検討を進める。また2R（リデュース、リユース）の環境教育を強化し、繰り返し使うことを普及させるため、学校給食の飲料容器の瓶利用が促進されるようにさまざまな環境を整備する。

この意見書について、議員各位におかれましてはご理解をいただき、意見書を採択し、関係各機関に提出されますようお願いを申し上げ、賛成者の発言といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○**関根 修議長** 賛成者の発言を終わります。

これより質疑に移ります。質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 質疑なしと認めます。

討論に移ります。討論ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 討論なしと認めます。

採決します。

追加日程第1、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書については、これを原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔起立全員〕

○**関根 修議長** 起立総員であります。

よって、発議第1号 容器包装リサイクル法を改正し、発生抑制と再使用を促進するための法律の制定を求める意見書については原案のとおり可決し、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、環境大臣、経済産業大臣、農林水産大臣、厚生労働大臣、財務大臣、消費者庁担当大臣に提出することに決定しました。



◎閉会中の継続審査の申し出

○**関根 修議長** ここでお諮りします。

各常任委員会委員長より地方自治法第109条第4項の規定に基づく所管事務調査を、また議会運営委員長より地方自治法第109条の2第4項に規定する調査を、会議規則第72条の規定により、それぞれ閉会中の継続審査としたい旨の申し出がありました。そのように取り計らいたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように取り計らいをさせていただきます。

---

○**関根 修議長** ここで、字句の整理についてお諮りいたします。

会議規則第44条の規定により、会議中の発言に際しまして、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○**関根 修議長** 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。



◎閉会の宣告

○**関根 修議長** 本定例会の会議に付された事件は全て議了しました。

これで会議を閉じます。

平成26年第1回横瀬町議会定例会を閉会します。

大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 2時51分